

# 米子市文化財保存活用地域計画



令和5年（2023年）

2023. 11. 21

鳥取県米子市・米子市教育委員会



## 米子市文化財保存活用地域計画目次

序章 文化財保存活用地域計画作成の概要	
1 計画作成の背景と目的	1
2 地域計画の位置づけ	4
3 計画期間	12
4 計画の進捗管理と自己評価の方法	12
5 米子の歴史文化遺産	14
第1章 米子市の概要	
1 自然・地理的環境	15
2 社会的状況	19
3 歴史的背景	24
第2章 歴史文化遺産の概要	
1 指定等文化財の概要	32
2 未指定文化財の概要	36
3 関連する制度	37
第3章 歴史文化の特性	40
第4章 歴史文化遺産の把握調査	
1 既存の歴史文化遺産の把握調査の概要	42
2 歴史文化遺産の把握調査の課題	46
3 歴史文化遺産の把握調査の方針	47
第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題・方針	
1 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像	48
2 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題	49
3 歴史文化遺産の保存と活用の視点と方針	53
第6章 歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用	
1 歴史文化遺産群	
(1) 歴史文化遺産群の考え方	57
(2) 歴史文化遺産群の設定	57
①甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群	59

②淀江瀉を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群	6 1
③中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群	6 2
④海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群	6 5
⑤米子の小路と地藏信仰の歴史文化遺産群	6 7
⑥砂丘地開発に挑んだ人々の営みの歴史文化遺産群	6 9
⑦鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群	7 2
⑧鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群	7 5
⑨ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群	7 7
2 歴史文化遺産保存活用区域	
(1) 歴史文化遺産保存活用区域の設定	8 0
(2) 歴史文化遺産保存活用区域	8 1
①米子城と城下町周辺歴史文化遺産保存活用区域	8 2
②古代淀江瀉周辺歴史文化遺産保存活用区域	8 3
第7章 歴史文化遺産・歴史文化遺産群・歴史文化遺産保存活用区域の保存と活用に関する措置	
1 措置の考え方	8 5
2 歴史文化遺産全体に関する措置	8 7
3 歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する措置	
(1) 歴史文化遺産群に関する措置	9 8
(2) 歴史文化遺産保存活用区域に関する措置	1 0 3
第8章 歴史文化遺産の防災・防犯	
1 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題	1 0 5
2 歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置	1 0 7
3 歴史文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	1 1 1
第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	
1 計画の推進体制	1 1 2
2 各主体の役割及び体制整備の方針	1 1 4

## 序章 文化財保存活用地域計画作成の概要

### 1 計画作成の背景と目的

#### (1) 計画作成の背景

**大山さんのおかげ※** 米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約にも登録されている中海、南は中国山地から伸びる丘陵地と日野川・法勝寺川沿いの田園地帯という、豊かな自然環境に囲まれています。また、海に湯が湧く皆生温泉、大山山麓の良質で豊富な地下水など豊かな自然資源を有しています。四季ははっきりとしており、穏やかで過ごしやすい日がある一方で、真夏の暑さや冬の降雪と強風、1年の寒暖差が大きという山陰特有の気候となっています。そして、大山の麓に暮らす私たちは、台風や豪雨等の自然災害が比較的少ない事も「大山さんのおかげ」と感謝して日々を過ごしています。

**交通の要衝「商都・米子」** 山陰地方における鉄道発祥の地である米子駅を中心とする鉄道網や高速道路（米子道・山陰道）、国道などの道路網が整備され、陸上交通の十字路に位置しています。また、山陰唯一の国際定期航空路線を持つ米子鬼太郎空港を有するとともに、国際航路を持つ境港市とも隣接しており、海外にも開かれた山陰の玄関口と呼ばれています。人や物の行き来が盛んな地の利を活かして近代以降は山陰の大阪にもたとえられる「商都・米子」として栄えてきた歴史があります。このような歴史で培われてきた特性のひとつとして、人と物が行き交う土地柄とそれに育まれた明るく開放的で進取の精神に富む市民性が特徴と言えます。

**米子の文化財** 本市には、古代から現代まで連綿と続く歴史と伝統、そして特色ある風土によって形成された、国指定の重要文化財、史跡をはじめとする数多くの文化財があります。例えば、市内中心地に遺存する国史跡・米子城跡や大山山麓に広がる淀江地区の古代遺跡群などは、高い学術的価値を有するだけでなく、一般公開されて市民にも親しまれ、郷土を愛する心の源となっています。これらの文化財は、近年では地域活性化や観光振興に資する役割が認識され、その積極的な活用も期待されています。

**米子市まちづくりビジョン** 米子市は、新商都米子の創造に向けた市の将来像として『住んで楽しいまち よなご』を掲げています。「逃ぎょい逃ぎょい（逃げよう逃げよう）と米子に逃げて、逃げた米子で花が咲く」とうたわれたように来るもの拒まずの開放的な市民性でまちを発展させることで、現在の「商都・米子」を築いてきました。平成17年の合併以後3次にわたって推進した総合計画を受けて令和2（2020）年に策定した第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略は愛称「米子市まちづくりビジョン」（以下、「まちづくりビジョン」）と呼び、その計画の実現に向け七つの基本目標を定めています。この中で歴史文化に関しては「5 歴史と文化に根差したまちづくり」として、本市の歴史・文化資源を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより米子を訪れる多くの人々と共有し、にぎわいがある、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざしています。

**少子・高齢化** 米子市の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査において 147,317人となり、5

---

※日本遺産・地蔵信仰が育んだ日本最大の牛馬市のストーリーでは、「ここには、人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら大山を仰ぎ見る暮らしが息づいている」とされています。

年前と比較して 1,996 人減少しました。しかしながら、年齢 3 区分別の人口割合をみると、年少人口は 0.3%、生産年齢人口は 1.5% 減少した一方、老年人口は 1.9% 増加しており、少子高齢化が進行している地方共有の状況が見られます。住民の文化財への関心は、米子城跡や上淀廃寺跡といった一部の顕著な文化財に限られ、それら以外の指定文化財や未指定の文化財への関心は、さらに低い状況も認められます。また、人口ビジョンの将来展望によると、今後は人口が減少していくものと推計されています。人口減少・少子高齢化の進行は、地域経済への影響のみならず、歴史文化を継承する担い手が不足することにもなり、それに伴って貴重な文化財の滅失や散逸にもつながることが危ぶまれます。過去から引き継がれた貴重な歴史文化をいかに継承していくかが、これからの大きな課題となっています。

**自然災害と文化財** 平成 7 (1995) 年の阪神淡路大震災、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災は、それまでの想定を超える甚大な被害によって、全国的に大きな衝撃を与えました。本市は昔から大きな地震のない地域とされてきましたが、平成 12 (2000) 年に発生した鳥取西部地震により最大震度 6 強を経験し、地震の空白地ではないことがわかりました。また、近年は地球温暖化に関係するとされる記録的な猛暑やゲリラ豪雨など激甚化した自然災害が各地で発生しており、人々の自然災害に対する意識は大きく変化しています。このような状況のなかでも、市民の心の拠り所となる歴史文化の保全は重要な課題です。防犯も含めた様々な危機に対応するための取り組みが必要であり、まずはどこになにがあるのか、悉皆的な文化財のリスト化が求められています。

**よなごの宝八十八** このたびの地域計画に先立って米子市では「伯耆国文化創造計画」の一環として、これまでの文化財の基準とは異なる、市民の日常生活に溶け込んでいる風景や樹木、路傍の石碑・石像、普段歩きしている小路や古道などにも目を向け、それらが長い歴史の中で市民に育まれてきた「よなごの宝」であるとして 87 件を認定（最後の 1 件は市民それぞれが決める）しました。実はこの時に市民から寄せられた宝の候補は 400 件近くあり、関心の高さがうかがわれます。こうした地域に埋もれている未指定の文化財が米子市及び市民にとって価値のあるものであることを「知り・気づき、学び、楽しむ」ことを通して保存・活用するとともに、観光等で訪れた人が本市のなりたちの魅力に触れ、楽しめるよう磨き上げることで、米子市全体に「文化の薫る、住んで楽しいまちづくり」の意識を浸透させる総合的な方策が必要となっています。

**文化財保護法改正** 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。このたびの法改正の主眼は、まさに地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力を強化することであり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことを目指しています。これを受けて鳥取県では、文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき文化財の保存・活用における現状と課題を整理し、今後の文化財保護の取り組みに対する基本的な方針を明確化するために、令和 2 (2020) 年 3 月に「鳥取県文化財保存活用大綱」を策定しています。本大綱は県内市町村による地域計画作成推進に益するものであること前提として作成されています。

さらに文化財保護法については、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日より無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度の新設や地方公共団体による文化財の登録制度を定める改正が行われました。

## (2) 目的

**地域社会の礎を目指して** 米子市には、人々の営みの中で、自然や風土、社会、生活を反映しながら今日まで伝承されてきた歴史文化や文化財等があります。このたび所有者等、地域、専門家、行政などが一体となって、指定・未指定に関わらず文化財を守り伝える方策を検討して、「歴史と文化に根差したまちづくり」をめざすための方向性と具体的な事業計画を示すために、文化財保護法第183条の3に基づく「米子市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画という）を作成することとしました。

地域計画は、人々が地域に所在する文化財が共有の財産であると再認識して、文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくための総合的な計画です。その保存と活用に官民協働で取り組むことにより、市民の歴史文化に対する意識の向上や、ふるさとへの誇りと愛着を深めていくことが期待されます。

**SDGs** SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。世界的に広がりを見せるSDGsの目標は相互に関係性を持ちますが、米子市まちづくりビジョンの目指す「歴史と文化に根差したまちづくり」は「11 住み続けられるまちづくり」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」と深く関わります。本地域計画の歴史文化や文化財の保存・活用の取組みは、SDGsの理念と重なるものであり、その推進はSDGsの目標達成にも資するものと考えます。

### 米子市文化財保存活用地域計画のSDGsの目標



**文化財の活用の推進** 史跡公園として整備された伯耆古代の丘公園（向山古墳群・上淀廃寺跡）、鳥取県立むきばんだ史跡公園（妻木晩田遺跡）は、これまでも学校等の遠足や歴史学習で利用されたり、遺跡まつりが行われたりと、憩いの場や体験イベントの場として活用されてきました。現在でも、ゴールデンウィークや夏休み等のイベント会場として盛んに活用を図っているところ です。

こうした史跡公園に加えて、米子城跡やそのほかの指定・未指定文化財等を効果的に活用し、その魅力を発信することにより、市外・県外の人々にも周知し、本市への誘いへつなげたいと考えます。さらに、外からの視点によって、市民が地域の文化財の魅力に気づき、文化財を後世に継承すべきとする意識が芽生えることが期待されます。住民と行政による官民協働の活発化が観光資源への訪問者等関係人口の増大にもつながり、来訪者が再び訪れたいまちを目指す好循環が生まれるような流れに寄与することも、地域計画作成の重要な意義と考えています。

本計画は、地域の歴史文化を掘り起こし、それらを特徴づける歴史文化遺産を幅広く捉え、的確に把握し、総合的に保存・活用していくことを目的とします。



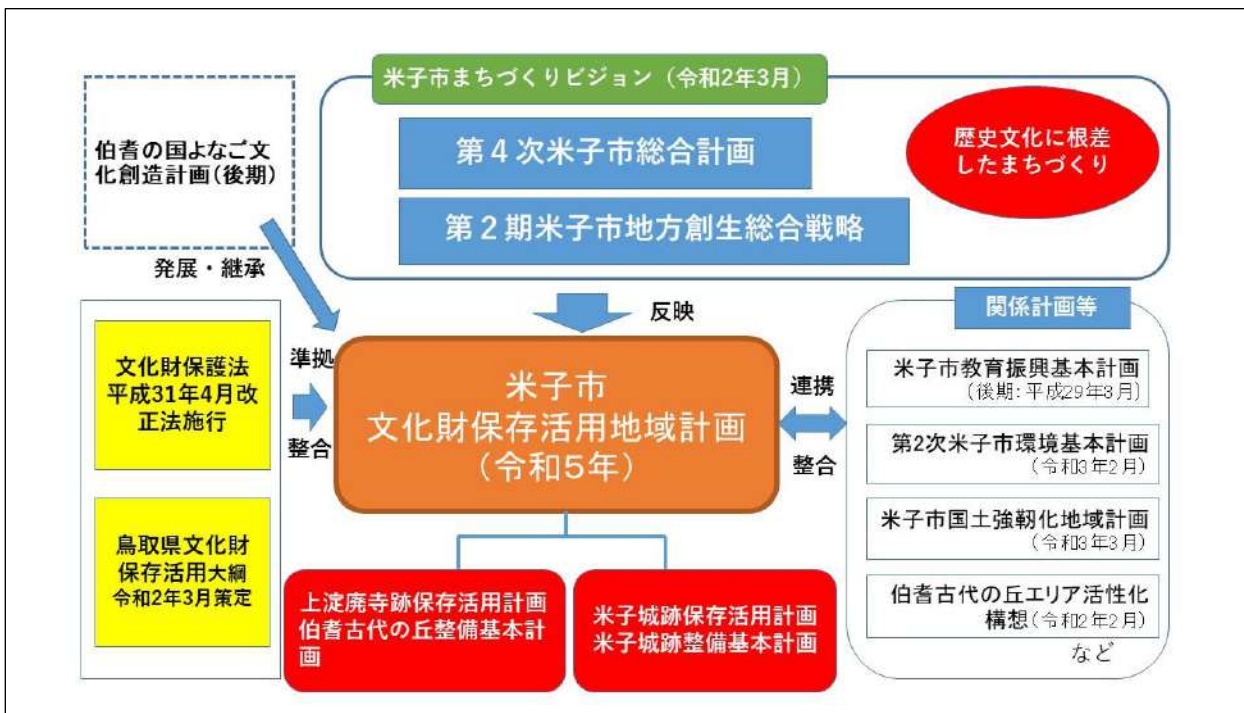
## 2 地域計画の位置づけ

まちづくりビジョンにおいては、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする基本構想において市の将来像として示された「住んで楽しいまち よなご～新商都米子の創造に向けて～」を実現するために設定したまちづくりの基本目標のひとつとして「5 歴史と文化に根差したまちづくり」を掲げています。さらにこの目標を達成するために「5-1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」「5-2 芸術文化活動の推進」「5-3 淀江地域における歴史・地域資源の活用」をまちづくりの基本方向として示しています。

地域計画は、まちづくりビジョンの基本目標「5 歴史と文化に根差したまちづくり」における「(本市の) 歴史・文化遺産を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより多くの方と共有し、にぎわいがある、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざす」ための文化財の保存と活用に関する総合的な計画と位置付けられます。なお、「5 歴史と文化に根差したまちづくり」は、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」とも関連付けられます。

また地域計画は、次に示すように、まちづくりビジョンの各基本目標のほか、まちづくりビジョンを頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがあります。特に「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」（平成25～31年）は、本地域計画に先行する文化財の保存・活用についてのアクションプランであり、同計画における主要な施策であった「歴史・文化遺産の活用」「歴史関係施設の整備・活用」等については、成果を評価したうえで必要な施策は地域計画でも引き継いでいく必要があります。

米子市文化財保存活用地域計画の位置づけ





## 上位・関連計画一覧表

	名 称	内 容	策定・改訂年月
①	米子市まちづくりビジョン (第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略)	米子市のまちづくりを推進するための基本構想・基本計画などを掲げている。	令和2年3月 令和4年12月 改定
②	米子市教育に関する大綱	子どもたちの育成のために米子市が目指すべき方向性や、それを実現するための方針を示している。	令和4年3月
③	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成24年10月 令和4年2月
④	米子市都市計画マスタープラン	土地計画法に基づき、米子市における都市計画に関する基本的な方針を掲げている。	令和元年6月
⑤	米子市中心市街地活性化基本計画(新計画)	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子などを掲げている。	平成27年12月
⑥	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区域、景観形成の基本方針などを定めている。	平成21年11月
⑦	第2次米子市環境基本計画	米子市のすばらしい環境を次世代に継承するために、環境に関する施策を長期的な視点で総合的に推進する基本計画を定めている。	令和3年2月
⑧	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画を掲げている。	平成17年3月
⑨	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目的に、基本方針などを示している。	平成27年4月 令和元年3月変更
⑩	米子市地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき米子市防災会議が作成した地域防災計画。	令和4年度修正
⑪	米子市国土強靱化地域計画	自然災害が起こった場合も市民の生命・財産を守り、被害を最小化する社会経済システムを構築する指針を示している。	平成31年3月 令和3年3月改訂
	個別の文化財の整備計画等	伯耆古代の丘整備基本計画(平成13年)、史跡米子城跡保存活用計画(平成29年)など	
	鳥取県文化財保存活用大綱	県内の文化財の保存と活用を推進するための考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示している。市町村による地域計画策定推進に益するものとするを目的とする。	令和2年3月
参考	伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画)	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成25年10月

## (1) 各計画の概要と地域計画との関連

## ①『米子市まちづくりビジョン』(「第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略」)

(米子市 令和2(2020)年3月策定、令和4(2022)年12月改定)

米子市の将来像『住んで楽しいまち よなご』の実現に向けて、令和2～11年度におけるまちづくりの総合的な指針を示す上位計画です。市政の柱となる7つのまちづくりの基本目標の下にまちづくりの基本方向を定め、それぞれについて、計画目標と主な取組・関連計画を掲げています。

米子市の将来像	<p><b>住んで楽しいまち よなご</b></p> <p>新しい挑戦の中で、人々が成長し、物事が前進し、まちの発展とともに市民が生きる喜びを感じ、人生の充実感を得られる「住んで楽しいまち よなご」を市民と共に創る</p>
---------	---

まちづくりの基本 目標	1 交通基盤の充実と人が集うまちづくり	2 市民が主役・共生のまちづくり
	3 教育・子育てのまちづくり	4 地産外商・所得向上のまちづくり
	5 歴史と文化に根差したまちづくり	6 スポーツ健康まちづくり
	7 災害に強いまちづくり	

基本目標	基本方向	計画目標と主な取組
3 教育・子育てのまちづくり	7 ふるさと教育の推進	<p>【計画目標】</p> <p>①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。</p> <p>【主な取組】</p> <p>①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成</p> <p>・米子の豊かな自然や歴史・文化遺産、先人の業績などを学ぶふるさと教育の充実</p>
5 歴史と文化に根差したまちづくり	1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信	<p>【計画目標】</p> <p>①遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備を推進します。</p> <p>②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業を展開します。</p> <p>【主な取組】</p> <p>米子城跡保存整備事業の推進</p> <p>米子城跡の魅力発信事業の展開</p>
	3 淀江地域における歴史・地域資源の活用	<p>【計画目標】</p> <p>①伯耆古代の丘エリアのにぎわいづくりに取組みます。</p> <p>②地域資源を活用したまちづくりを進めます。</p> <p>【主な取組】</p> <p>伯耆古代の丘エリアの活性化</p> <p>地域資源を活用したまちづくりの推進</p>

## ②米子市教育に関する大綱（米子市 令和4（2022）年3月策定）

「まちづくりビジョン」との整合性を図りながら、子どもたちの育成のために本市が目指すべき方向性や、それを実現するための方針を示すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき定められ、期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

米子市の目指す教育基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」と3つの基本目標と施策の方向性を掲げています。文化財に関しては、基本目標2「郷土で育む学びのあるまち」の施策の中で取組むものです。

基本理念	基本目標	内 容
ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさの あるまち米子	2 郷土で育む学びの あるまち	<p>米子の豊かな自然や歴史、芸術文化など、ふるさと米子について理解を深め、地域の未来の担い手として、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。</p> <p>【主な取組】 歴史的文化遺産の保存活用</p>

### ③ 米子市教育振興基本計画

(米子市教育委員会 平成 29 (2017) 年 3 月、令和 4(2022) 年 12 月改定)

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」と 4 つの基本目標を示した「基本構想」に基づき、それらを実現するための取組みを示した「基本施策」を掲げています。

これらの中で文化財に関連する施策は、「郷土で育む学びのあるまち（米子の財産である豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信しながら、市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めます）」の基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものです。

基本目標	基本施策	施策の概要
3 郷土で育む 学びのあるまち	3-3 歴史的文化遺産の保 存・活用	文化財保護の中・長期的な基本方針と短期的に具体的に取組むアクションプランからなる文化財保存活用地域計画を作成し、それに基づく文化財の保存整備の推進及び文化財の活用の展開に取組めます。 【主な取組】 ① 文化財保存活用地域計画の作成 ② 文化財の保存整備の推進 ③ 文化財の活用の展開

### ④ 米子市都市計画マスタープラン (米子市 令和元 (2019) 年 6 月)

都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念を「まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げています。そして、都市づくりの 5 つの目標のひとつに「歴史と自然を活かしたまちづくり」を掲げ、米子城跡や淀江地区などの遺跡、史跡と大山山麓から弓ヶ浜一帯に及ぶ自然を活かしたまちづくりを目指しています。

### ⑤ 米子市中心市街地活性化基本計画 (新計画) (米子市 平成 27 (2015) 年 12 月)

広域交通の拠点である JR 米子駅周辺、古くから形成されている商店街、米子城の町割りの跡が残る下町、歴史的・文化的遺産である寺町等、米子城跡、自然資産である加茂川を含んだ、概ね 196ha の区域を「中心市街地」と設定し、区域内の活性化を図ることとしています。

前基本計画の取組（平成 20 年 11 月～平成 26 年 3 月）の結果、課題の一つとして「歴史や文化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられました。そこで新計画（平成 27 年 12 月～令和 3 年 3 月）では、「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために、「施設の老朽化が進んでいる山陰歴史館を米子城跡の案内や下町観光の拠点施設として機能するような整備を進める」とともに「米子城跡の計画的な保存・整備に努め、歴史学習の場として活用するとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として、市民へ憩い



や安らぎの場を提供、また、様々なイベントの実施など、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める」ことを位置付けています。

なお、令和2年10月に行なった中心市街地アンケートでも中心市街地に住んでみたいと思う理由として「歴史的街並みや優れた景観、自然がある」を選んだ人の割合が平成25年度の3.7%から令和2年度には9.6%に上昇しており、その評価は高いことがうかがえます。

## ⑥ 米子市景観計画 (米子市 平成21(2009)年11月)

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目標としています。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域※」の3か所を景観形成重点区域としています。

大山景観形成重点区域には、日本遺産を構成する大山道（尾高道）が含まれています。また旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域は、城下町に起源をもち、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や加茂川沿いの白壁土蔵、町家、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域です。これらは、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としています。（※現在、「旧加茂川」は加茂川と呼称）

## ⑦ 第2次米子市環境基本計画 (米子市 令和3(2021)年2月策定)

平成23年度に策定した「第1次米子市環境基本計画」を踏まえて、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた「第2次米子市環境基本計画」を策定したものです。5つの基本目標を達成するとともに、長期的な目標として「2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロ」の達成をめざしています。5つの基本目標のうち④安心安全社会（SDGs3・6・11）を達成するための施策の柱のひとつ「2美しいまちづくりの推進」に向けた個別施策が設定され、文化財に関しては重点施策として「様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進」「有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の推進」の2施策がうたわれています。

## ⑧ 米子市緑の基本計画 (米子市 平成17(2005)年3月)

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定めています。米子市の歴史的風土のシンボルとなる米子城跡や加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑を市民の共有財産として将来へ引き継いでいけるよう、その保存と育成を図るとともに、深田氏庭園、粟嶋神社、安養寺、大神山神社、和田御崎神社などの多数の歴史資源と結びついた緑地についてもその保全を図ることとしています。本計画は全国の優良事例40選に選ばれています。本計画の目標年次は令和2年(2020)でしたが、引き続き緑地の保全及び緑化推進に関する指針として有効であるとともに、必要に応じて長期的な取組みについては継続されることとされています。

### ⑨ 米子市森林整備計画 (米子市 平成 27 (2015) 年 4 月)

森林法に基づき森林整備の基本方針、森林施業の推進方策などを掲げている計画で、市内にある地域森林計画の対象となる民有林の伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本事項等について定めています。

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林は、市民の保健・教育的利用等に適した保健文化機能の評価区分が高い森林として、米子城跡、粟嶋神社社叢（粟嶋）、むきばんだ史跡公園（妻木晩田遺跡）、伯耆古代の丘公園（向山古墳群・上淀廃寺跡）などが「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられています。

### ⑩米子市地域防災計画 (米子市 令和 4 (2022) 年度修正)

災害対策基本法の規定に基づき米子市防災会議が作成した地域防災計画です。共通対策計画の災害予防計画の中の文化財を各種災害から保護することを目的とする「文化財災害予防計画」において、保護管理責任者・保護管理の指導等とともに災害予防対策を以下の通り定めています。

対象の文化財	施設整備対策
建造物と美術工芸に属する工芸彫刻、及び考古資料等の有形文化財	<p>ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防設備の配備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。</p> <p>イ 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられる。</p>

### ⑪ 米子市国土強靱化地域計画 (米子市 令和 3 (2021) 年 3 月改訂)

大規模自然災害に対する「脆弱性評価」を踏まえ、米子市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した地域計画です。災害からの迅速な復旧・復興を脅かす起きてはならない最悪の事態として、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を設定し、被災による地域コミュニティにおけるアイデンティティの喪失を防ぐため、文化財を保護する必要があるとしています。以下のとおり重要業績目標を定めており、文化財保存活用地域計画では当面、文化財リストの作成を行っています。

重要業績指標（文化財の保存）	目標（R5）	事業主体	個別施策分野
文化財防災対策マニュアルの策定	計画策定	県	住環境
文化財ハザードマップの作成	作成検討	市	
文化財リストの作成	作成	県・市	
実技研修講習会等の実施回数	2回/年	県	

**(2) 個別の文化財の計画等****①伯耆古代の丘整備基本計画**（平成 13 年 3 月・淀江町教育委員会）

上淀麿寺跡と向山古墳群ほかを対象として、周辺環境や各遺跡の特徴を踏まえ、今後の整備に向けての基本的な内容を定めたものです。

**②史跡上淀麿寺跡保存管理計画**（平成 23 年 3 月・米子市教育委員会）

史跡指定地の周辺の寺域の追加指定を受けて史跡全体の保存と管理に関する計画を定めたものです。

**③史跡米子城跡保存活用計画**（平成 29 年 3 月・米子市教育委員会）

中・長期的な視点で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題を把握し、対応の方向性、方策を明確にしています。

**④史跡米子城跡整備基本計画**（平成 31 年 3 月・米子市）

前記保存活用計画の整備基本構想を踏まえて、城跡の遺構群の視覚的な顕在化を目指した具体的な整備計画です。

**⑤史跡米子城跡整備基本計画・三の丸編**（令和 4 年 3 月・米子市）

野球場跡地の史跡追加指定を受けて、三の丸の史跡公園整備の具体的な計画を示したものです。

**(3) 鳥取県文化財保存活用大綱**（鳥取県 令和 2（2020）年 3 月）

鳥取県文化財保護条例に基づき、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示しています。さらに県内市町村による地域計画策定推進に益することを目的としているものです。地域計画は本大綱を勘案して作成しています。

<p>基本的な考え方</p>	<p><b>【保存と活用に関する理念】</b></p> <p>県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へと繋げる。</p>
<p>文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p>	<p>1. 文化財の保存・活用の方針</p> <p>法令等に基づく文化財指定等を積極的に進める。また文化財の適切な維持等のために、行政側の経済的支援の確保と民間等の助成の活用を図る。</p> <p>文化財の価値を高め、新しい魅力を創造し、地域振興に益するよう積極的に文化財を活用する。そして地域住民等が「知る」機会をつくるため、教育・生涯学習や地域・観光振興、情報発信に取り組む。</p> <p>2. 文化財の把握と関連文化財群</p> <p>県内の文化財を素材としてつくり出す特徴的な 12 のストーリーを「関連文化財群」として設定し、積極的な文化財保存・活用を進め、より具体的な取組を実現する。</p> <p>3. とっとり遺産（仮称）の設置</p> <p>従来の文化財の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取り扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる制度を創設し、認知と保護の範囲を広げていく。</p>



#### (4) 参考計画等

##### 伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）（米子市 平成 25（2013）年 10 月）

米子市・淀江町合併協議会により平成 16 年に策定された「米子市・淀江町 新市まちづくり計画」の重点プロジェクトとして平成 19（2007）年 3 月に「伯耆の国よなご文化創造計画」の 15 年計画が策定されました。創造計画の基本方針として「歴史的文化の保護、活用と掘り起こし」が掲げられ、平成 24 年までの前期計画における主要施策として（1）歴史的文化（よなごの宝）の掘り起こし事業「よなごの宝 88 選」が展開され、ハード事業として（4）文化施設等の整備として埋蔵文化財センター整備、史跡上淀廃寺跡整備事業が実施されました。

前期計画の進捗状況や成果、課題などを踏まえ、平成 25（2013）年 10 月には、後期計画（平成 25～31 年度）が策定されました。後期計画では、次の 3 つの基本方針の下に 7 つの主要施策を掲げており、そのうちの（1）文化活動・人材育成の推進①歴史・文化資産の活用では、よなごの宝 88 選事業に加えて、地域の歴史・文化探訪、無形文化財の保存・伝承に取り組んでいます。また、（2）文化施設の整備・活用②歴史関連施設の整備・活用における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備を進めることとしています。

本地域計画は、伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）の方針を引き継いでいます。

基本方針	主要施策
(1)文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2)文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3)文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ④ネットワーク機能の充実

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、本市の市政運営の最上位計画となる『米子市まちづくりビジョン』の改定を見据え、『米子市教育振興基本計画』など関連する諸計画の期間との整合性や地域の実情を踏まえ、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度の8年間に設定します。この8年間に前期：令和5～7(2023～2025)年度、中期：令和8～10(2026～2028)年度、後期：令和11・12(2029・2030)年度の3小期に区分します。

なお、米子市まちづくりビジョンにおける基本計画の前期計画期間が令和6(2024)年度までであることから、令和7(2025)年度以降の後期計画策定と当初計画の進捗状況を分析して中間見直しを検討することとします。見直しの結果、下記の変更が必要と判断された場合は、計画内容を変更し、文化庁の認定を受けるものとします。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について鳥取県と文化庁に報告を行います。

	計画期間									
年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
地域計画	米子市文化財保存活用地域計画(8年間)								次期計画～	
時期区分	前期			中期			後期			
				▲ 中間見直し			▲ 総括			
総合計画	基本構想							次期総合計画		
	前期計画			後期計画						
教育大綱	米子市教育に関する大綱				次期大綱					

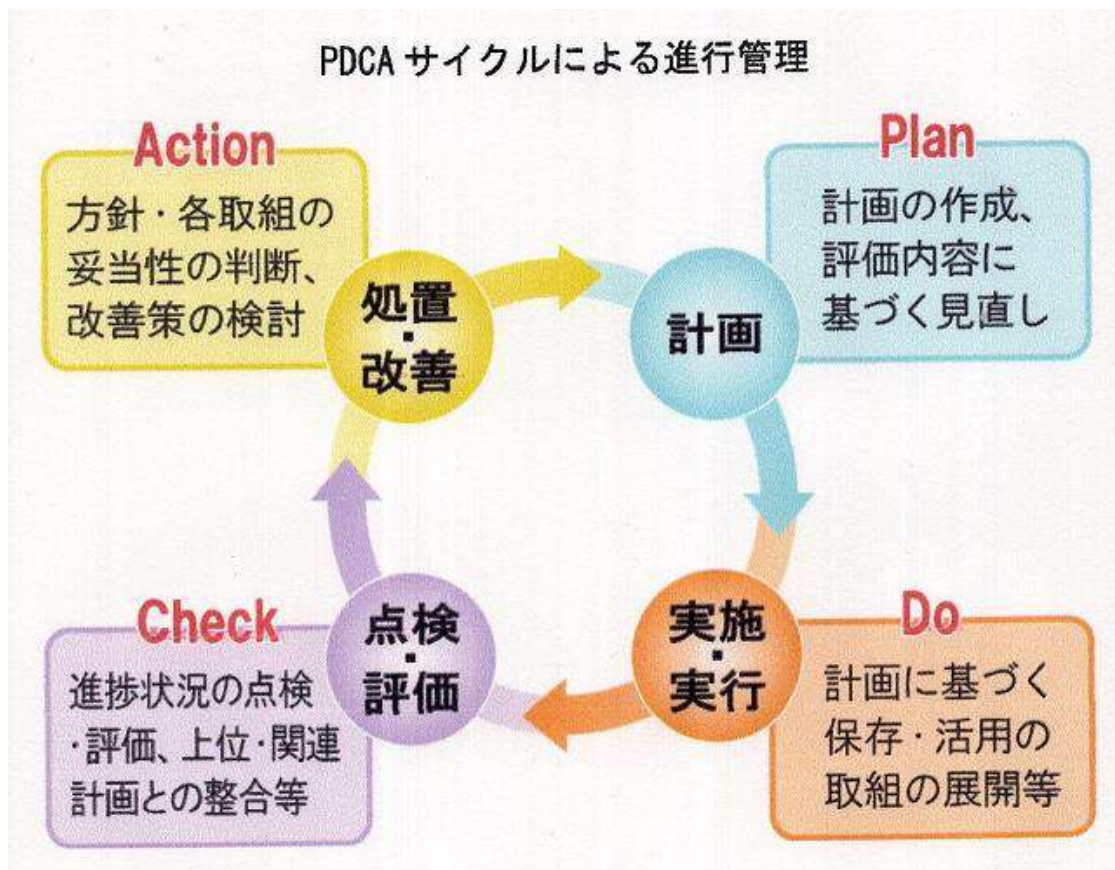
### 4 計画の進捗管理と自己評価の方法

国から認定された地域計画の進捗管理については、計画作成にあたって内容等を検討した米子市文化財保存活用地域計画検討協議会を発展させた地域計画協議会(以下、協議会と呼ぶ)における定期的なフォローアップを中心として、前期(中間評価)・中期(中間評価)・後期(総括)においてPDCAサイクル(「Plan(計画)」「Do(実施・実行)」「Check(点検・評価)」「Action(処置・改善)」)の進捗管理により、円滑かつ実効性のある取組みを実施していきます。短期サイクルでの進捗管理としては、文化振興課が中心となり、当該年次に行う各事業につ

いて目標値等を定めて自己評価表により進捗状況の確認を行うとともに、定例の協議会に諮ることとで点検を行います。この点検結果に基づき、翌年における取組方法等の見直しや改善を図ります。

初めての取組みであることから、時期区分の前・中期（令和 7（2025）・令和10（2028）年度）終了段階において、協議会を中心にそれまでの期間に実施した主要な取組みの進捗確認及び中間評価を行います。評価結果を踏まえて、今後の取組みに必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを検討します。長期的には、計画期間の最終年（令和 12（2030）年度）の総括として、協議会において期間中の全ての取組みについて進捗確認及び最終自己評価を行い、次期計画の立案・作成に取組みます。なお、評価指標の設定にあたっては、成果を客観的に表す定量的な指標とともに、歴史文化に関する専門的な内容や社会・教育的な影響なども考慮する必要から定性的な指標についても併せて検討し、収集可能かつ各取組に応じた適切な指標を採択していくこととします。

そして、市として取組む「まちづくりの目標と方向性」に基づいた評価も加え、さまざまな視点から本地域計画の重要な措置においては、PDCAサイクルに基づいた進捗状況及び効果の検証を行い、着実な事業実施ができるようにします。



## 5 米子の歴史文化遺産

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型であり、その他文化財の保存技術、埋蔵文化財が保護の対象となります。「鳥取県文化財保護条例」や「米子市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じています。このうち歴史・芸術・学術・鑑賞上の特に価値の高い文化財を指定、選定、登録、選択することにより保護の措置が図られてきました。これらを「指定等文化財」とします。もちろん、対象となる文化財全てが指定等されているわけではなく、地域に今日伝わる歴史や伝統、文化であっても、その価値が明らかでないなどの理由から、保存や活用の対象として扱われていなかった、いわゆる「未指定文化財」が多く存在します。また、文化財類型には当てはまらない伝承や特産品などについても「米子らしさ、特性」を象徴する重要な要素となっているものがあります。これらも本地域計画における保存活用の対象となります。

そこで、本計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境を「歴史文化」と定義し、その構成要素として、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土とともに生まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の歴史・文化・自然的遺産を指定、未指定に関わらず、米子の「歴史文化遺産」と捉えます。つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物、史料、遺跡、名勝地、動植物や生業・食文化・民俗技術、祭りや行事、風俗慣習、説話や伝承などが相互に関係し合うことによって創り出される周辺環境を含む総体なのです。したがって「米子の歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなす「地域の宝」として、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民が未来へ向かって歩みを進める時の道しるべとなるものといえます。（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年3月、文化庁）ならびに「鳥取県文化財保存活用大綱」（令和2年3月、鳥取県）





## 第1章 米子市の概要

### 1 自然・地理的環境

#### (1) 気候・気象

米子市は、鳥取県西部に位置しており、北は日本海的美保湾、西は中海に面し、東南部は中国山地の秀峰大山の山麓の一部をなしています。

気候は、日本海型の気候で、春から秋は好天の日が多く、冬は曇りや雪、雨の日が多くなります。年平均気温は 15.0℃と比較的温暖な地域です。夏は暑く、初夏の比較的早い時期に南風でフェーン現象が発生すると真夏日や猛暑日となることがあります。冬は、降雪地帯ではあるものの、県東部の鳥取市と比べると降雪量は半分ほどで、過去最深積雪は、平成 23 年(2011)1 月 1 日に記録した 89cm です。また、年最低気温の平均値は 0℃を上回りそれほど低くないため、凍結状態が続き根雪になることもほとんどありません。

#### (2) 地形・地質

市域の地形は、大きく分けて中国山地から流れる日野川下流域の両岸に広がる沖積平野の米子平野・淀江平野と、それを取り囲む丘陵部に大別されます。さらに、その北側には幅約 4 km、長さ約 17 kmの弓ヶ浜半島の砂洲低地が形成されています。

丘陵部は、中国山地から続く丘陵性山地と、大山火山に起因する火山性台地で構成されます。中国山地の主脈から北方の日本海に向かって延びる支脈は、北にいくほど標高が下がり、米子市の南方で沖積平野の下に埋没します。この丘陵性山地は標高 100m以下で日野川・法勝寺川・伯太川等の河川で分断されています。

大山火山に起因する火山性台地は、大山から西に向かって高度を下げて平野に埋没します。その西端に台地が広がっています。市域の南方には、南部町周辺に分布する古第三紀の花崗岩類や鮮新世の玄武岩類からできた山塊がありますが、市域の山塊は基本的には第三紀の法勝寺火砕岩層と米子流紋岩層から構成されています。

水系は中国山地の水を集める日野川と支流の法勝寺川が主な河川です。日野川は、中国山地に源を発する一級河川で、大山の西麓を日本海に向かって北流し、米子市と日吉津村の境で日本海に注ぎます。中心市街地を流れる加茂川は自然河川ですが、新加茂川は洪水調節のために掘削された人工河川です。

平野の少ない山陰地方では、米子平野は鳥取、出雲平野等と並ぶ大きな平野です。日野



米子市概要図



米子市周辺の地形図

川・法勝寺川などによって形成された扇状地性の沖積平野で、旧地形が河川堆積物の多量の土砂で覆われて現在の地形を形成しています。また法勝寺川の谷底平野には法勝寺川低地が広がっています。米子低地は市街地の大部分が相当します。米子流紋岩の山地によって日野川の扇状地と沿岸流による砂州形成とも遮られた地域で、海拔4m以下の低湿な土地が多く、北側には砂州が広がります。

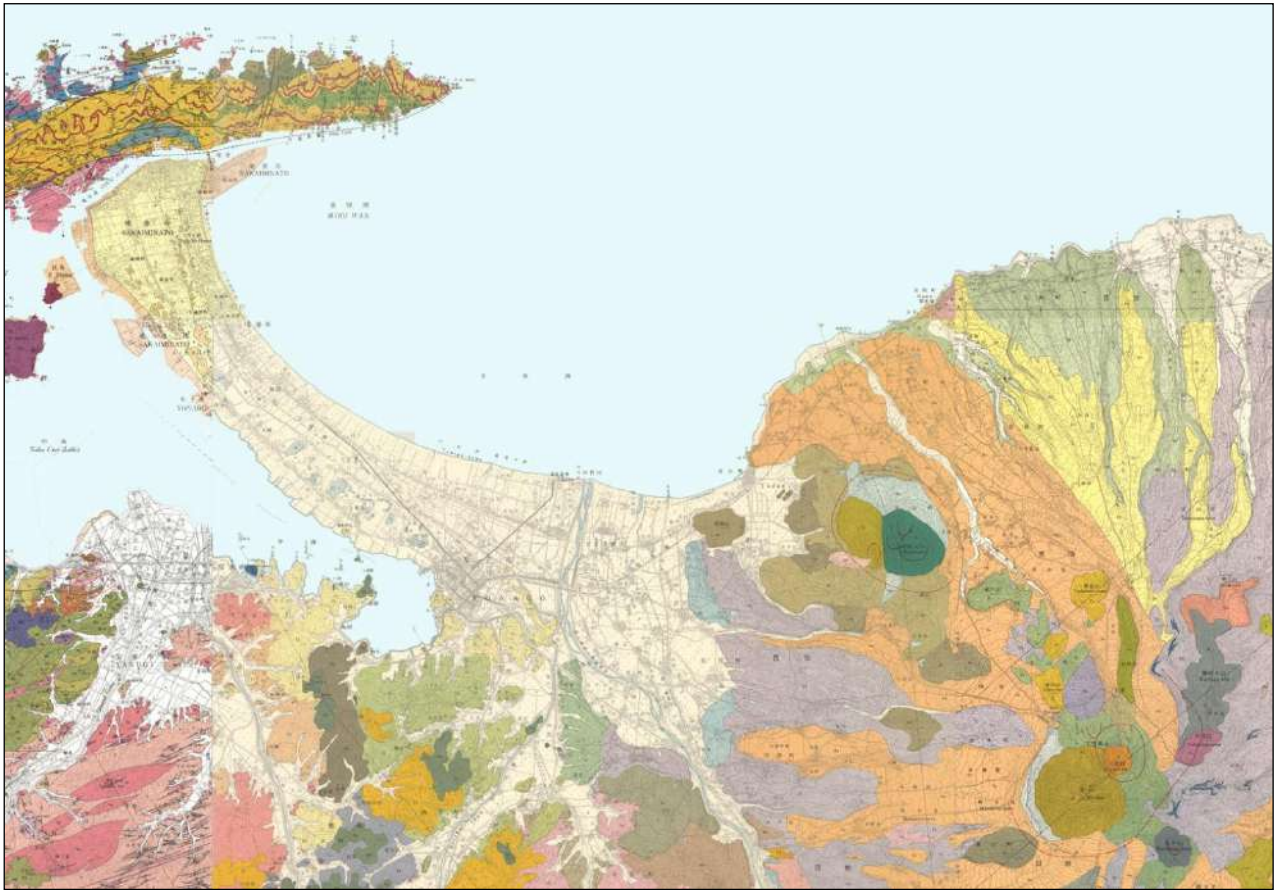
弓ヶ浜半島は、飯梨川や日野川からもたらされた砂が、島根半島を迂回する対馬海流の分岐沿岸流等によって運搬堆積し形成されたもので、日本最大級の砂州です。南縁は丘陵によって遮られています。砂州にはその長軸方向に沿って内浜・中浜・外浜の3列の砂丘列が発達しています。このうち古く形成された内浜砂州が幅も長さも最も大きく、境港市外江町まで達しています。内浜砂州はクロスナが形成されており、縄文時代後期の遺跡も確認されています。クロスナ層はかつての表土が埋没したものと考えられ、有機物による黒色を呈しています。その上に新しい砂層（シロスナ）が発達しています。日本海側から米子市周辺を眺めると、西側には弓ヶ浜砂州が広がり、南方には大山とその前方に孝霊山がそびえ、古くから海上交通の目印となっていました。

海域は中海と美保湾で、米子市の北西には汽水域である中海が形成されています。中海は、西側は松江市の大橋川を通じて宍道湖に繋がり、東側は弓ヶ浜半島によって区切られていますが、北部で境界水道によって日本海に通じています。中世以降の砂州の発達により砂丘地が形成されて美保湾と遮断されたもので、それ以前は、砂州が島状に点在し、その間は海峡状を呈して中海と美保湾が直接通じていたと考えられています。

### (3) 植生

日本海多雪気候区のもとにあつておおむね温暖気候区にまとめることができる市域の植生は、本来スダジイ・シラカシ等の常緑広葉樹による暖温帯照葉樹林が優占して分布しています。また、標高のやや高い大山山麓や島根県側の南西山地には、冷温帯系の一部混生も見られますが、このような照葉樹林は人為的影響により失われ、現在は神社・寺院の林や丘陵地等に残るのみとなっています。





米子市周辺の地質図

地質図凡例

新第三紀 [新第三紀]	r	埋立地	Tb	凝灰角礫岩	F	両輝石含有閃石黒雲母安山岩	Jr	流紋岩熔岩・貫入岩	
	a	礫・砂および粘土	Mf	火山岩塊および火山礫	Su	紫蘇輝石黒雲母角閃石安山岩	Ja	安山岩熔岩・火砕岩	
	c	砂	Na	火山岩塊・火山礫および火山灰	Sj	両輝石含有黒雲母角閃石安山岩	Ja	安山岩貫入岩	
	s	砂	l	粘土	N	両輝石含有黒雲母角閃石安山岩	Jm	黒色泥岩	
第四紀 [第四紀]	v	礫・砂および泥	S	角閃石黒雲母安山岩	K	両輝石含有黒雲母角閃石安山岩	Ko	砂岩・礫岩および泥質岩	
	s	礫および砂	M	紫蘇輝石含有黒雲母角閃石安山岩	C	紫蘇輝石含有黒雲母角閃石安山岩	Lr-G	酸性軽石凝灰岩	
	b	砂・礫および泥	Pp	普通輝石含有紫蘇輝石黒雲母角閃石安山岩	I	角閃石黒雲母安山岩	Ka	安山岩火砕岩	
	d	アルカリかんらん石玄武岩	Pj	両輝石含有閃石黒雲母角閃石安山岩	Aa	無斑晶安山岩	Jr	安山岩および流紋岩	
第三紀 [第三紀]	n	デイサイト火砕物	Lj	角閃石含有輝石安山岩	As	安山岩	Ja	安山岩熔岩および凝灰角礫岩	
	m	礫および砂	Li	両輝石安山岩	B	石英閃緑岩・ドレイイト・ひん岩・玄武岩・安山岩	Ja	安山岩火山礫凝灰岩	
	g	礫および砂	Ya	両輝石黒雲母角閃石安山岩	Ka	安山岩熔岩及び火砕岩	Tl	流紋岩熔岩(凝灰角礫岩を伴なう)	
	lm	ローム	K	両輝石安山岩	Kd	デイサイト軽石凝灰岩	Tl	流紋岩凝灰角礫岩および火山礫凝灰岩(熔岩を伴なう)	
	f	礫および砂	Sa	両輝石安山岩	Ko	砂岩・礫岩・安山岩・デイサイト火砕岩・泥岩及びシルト岩	Tf	流紋岩凝灰角礫岩	
	F	礫・砂および軽石	Sk	両輝石安山岩	Km	泥岩・シルト岩及び礫岩互層	Tt	流紋岩凝灰岩および火山礫凝灰岩(泥岩を挟む)	
	Sw	火山岩塊・火山礫および火山灰	Ya	紫蘇輝石黒雲母角閃石安山岩	Kp	流紋岩火砕岩(流紋岩溶岩を伴う)	Ta	花崗岩砂岩(凝灰岩を伴なう)	
	Pf	軽石・火山礫および火山灰	Tb	凝灰角礫岩(黒雲母角閃石安山岩熔岩を挟む)	Kr	流紋岩熔岩及び貫入岩(流紋岩火砕岩を伴う)	古第三紀	F	細・中粒黒雲母花崗岩
	M	礫および砂	Dw	アルカリ玄武岩溶岩	Ja	安山岩溶岩及び火砕岩		Sa	細粒(白雲母含有)黒雲母花崗岩
	I	粘土・砂および礫	Thp	礫・砂及び泥	Jp	流紋岩火砕岩及び溶岩(泥質岩を挟む)	白堊紀	Ga	優白質黒雲母花崗岩
	As	火山岩塊・火山礫および火山灰	新第三紀	角閃石粗面安山岩	Jr	流紋岩溶岩熔岩及び火砕岩(貫入岩を伴う)		Gb	細粒両雲母花崗岩
	Mf	火山岩塊・火山礫および火山灰		無斑晶安山岩	Jm	黒色泥岩・シルト岩及び頁岩(流紋岩凝灰岩を挟む)		Gc	粗～中粒黒雲母花崗岩
M	紫蘇輝石含有黒雲母角閃石安山岩	普通輝石撒攪石粗面玄武岩		Ha	安山岩溶岩	Gd		花崗斑岩	
M	紫蘇輝石含有黒雲母角閃石安山岩	撒攪石粗面玄武岩(火山礫凝灰岩を伴なう)		Hc	安山岩溶岩	Ga	アブライト質黒雲母花崗岩		
白堊紀	未詳	Gd	角閃石石英閃緑岩	Gd	角閃石石英閃緑岩	Od	デイサイト溶岩及び貫入岩	Gb	粗～中粒黒雲母花崗岩

現況では、南西部島根県境寄りや東部の大山山麓はアカマツ林・コナラ林となり、市街地に近い愛宕町・陰田町などでは植林されたスギ・ヒノキ林が多くを占めています。竹林はモウソウチク・マダケ林が山地の麓や集落の周縁に分布しています。市内には広い草原はありませんが、干拓地、海辺、河川の土手等に、これに相当する植物群落がみられます。

また、日野川の河川敷や中海沿岸等の水辺には、ヤナギ類やヨシ・ツルヨシ等を主とした湿地性の植生が見られます。いずれも帰化植物の割合が高い傾向にあります。

弓ヶ浜砂州の外浜海岸は細長い砂丘地となっており、防潮、飛砂防備のためのクロマツ林とハマゴウ、コウボウムギ等の砂丘植生が見られます。

#### (4) 動物相

南部の丘陵性山地では島状に発達した里山林、北西部の弓浜部では海岸林で占められます。このような生息環境から陸生動物については、低山性の落葉広葉樹林及び照葉樹林等の里山環境に依存する中・小型哺乳類、爬虫類、両生類が比較的多い特徴があります。

市域に生息している哺乳類のうち、小型哺乳類の生息分布域は市内のほぼ全域にわたっています。これに対して中・大型哺乳類の分布域は、大山山麓とつながる日野川東部地域と、中国山地とつながりを持つ南西部地域の2つに大きく分けられます。日野川東部の地域ではホンドギツネ・ホンドテンが、南西地域ではニホンザル・ニホンイノシシ・ホンドジカがよく姿を見せます。

爬虫類の多くは水田地帯・山林域に生息しています。しかし、市街化によりその生息域は減少しています。また両生類はカエル類を中心に特別天然記念物オオサンショウウオ等も確認されています。これらの多くは市内周辺部の里山環境に依存した種類で占められ、大山裾野に連なる日野川右岸域および島根県境地域で多く確認されています。

鳥類については、大山、日野川、日本海、中海等の自然環境の多様性に大きく関わりがあります。分布状況は南西から北西の中海最深部の鳥類、市中央部の都市鳥、南東部の村落耕地、林地型、北部の海型鳥類に類別されます。特に中海沿岸部については、水鳥の集団渡来地として優れており、繁殖地と越冬地を行き来する鳥類にとって大切な地域であり、学術的にも極めて貴重な地域として、ラムサール条約に登録されています。特に冬鳥については、位置的關係から朝鮮半島を経由して多種の鳥類が渡来してきます。また、近年は田園地帯を中心に兵庫県で人工飼育・放鳥された特別天然記念物コウノトリの飛来も確認されています。



ラムサール条約湿地(米子水鳥公園)



## 2 社会的状況

### (1) 米子市の市勢

米子市は、鳥取県の西端、山陰のほぼ中央に位置し、北西部で境港市、西部で島根県安来市、南部で南部町、伯耆町、東部で大山町、市域の北東部に日吉津村を囲い込んでいます。

市域は東西 21.2 km、南北 13.8 km、総面積は 132.42 km<sup>2</sup>で鳥取県全体の約 3.8%にあたります。



鳥取県の位置



米子市の位置

人口は、鳥取市に次ぐ県内第 2 位の 145,890 人（令和 5（2023）年 2 月 28 日現在の住民基本台帳）です。鳥取県西部圏域の中心都市として位置付けられ、近隣の境港市・安来市・松江市・出雲市の各都市圏と県境をまたいで中海・宍道湖経済圏を形成し、長い歴史の中で地域の文化、伝統を育み、人、モノ、文化等の交流拠点として重要な役割を担ってきました。

鳥取県中・西部は近世以前に伯耆国と呼ばれ、西伯耆に位置する米子は古くから山陰道の出雲、備中、因幡への分岐点として繁栄してきました。戦国時代末に吉川広家が米子城を築いた頃から、現在の中心市街地の本格的なまちづくりが始まり、江戸時代初期の中村氏や加藤氏が城主であった時代に城下町としての骨格が形成されました。堀を利用した海陸交通の条件に恵まれたこともあって、明治以降「山陰の大阪」とも呼ばれるようになる等、商業の町として発展してきました。

今日までその名残をとどめる旧城下町を核として広がる市街地には、市役所、鳥取県西部総合事務所、国の合同庁舎等の官公庁をはじめとした公的機関、JR 米子駅及び JR 西日本中国統括本部山陰支社、鳥取大学医学部等の高等教育機関、同医学部附属病院等の医療機関、コンベンションセンター等の文化施設、放送局や新聞社、金融機関、大型商業施設、そのほか山陰エリアを統括するような各種企業や機関等、行政、経済、文化、教育、医療、福祉、娯楽等に関する多種多様な都市機能が集積しています。

明治 35（1902）年に山陰で最初の鉄道が米子を中心に開通して以降、今日でも JR 山陰本線、備前線、境線の結節点として重要な役割を果たしてきており、道路では、一般国道 9 号、180 号、181 号、431 号等の主要幹線道路に加え、山陰道米子道路や中国横断自動車道岡山米子線の整備により、近年、広域交通の利便性がさらに高まっています。

また、米子空港（愛称「米子鬼太郎空港」）からは、国内線、国際線の航空路線の定期便が就航し、境港にはクルーズ客船の寄港もあり、鉄道や道路、空路、海路のいずれにおいても便利なアクセス環境にあります。鳥取・島根両県の接点として、また山陰地方の各方面への玄関口として、山陰随一の交通の要衝となっています。

コンパクトな市域に集積した都市機能、身近にある豊かな自然環境、充実した医療・介護環境、陸・海・空の優れたアクセス環境といった特徴があり、日常生活での利便性が高く、平成 27 (2015) 年に国（経済産業省）が作成した、地域の家計収支や地域の暮らしやすさを貨幣価値で示す『生活コストの「見える化」システム』において、「暮らしやすさ日本一」との評価を受けています。

産業について、平成 27 (2015) 年国勢調査における産業別就業者数は、第 1 次産業 2,451 人（産業別構成比 3.4%）、第 2 次産業 14,219 人（同 19.9%）、第 3 次産業 51,799 人（同 72.5%）となっており、平成 26 (2014) 年経済センサスにおける産業別従業者数でみると、最も多いのが「卸売業、小売業」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

工業については、平成 30 (2018) 年工業統計調査における製造品出荷額等でみた場合、最も多いのが「パルプ・紙・紙加工品製造業」であり、次いで「電子部品・デバイス・電子回路製造業」となっています。農業については、土壌の分布状況からおおまかに、弓ヶ浜半島の畑作地帯と南部及び淀江地区の稲作地帯とに分かれます。弓ヶ浜半島では、白ねぎ、にんじん、葉たばこ、花き等の生産が盛んに行われており、南部及び淀江地区の水田地帯では、稲作の単一経営が多く、山沿いに畑地、梨、柿、りんご等の樹園地が拓けています。漁業については、日本海的美保湾及び中海における海面漁業と日野川水系における内水面漁業が行われています。

## （2）行政単位の変遷

明治 22 (1889) 年の市町村制施行によって米子町が成立し、同 29 年からは西伯郡に属していました。大正 15 年には米子駅付近の成実村の一部が米子町に編入され、昭和 2 年に市制が施行され、新生米子市に同 10 年住吉村、同 11 年に車尾村、同 13 年に加茂村・福米村・福生村が合併して人口 5 万人の都市となりました。戦後は昭和 28 (1953) 年の町村合併促進法を受けて、同年には尚徳村・



米子市の公民館

五千石村、同 29 年には弓浜部の彦名村・富益村・崎津村・夜見村・大篠津村・和田村、南部の成実村、箕蚊屋の巖村、同 31 年には春日村が米子市に編入され、人口は 9 万人を超えました。さらに同 43 年には大高・県村が合併して出来た伯仙町が米子市に編入され 10 万都市となりました。

一方、淀江地区では、明治 22 年に淀江宿と西原村が合併して淀江町が発足し、昭和 30 年には淀江町と宇田川村・大和村と高麗村から分離した今津が合併した淀江町が成立しました。淀江町と米子市は平成 17 (2005) 年に合併し、現在の米子市が誕生しました。なお、旧米子市と旧淀江町に挟まれた日吉津村は単独村として現在に至っています。

このような経緯により成立した米子市の合併した旧村は伝統的な集落や新興住宅地も含めた地域的なまとまりを現在も有しており、基本的には公民館の地区として引き継がれています。本計画で作成した文化財リストも公民館地区ごとに取りまとめています。

### (3) 土地利用と景観

米子市の市域における都市構造は、概ね日野川による土砂の堆積によって形成された米子平野及び美保湾の砂州により形成された平地部で構成された北部地域と、秀峰大山をはじめとした中国山地に抱かれる南部地域、東部に位置し、南北を山と海に挟まれた淀江地域で構成されています。それらのほぼ中央に米子城を中心とする城下町に起源を持つ中心市街地が広がっています。

北部地域では、J R 米子駅から国道 9 号に広がる中心市街地を核として市街地が放射状に周辺へ拡大しています。市街地の北西部にある弓ヶ浜半島一帯は、境港市方面に向かって白ねぎ、にんじん、葉たばこ等の農地と集落地が帯状に延びています。

南部地域は、日野川流域に広がる平野部と大山山麓から中国山地につながる丘陵地により形成され、平野部のほとんどが水田を中心とする農地として利用されています。

淀江地域は、中央部と西部には、大山山麓から流れ出る河川が形成した沖積地が広がっており、主に水田や畑地帯、住宅地として利用されています。北には日本海を望み、南東側を占める大山山麓の大部分は森林で、一部果樹園などとして利用されています。

そして、市域を囲むように、西には汽水湖として日本で 2 番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海があり、北には壮大に広がる日本海（美保湾）や白砂青松の弓ヶ浜半島、東から南にかけては、「伯耆富士」とも呼ばれる秀峰大山やそれに連なる中国山地の山塊、丘陵地等、豊かな自然景観が広がっており、市街地の景観も含めこれらはすべて、変化に富んだパノラマ景観として米子城跡やむきばんだ史跡公園から一望することができます。

また、こうした自然景観のほかに、中心市街地の加茂川・寺町周辺地区等では、米子城跡や城下町等の歴史を物語る町並みや歴史的建造物等が歴史的景観を形成しています。

### (4) 交通

米子市へは J R 各線、高速道路を含む道路網、航空路等により容易にアクセスすることができます。公共交通でみると、J R 米子駅は山陰本線、伯備線、境線の結節点となっており、島根・鳥取方面からは山陰本線、岡山方面からは伯備線、境港方面からは境線を利用することができます。J R 米子駅は特急停車駅であるため、山陰本線、伯備線を経由する場合は、特急を利用することで、さらに利便性が高くなります。また J R 米子駅前には、東京、大阪、神戸、京都、広島、福岡方面を結ぶ長距離バスの発着点にもなっています。



空路では米子空港と羽田空港を約75分で結ぶ東京便が1日6便就航しており、米子空港からタクシー等を利用して、市街地へは約25分、米子空港駅からJR境線を利用して米子駅まで約30分の所要時間です。JR米子駅から淀江地域の最寄り駅である淀江駅までは、山陰本線で約15分の所要時間です。

自動車での米子市近郊へのアクセスは、鳥取方面、松江方面からは国道9号を、日野郡、西伯郡南部町・伯耆町方面からは国道180号、181号を利用するのが便利です。遠方からのアクセスは、山陰自動車道米子道（岡山方面からであれば中国横断自動車道岡山米子線を経由）を利用することになりますが、淀江IC、米子JCT、日野川東IC、米子南・中央・西ICが利用できます。

海外からのアクセスは、航空路による場合は米子空港、海路による場合は境港をターミナルとして、そこから陸路を利用することになります。

また、米子市に滞在する場合の主な宿泊地となるJR米子駅前から、山陰でも有数の温泉地である皆生温泉までは車で15分程度の距離にあります。

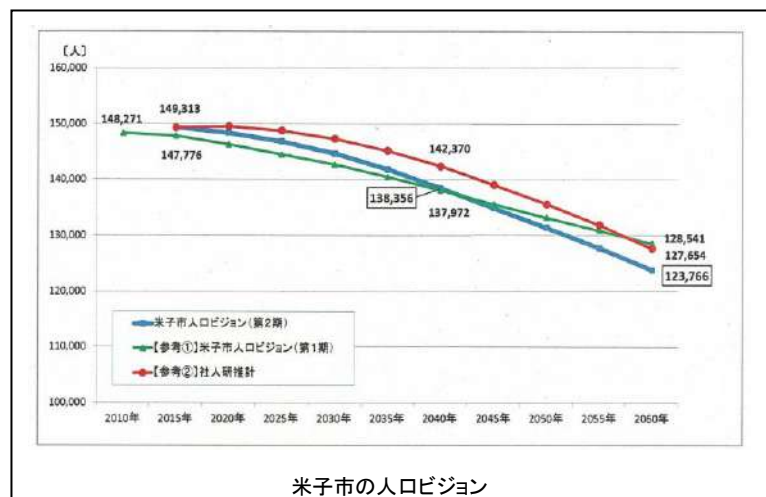
路線バスとしては、米子駅を起点に日本交通・日ノ丸自動車の各路線が便利です。また、市の施設や病院、買い物などに気軽に使える市内循環「だんだんバス」、淀江町巡回「どんぐりコロコロ」が運行されています。

### （5）人口ビジョン

国勢調査によると米子市の総人口は、平成2（1990）年以降は増加が続いていましたが、平成22（2010）年の調査では減少に転じました。直近の令和2（2020）年の調査では、5年前と比較して約2,000人減少し、147,317人となっています。

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口は減少する一方で、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が着実に進行している状況です。生産年齢人口については、1980年代から9万人台で推移してきましたが、平成22（2010）年には9万人を割り込み、平成27年ではさらに減少し86,473人となりました。

将来人口の推計は、2040年において138,356人、2060年において123,766人となっています。この結果を本市の人口の将来展望として掲げ、今後人口が減少していく状況の中で、いかに本市の活力を維持していくのが課題となっています。



### （6）文化観光資源

米子市は、紀元前から人々の営みが続く悠久の歴史と北に日本海、東に国立公園の大山、西にラムサール条約湿地である中海、南に中国山地から連なる山並み等、豊かな自然に囲まれたすぐれた立地にある都市であり、市内にはさまざまな歴史文化遺産が、観光資源として存在しています。



天の真名井



これらの歴史文化遺産や米子市の歴史文化等に関する資料を収蔵、調査研究等を行うとともに、展示・公開を行っている文化施設として、米子市の歴史全般に係る資料の収蔵展示や調査研究を行う米子市立山陰歴史館、埋蔵文化財の調査研究等を行う米子市埋蔵文化財センター、福市遺跡、青木遺跡の遺物を中心とした収蔵展示を行う米子市福市考古資料館、淀江地域の歴史民俗資料の収蔵展示や史跡上淀廃寺跡のガイダンス機能を持つ上淀白鳳の丘展示館があります。



上淀白鳳の丘展示館

また、本市を観光面からみると、大きく3つのエリアがあります。皆生温泉エリアは、白砂青松の風景と豊富な温泉資源を有する山陰最大の温泉地です。米子市街地の郊外にあり、国立公園大山を仰ぎ日本海に寄り添うすぐれたロケーションにあって、旅館・ホテル・日帰り温浴施設等の宿泊・レジャー施設が集積しており、四季を通じてスポーツやレジャーに華やぐ観光リゾート地のにぎわいをみせています。日本におけるトリアスロン発祥の地でもあります。

淀江エリアは、豊かな緑と名水に恵まれ、史跡の宝庫でもあります。弥生時代の集落跡や古墳時代の古墳、白鳳時代の寺院跡等、古代の史跡が集中するとともに「本宮の泉」、「天の真名井」といった大山山麓の伏流水が湧き出る名水の里としても知られており、標高 751.4mの孝霊山を中心に大山山麓の山々を仰ぐ、水と緑の自然にあふれています。

そして、旧城下町エリア（中心市街地）は、JR米子駅からも近く、米子城跡や近世から近代にかけての歴史を感じさせる古い町並み等を有し、ラムサール条約湿地である中海に接する新たな観光地として注目されています。



米子市埋蔵文化財センター



米子市福市考古資料館



上淀白鳳の丘展示館



加茂川・中海遊覧

### 3 歴史的背景

米子市では旧石器時代から人々の活動が確認でき、縄文・弥生時代の大規模集落跡や古墳時代の遺跡も数多く発見されています。中世には各地に豪族による城館が築かれ、近世には米子城の城下町として繁栄し、その城下町の商人によって近代から現代の「商都米子」の礎が築かれました。

#### (1) 旧石器時代

市域では、旧石器時代の遺構は現在のところ確認されていません。ただし、大山山麓や周辺の台地上では遺物が出土しています。長者原台地の諏訪西山ノ後遺跡では、ナイフ型石器がローム層中から出土しています。また泉中峰遺跡、原畑遺跡でもナイフ形石器が出土していますが、大山山麓北部で確認されているようなキャンプサイト的な遺構としての石器群は、今のところみつかっていないため、旧石器時代の様相については未だに不明瞭です。

#### (2) 縄文時代

縄文時代の初頭より人々の活動が見られますが、草創期に遡る遺跡は少なく、陰田第6遺跡等では尖頭器が、奈喜良遺跡等ではサヌカイト製の有舌尖頭器が出土しています。

本格的に遺跡が確認されるのは、早期以降です。大山山麓に位置する上福万遺跡は、早期の大規模な遺跡で集石遺構や土坑が多数みつかっています。また、押型文土器が多数出土し、さらに南九州と類似する土器が出土しており、広域で交流していたことがわかります。

早期末～前期以降は、安定して集落が形成され、中海や淀江潟の入海に沿った低地と大山の北・西麓の丘陵上に遺跡が集中します。中海沿岸は、中国地方を代表する縄文遺跡の密集地で陰田遺跡群や目久美遺跡等があります。前期は縄文海進期で、中海沿岸地域と淀江潟は豊富な水産資源を利用した漁労生活と背後の丘陵の狩猟生活に支えられ、中海沿岸の目久美遺跡や淀江平野の富繁渡り上り遺跡・鮒が口遺跡などは、入海沿いに立地する遺跡として知られています。

中期には遺跡数が減少し、海岸部では新たな遺跡はみられません。後期・晩期になると、再び遺跡数が増加します。淀江平野では沿岸で漁労を営んだ河原田A遺跡・井手勝遺跡が知られています。台地・丘陵部の妻木晩田遺跡、青木遺跡などでは何百基もの陥穴が確認されており、狩猟が盛んに行われたことがわかります。



井手勝遺跡の漆塗櫛

#### (3) 弥生時代

縄文時代晩期末から弥生時代に入ると、海退が進むことで中海沿岸は低湿地化し、農耕に適した土地が広がっていたと推測されます。こうした土地に水田が開かれ、周辺の微高地には集落が形成されます。弥生時代前期の代表的な遺跡としては、目久美遺跡があります。前期から中期にかけての水田が検出され、農耕具等の木製品も多く出土しています。淀江の今津岸の上遺跡では集落



目久美遺跡の弥生水田



を囲む環濠が確認されています。

弥生時代中期後半になると、丘陵上に集落の形成が始まります。中でも青木遺跡は中期後半から後期にかけて長期間存続した集落です。この他、米子市と大山町にまたがる妻木晩田遺跡では地域の拠点集落が丘陵上に出現します。陰田から新山にかけての丘陵部においても、中期後半から後期にかけて集落が営まれ、古墳時代前期へ続いていきます。丘陵部の大規模集落の出現には争乱や人口増等の社会的背景が考えられます。この時期の淀江潟周辺で暮らす弥生人の社会をパノラマ風に描いた絵画土器が、角田遺跡から出土して注目されています。

後期になると、中期から継続する拠点集落遺跡の他に、新たな集落遺跡が出現します。竪穴住居とそれに伴う数棟の掘立柱建物が集落内に散在する形で構成される小規模な集落が見取れ、これら後期に丘陵上に出現する集落遺跡からは、この時期の社会に大きな変動があったことが窺えます。また、妻木晩田遺跡などで四隅突出型墳丘墓が出現し、弥生から古墳時代への墓制の移行期と推測されています。尾高浅山遺跡では弥生時代後期前葉から始まる三重の環濠集落や、後期中葉から末の四隅突出型墳丘墓が発見され、福市遺跡では弥生後期、古墳時代の集落・土壙墓群が確認されています。

海浜砂丘域では、弥生時代の海退により弓ヶ浜砂州が出現し、古中海湾は潟湖となりました。錦町第1遺跡では弥生前～後期の土器が出土しており、博労町遺跡等でも弥生時代の遺跡が確認されていることから、前述のクロスナが発達した内浜砂丘域において集落が形成され始めたのは、この頃からです。

#### (4) 古墳時代

この時期の米子平野の集落遺跡は主に台地や丘陵の上に分布しており、福市遺跡や青木遺跡のように弥生時代後期から継続して営まれるもののほか、中期から形成される集落もあります。近年、砂丘域の博労町遺跡においても集落が検出されており、海浜部の拠点集落と考えられます。

米子平野の最古の古墳は日原6号墳で、弥生墓制の伝統を継承している方形墳です。次いで円墳の石州府29号墳からは中国製獣帯鏡が出土しています。加茂川流域の陰田・新山遺跡群でも古墳の造営が始まりますが、いずれも小円墳であるのに対して、弥生時代に拠点集落であった妻木晩田遺跡では、ヤマト王権による全国支配の象徴である前方後円墳が築造され、大型方墳・円墳を含む晩田山古墳群が形成されます。さらに淀江地域では、大型円墳の上ノ山古墳に続いて中期後葉～後期の50～60mクラスの前方向後円墳が集



四隅突出型墳丘墓群  
(国史跡 妻木晩田遺跡)



角田遺跡の絵画土器 (県保護文化財)



博労町遺跡出土の多量の土器



日原6号墳

中する向山古墳群が出現し、石馬谷古墳には石馬が樹立されていました。西伯耆最大の前方後円墳は、南部町の三崎殿山古墳（108m）が前期末の築造です。岩屋古墳（向山1号墳）は出雲地方の影響を受けた巨大な石棺式石室を持つ最後の前方後円墳です。

後期になると古墳数は爆発的に増加し、百塚古墳群・石州府古墳群・宗像古墳群、陰田古墳群などの群集墳が営まれます。米子平野では横穴墓も多くみられ、日野川左岸、法勝寺川流域に集中しています。代表的なものが陰田横穴墓群で、古墳時代後期における鳥取県内最大の横穴墓群です。初期の横穴墓は後背墳丘を伴う例が多く、箱式石棺、礫床・須恵器床を備え、横穴式石室を主体部とする古墳との関係をうかがわせ、こうした様相は県境を越えて出雲東部にも類例が見られます。

### （5）古代

奈良時代以降の律令制において、伯耆国には河村・久米・八橋・汗入・会見・日野郡の6郡が置かれました。旧米子市域は会見郡の一部、旧淀江町域は汗入郡の一部に相当します。さらに会見郡の下には12郷、汗入郡には6郷が置かれていましたが、位置のわからないものもあります。地名などから会見郡では、日下・安曇・美濃・蚊屋・千太・会見・半生郷、汗入郡では新井郷が相当すると考えられます。

会見郡家（郡衙）については、近年の発掘調査により、伯耆町坂長地区に所在する可能性が高まっています。この地区では長者屋敷遺跡などで奈良時代の官衙と推定される大型建物跡群、坂長第6遺跡では鍛冶工房が発見されています。この周辺には飛鳥時代後期の東面する法起寺式伽藍配置をとる寺院で、石製鷲尾を持つ大寺廃寺や、塔心礎が残存する坂中廃寺の古代寺院も知られています。今在家下井ノ上遺跡では、掘立柱建物跡や墨書土器、転用硯等が出土していることから、会見郡家の下部組織として、蚊屋郷の郷家である可能性が指摘されています。また、博労町遺跡では溝に囲まれた掘立柱建物群や、鍛冶関連遺構と共に、腰帯具、「厨」墨書土器などが出土しており、半生郷の官衙関連施設の可能性があります。陰田・吉谷周辺域は出雲、伯耆の国境に位置しているため古くから往来の要地であり、7世紀後半以降になると官衙との関連性の高い遺跡が出現します。この時期の集落遺跡として、福市遺跡や青木遺跡が知られています。

淀江町福岡には7世紀末に金堂の東側に南北に3塔が配置された独特の伽藍配置を持つ上淀廃寺が創建されます。廃寺からは国内最古級の彩色仏教壁画や塑像片が出土し、また「癸未年(683年)」と干支年号が刻まれた瓦が出土し、考古学・美術史上も注目されています。

全国的に施行された条里地割は、淀江の条里でよく旧状をとどめていましたが、圃場整備により条里区画は姿を消しています。古代山陰道については、条里に沿って汗入郡の上淀廃寺西側から会見郡の大寺廃寺、長者屋敷遺跡を通過して、伯耆町岩屋



向山古墳群（国史跡）



陰田横穴墓群



上淀廃寺跡（国史跡）

谷から南部町天万を抜ける南側のルート、もしくは米子市諏訪から古市を抜ける北側のルートが想定されています。

延喜式神名帳の伯耆国六座のうち会見郡には胸形神・大神山神の記載があり、宗形神社と大神山神社がこれに当たります。大神山神は承和4（837）年に従五位下、斉衡3（856）年に正五位下、宗形神は同年従五位上の神階が贈られています。

## （6）中世

古代末～中世の在地領主として紀成盛が知られています。承安2（1172）年大山寺に奉納した鉄製厨子銘文に「伯州会東郡地主、本系紀納言」とある成盛は、会見郡東辺の古代以来の貴族が土着、武士化したものと思われます。『大山寺縁起』には、紀氏と伯耆東部に力を持つ在庁官人である小鴨氏の争いの記述があります。この他、伯耆の日野氏や藤原氏、金持氏などは、荘園内に勢力をもった有力武士であったと思われます。この頃、末法思想の影響で各地に経塚がつくられ、長砂経塚・中山経塚には法華経が埋納されました。

平氏政権から鎌倉幕府と続く武士支配に対して倒幕による天皇親政を目指した後醍醐天皇の隠岐配流・脱出に関わる足跡は、船上山をはじめ伯耆国に多く残っています。米子市にも瓊子内親王ゆかりの安養寺や後醍醐天皇直筆論旨を含む相見家文書などが伝わっています。建武4（1337）年、山名時氏が伯耆国守護に任命され、以後、山名氏の子孫が伯耆国を支配します。『応仁記』によれば、かつての地頭である赤松・福頼・小鴨氏等は山名氏の下で伯耆衆と呼ばれています。南北朝以降、山名氏支配下の国人が中小の城館を構え、城下に家臣を集住させます。その後、中世後期の動乱期になると、国境の交通要衝や山陰道沿いの要地を中心に法勝寺城、柏尾小鷹城、鎌倉城などが築造され、市域にも石井要害・橋本要害・新山要害・戸上山城跡・飯山城跡・尾高城跡などの城が築かれます。西伯耆の領国支配をめぐる山名氏、尼子氏、毛利氏はこれら諸城を舞台に激しい戦いを繰り返しました。このうち尾高城は西伯耆の要の城でした。永正年間（1504～20）には行松氏が尾高城を居城としていましたが、尼子、毛利方と城主が変わり、永禄7（1565）年には杉原氏、天正10（1582）年には吉田氏が城主となり、慶長6（1601）年、関ヶ原戦後には伯耆一国の領主となった中村一忠が一時入城しました。



鉄製厨子（重要文化財）



長砂経塚出土品（市有形文化財）



桃形兜（市有形文化財）



尾高城跡（市史跡）



戦国末期になると、山陰一帯は毛利氏の支配下に入り、天正19(1591)年吉川広家は、東出雲・隠岐・西伯耆(八橋城と汗入・会見・日野)など12万石を分与されました。この年から広家は中海を望む水運の適地である米子に新しい城地を選んで湊山山頂の城の築造にかかりましたが、翌年から始まった文禄・慶長の役により、朝鮮に出陣し、米子城を完成させることは出来ないまま、慶長5年(1600)、関ヶ原戦の後、岩国に転封となりました。

中世集落遺跡は、現在のところ確認されていませんが、砂の移動が停滞した砂丘では盛んに農業生産活動が行われ、博労町遺跡、錦町第1遺跡では中世の畠跡が確認されています。また中世墓としては、13~14世紀代の日下古墓や15~16世紀代の別所中原地下式横穴などがあります。

### (7) 近世

慶長5(1600)年に中村一忠が伯耆18万石の領主となりますが、幼少であったため家老横田内膳の下、築城途中だった米子城を完成させ、慶長7(1602)年頃に入城したと考えられます。中村氏は米子騒動(横田騒動)を経て一代で改易となり、慶長15(1610)年に加藤貞泰が6万石で入府します。元和3(1617)年には因幡・伯耆二国の太守として池田光政が鳥取藩主となると、一族である池田由之が城主となります。寛永9(1632)年岡山から国替えとなった池田光仲が鳥取城に入ると、筆頭家老荒尾成利が米子城預かりとなり、米子の町の自分手政治を行うことが許され、以後幕末まで米子城下町は荒尾氏により統治されました。

荒尾氏の時代になっても大規模な都市改造は行われていないことから、吉川氏、中村氏の城下町時代の町割りが踏襲されたとみられます。米子組土と呼ばれる鳥取藩士と荒尾家家臣が住む城下の武家屋敷は、小原家長屋門以外は現存しませんが、近年、米子城跡遺跡群として発掘調査が行われて城下町の解明が進んでいます。

一方、外堀(加茂川)沿いには、江戸時代以降の商家の建物が残っており、廻船問屋を営んだ後藤家住宅などが当時の威容を見せ、後の商都米子への萌芽を感じさせます。

城下町の外、南部地区は古くから開発されていましたが、浜の目と呼ばれた砂丘地である弓ヶ浜地域は、江戸時代になってから形成された村が多くあります。これは鳥取藩郡奉行であった米村所平が日野川から水を引き、60年の歳月をかけた米川用水が宝暦9(1759)



博労町遺跡の中世の畠跡



米子城跡(国史跡)



後藤家住宅(重要文化財)



加茂川白壁土蔵群



芋代官碑(市民俗文化財)

年に境水道まで開通したことがきっかけとなり、新田開発や綿栽培が盛んになったことによるものです。「伯州綿」というブランドにまで育った弓ヶ浜半島産の綿は、江戸時代から明治時代にかけて主要な交易品となり、境港から北前船にのって日本海を往来しました。また伯州綿栽培の発展は、綿を原料とする弓浜緋や倉吉緋の発展にも大いに寄与することにもなります。それでも天災による不作は容赦なく百姓の暮らしを脅かします。飢えに苦しむ人々を救ったサツマイモを導入した石見国大森代官を祀る芋代官碑が弓ヶ浜半島にはいくつも見られます。

湊を持つ淀江には年貢米を納める藩倉が置かれていましたが、黒船来航をきっかけに鳥取藩も海防のために主要港湾に海岸砲台を建設し、西伯耆では境台場・淀江台場が残っています。やがて幕府の権威が揺らぎ、260年続いた江戸時代の終焉とともに、鳥取藩による武家支配も終わりを告げました。



鳥取藩淀江台場跡（国史跡）

## （8）近代

明治新政府は、版籍奉還・廃藩置県を断行して隠岐、因幡、伯耆は鳥取県となり、元藩士河田景与が権令(のちに県令)に任命され、米子町西町には、汗入、会見、日野三郡の事務を取り扱うため、鳥取県支庁がおかれしました。鳥取県は、一時島根県に併合されましたが、再置運動の結果、明治14(1881)年には、隠岐を島根県に残し、因幡と伯耆が現在の鳥取県となりました。明治22(1889)年の市町村制実施により、現在の米子市にあたる地域には、会見郡米子町と汗入郡淀江町の2町と22か村が成立し、明治29(1896)年に会見郡と汗入郡で西伯郡となりました。

徴兵令や学制といった社会制度の変革とともに、西洋の技術を取り入れた近代的な製糸工場が開業するなど殖産興業が進められ、米子商工会が明治24(1891)年に県下で最も早く結成されるなど、江戸時代以来の商都としての発展が続き、「山陰の大阪」と呼ばれるまでに繁栄を見せています。こうした商工業の発展を支えるインフラ整備として明治42(1909)年、山陰電気株式会社により日野川上流に建設された水力発電所から電気が送られ、米子町の中心市街地で点灯が実現しました。

当時は米子港を起点とした海運が盛んで、北陸はもとより、下関廻りで京阪神地方との交易も行われました。港周辺には、倉庫や事務所が立ち並び、灘町辺りは大変なにぎわいを見せていました。山陰最初の鉄道が起工されたのは境からで、明治35(1902)年には、境—米子—御来屋間に鉄道が開通しています。その後、東西に鉄道が伸び、貨物輸送が増大することで、米子の産業の発展に大きく貢献しました。明治45(1912)年には、山陰本線(京都—出雲今市)の開通を記念し、山陰鉄道開通記念全国特産品博覧会が米子で開催されました。繁華街が港に近い灘町、立町から、駅に近い道笑町、法勝寺町へと移り、海上交通から陸上交通主体へと変化していきました。

大正13(1924)年には、山陰地方初の電車(法勝寺鉄道)が米子—法勝寺間に開通し、翌年からは米子駅から皆生に至る米子電車軌道が順次開通しました。大正10(1921)年からは皆生温泉の開発にも積極的に取り組み、山陰の新しい観光地として繁栄するようになりました。

また、上水道の建設にも着手し、日野川の伏流水を利用することで大正15(1926)年に旧米子水源地から一般給水を開始しました。この時のポンプ室や水管橋が近代化遺産として残っています。

昭和2(1927)年には市制が施行され、戸数6,843、人口31,144人の米子市が誕生しました。当時



は、世界的な不景気でしたが、合併を進めながら市政は着実に充実・整備され、昭和 5（1930）年に建設された鉄筋コンクリート 3 階建の米子市役所（旧館）は市民の誇りでした。



米子市役所旧館（市有形文化財）



旧海軍美保航空隊飛行機用掩体（市史跡）

大正時代に陸軍飛行隊の演習場であった三柳飛行場は、1937(昭和 12)年に国際飛行場となり、東京・大阪と朝鮮・大陸を結ぶ中継基地となり、満州華北への定期便が発着しました。大篠津では海軍航空基地の建設が始まります。やがて、太平洋戦争が始まると、経済は急激に悪化し、人々の生活は厳しく統制されるようになりました。

## （9）現代

昭和 20（1945）年、第 2 次世界大戦が終わると戦後復興が始まりました。米子の町でも衣食住にかかわるさまざまな物資が不足し、深刻な食糧不足のため法勝寺町・紺屋町川筋・朝日町などにはヤミ市ができ、物価は著しく高騰しました。昭和 27（1952）年、サンフランシスコ講和条約が成立して、朝鮮戦争特需を経て日本経済は復興をとげ、「もはや戦後ではない」と言われました。

美保基地も終戦後直ちに占領軍に接收されて連合軍が進駐、昭和 33（1958）年まで駐留は続きました。その間に婦人解放などの改革も進み、女性参政権を認めた戦後初の国政選挙では、米子の助産師・田中たつが当選しています。新たに公布・施行された日本国憲法の下での初の市長、町長選挙では、文人市長として親しまれ、後に『米子界限』を書いた野坂寛治が選ばれています。建物強制疎開が行われた米子市では、街並みの復興も急がれ、都市再建整備のため、東町から新加茂川へ続いていた米子城の外堀が埋め立てられて、道路になっていきました。

農地改革や教育制度改革も進められ、小中学校の 6・3 制や、男女共学等が進められました。さらに、終戦直前に開校した官立米子医学専門学校は、現在の鳥取大学医学部に引き継がれています。

国から町村合併促進法が出されたのを受けて、米子市は尚徳・五千石・彦名・崎津・大篠津・和田・富益・夜見・成実・巖・春日の 11 村と、淀江町は大和・宇田川・高麗村今津の 2 村 1 地域と合併しました。伯仙町との合併は、昭和 43（1968）年に出された新法によるものです。

米子は鉄道の町といわれてきました。昭和 25（1950）年に米子鉄道管理局が開設されると、所管は鳥取・島根・山口 3 県という広大なものでした。やがて蒸気機関車に代わるディーゼル機関車が登場し、複線化、電化と鉄道は発展してきましたが、一方で道路網の整備とモータリゼーションも着々と進んでいきます。昭和 42（1967）年には法勝寺電車が廃止され、バス路線の拡充や長距離急行バス・定期観光バスの運行も相次ぎます。昭和 29（1954）年、美保飛行場の利用が許可され、民間航

空が再開され、アメリカ陸軍より返還された航空自衛隊美保基地が開設、民間空港としても米子の空の玄関として重要な役割を果たしています。

1950（昭和 25）年、現在でいうスーパーマーケットが開店すると、既存の小売業者との競合が激しくなり、商店街では全国に先駆け土曜夜市が始まり、大いに賑わいました。そして百貨店も続々開店して、米子の商戦は一層激しさを増していきました。しかし、車社会の到来により鉄道利用者が減少し、駅前通りから元町、本通りへ人の流れが変わったのも束の間、昭和 45（1970）年頃から大型駐車場を完備した郊外型ショッピングセンターの出現で旧市内の人口の減少と、郊外人口が増加するドーナツ化現象が顕著になっていきました。同時に減反政策により中海干拓に伴う淡水化事業が中止されたことなどにより、産業別では第 1 次産業の減少が起こります。

昭和 33（1958）年、全市民を巻き込む募金運動の後押しを受けて、文化施設の乏しかった米子に待望の公会堂が誕生します。その後、米子市美術館・児童文化センター・東山運動公園、淀江町には運動広場・町民体育館など、次々と文化体育施設がオープンしました。そして戦後 40 年を迎えた昭和 60（1985）年、鳥取県を会場に第 40 回国民体育大会「わかとり国体」が開幕し、淀江町はソフトボール競技大会の会場となります。この頃淀江町では、天の真名井が環境庁名水百選に選定、淀江傘の復活、伯耆古代の丘のオープンなど、史跡と名水のまち・淀江を象徴する取り組みが推進されました。中海では米子水鳥公園が開園し、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されました。

2000（平成 12）年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震は、淀江町震度 6 弱、米子市 5 強を記録し、古くから地震のない地とされていた米子市民に衝撃を与えました。戦後、日本の復興とともに成長を続けてきた米子でしたが、長引く不況に国も地方も厳しい財政状況にあります。その中で、市町村合併特例法の改正を受けて、2005（平成 17）年 3 月 31 日に米子市と淀江町が合併し、人口 149,803 人、面積 132.21 km<sup>2</sup>の新しい「米子市」が誕生して今日に至っています。



D51 形蒸気機関車（市有形文化財）



米子市公会堂（昭和 33 年）

## 第2章 歴史文化遺産の概要

### 1 指定等文化財の概要

米子市域に所在する指定等文化財は、国指定文化財 11 件、県指定文化財 20 件、市指定文化財 36 件、国登録有形文化財（建造物）17 件で合計 84 件、さらに記録選択文化財が国 2 件、県 1 件を数えます（令和 5 年 6 月末日現在）。

国指定文化財では重要文化財として石馬や後藤家住宅、史跡に妻木晩田遺跡（一部大山町）や上淀廃寺跡、米子城跡などがあり、遺跡・名勝地分野の記念物が 8 件と突出しています。また、県指定文化財として保護文化財・高田家住宅、無形文化財弓浜鉾などが指定されており、平成 16 年以降新指定が増加し、史跡を除き各分野まんべんなく認められます。市指定文化財としては有形文化財・米子市役所旧館、無形の民俗文化財・淀江さんこ節などが指定されています。指定件数を見ると、有形文化財では書跡・典籍の指定はないものの歴史資料 6 件を除けば、種別ごとに 2 件程度が認められます。無形文化財と民俗文化財では、有形の民俗文化財 2 件は顕著ですが、無形文化財と民俗文化財が淀江地域に集中しています。記念物では遺跡が 8 件と多い反面、名勝・天然記念物の指定は多くありません。なお、指定等文化財が集中している地区は、義方・就将・車尾と宇田川地区です。

以下、分野別に指定・登録文化財等の概要を述べます。

#### （1）有形文化財

##### ① 建造物

建造物に係る国重要文化財 1、県保護文化財 1、市有形文化財 2、国登録有形文化財（建造物）17 件があります。重要文化財として江戸時代の廻船問屋・後藤家住宅（主屋・一番蔵・二番蔵）、県保護文化財として高田家住宅（附家相図一枚）があり、市指定としては武家屋敷の旧小原家長屋門、近代化遺産としての米子市役所旧館と多様な建造物が指定されています。国登録有形文化財としては、旧米子市水源地旧ポンプ室ほか 17 棟が登録されており、登録基準は大半が「国土の歴史的景観に寄与しているもの」ですが、米子専門大店（原八十吉設計）、東光園本館（菊竹清訓設計）が「造形の規範となっているもの」と評価されているのは注目されます。

種別としては古民家・商家が指定されていますが、近世社寺建築の指定・登録がありません。一方、近代化遺産としては後述する歴史資料も含めて米子市役所旧館、旧日野橋などの保護が図られています。

##### ② 美術工芸品

美術工芸品については国重要文化財 2、県保護文化財 11、市有形文化財 16 件があります。以下種別ごとに記述します。

#### ア) 絵画

絵画としては、藩絵師片山楊谷の龍虎図屏風が県指定、画僧・嗒然作の朝比奈三郎、曾我五郎の草摺りを引く図（奉納額）、古曳盤谷筆龍之図天井画が市指定となっています。

#### イ) 彫刻

県指定は室町時代初期の木造十一面観音坐像、平安時代に遡る八幡神社の木造神像があり、市指定として安土桃山から江戸時代初期の八幡神社木造狛犬、境内狛犬としては県内最古（天明 4

年)の貴布禰神社石造唐獅子があり、数は多くはないものの時代・種類共に多様です。

### ウ) 工芸品

日本刀発祥の地にふさわしく、大神山神社所蔵の刀剣に重要文化財・短刀 銘備州長船住兼光(附金熨斗付合口拵)、県保護文化財・刀 無銘伝古伯耆物(附銀造糸巻太刀拵)、市有形文化財・太刀 銘安綱があります。その他、県保護文化財・鉄茶釜、市有形文化財・大谷家資料にも工芸品が含まれます。

### エ) 古文書

中世古文書としては、後醍醐天皇綸旨を含む相見家文書、山名・尼子氏文書を含む瑞仙寺文書、山陰歴史館所蔵長田家文書が県保護文化財に、近世文書としては瓊子内親王ゆかりの安養寺資料が市有形文化財となっていますが、指定数は多いとは言えません。

### オ) 工芸品及び古文書

竹島渡海に関わる大谷家資料が、工芸品及び古文書として指定されています。

### カ) 考古資料

重要文化財石馬、県保護文化財絵画土器、井手挾3号墳出土埴輪一括、上淀廃寺跡出土壁画・塑像、市指定有形文化財長砂経塚出土品、中山経塚出土品など、古代遺跡からの優れた出土品が顕著ですが、史跡の数に比べるとあまり多くはありません。

### キ) 歴史資料

県保護文化財としては、旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両(南部町にも所在)が鉄道の町・米子にふさわしい顕著な文化財です。市有形文化財としては、米子の歴史を物語る資料として米子城鯨、横田内膳墓碑および遺品、松南農兵隊関係遺品、水管橋(糶町・西倉吉町)、石馬顕彰碑、D51形蒸気機関車があります。多彩な分野を対象としており、指定数も比較的多い分野です。

## (2) 無形文化財

国指定はなく県指定2、市指定1件があります。工芸技術関係の県指定として、弓浜緋(保持団体:弓浜緋保存会)、革工芸(保持者:本池秀夫)があり、市指定としては淀江傘製造技術(保持団体:淀江傘伝承の会)があります。芸能関係での指定はありません。

## (3) 民俗文化財

国指定はなく、県指定3、市指定5件があります。

### ① 有形の民俗文化財

県指定は中海の藻葉を肥料とした特徴ある綿栽培用具(米子市・日吉津村)があります。市指定は2件あり、石像亀甲神社の道祖神神体、芋代官碑(4基)が、淀江あるいは弓浜地域の信仰の特性を表しています。

### ② 無形の民俗文化財

県指定2、市指定3件があります。このうち風俗慣習の県指定(記録選択)として、弓浜半島及び近隣地域のトンド、市指定の日吉神社神幸神事、上淀の八朔行事があります。民俗芸能の県指定として米子盆踊、市指定は淀江さんこ節があります。国指定はありませんが、鳥取県・島根県にわたる出雲・伯耆の荒神祭、上淀の八朔綱引きが国記録選択になっています。

## (4) 記念物

### ① 遺跡(史跡)



国指定が7件あり、県指定はありませんが市指定も8件あります。古代遺跡の存在が顕著な本市においては、明治時代から考古学が盛んであり、古代を中心とする遺跡の数も多いのが特徴です。国史跡としては、遺跡保存運動の結果、一部が指定された福市遺跡、青木遺跡と開発そのものを中止して弥生時代の集落全体が保存された妻木晩田遺跡（米子市・大山町）があります。また、伯耆古代の丘として史跡整備された向山古墳群、上淀廃寺跡、近世以降の米子の発展の契機ともなった米子城跡があります。最も新しい時代の史跡として、江戸時代末期の淀江台場跡が県内他市町の6件とともに鳥取藩台場跡として指定されています。

市指定としては弥生時代の目久美遺跡、古墳時代の陰田1号墳、石州府1号墳、中世の尾高城跡、近世の清洞寺跡、中村一忠墓地、荒尾家墓所と多彩です。近代遺跡の指定としては旧海軍美保航空隊飛行機用掩体が戦跡として県内で初めて指定されました。

## ② 名勝地（名勝）

国・県・市指定各1件があります。名勝庭園としては、国指定の深田氏庭園、県指定の心光寺庭園があります。一方、錦海八景など景観に関わる名勝として市指定の栗嶋があります。

## ③ 動物・植物（天然記念物）

国指定天然記念物はありませんが、県指定1、市指定3件があります。

### ア) 動物

動物の生息地指定はありませんが、日野川水系の河川上流部の生息地から流されてきたと考えられる特別天然記念物オオサンショウウオの発見例が多くなっています。また、ラムサール条約湿地である中海には水鳥公園を中心に国指定天然記念物マガン、ヒシクイなどの渡来が認められます。さらに日本産としては絶滅した特別天然記念物コウノトリが兵庫県豊岡市で飼育・放鳥され、個体の飛来が確認されています。

### イ) 植物

県指定の天然記念物としては栗嶋神社社叢があり、市指定名勝栗嶋と重複指定されています。市指定天然記念物としては和田御崎神社元宮社叢、青木神社社叢、米子城築城に伴い植樹された潮止め松があります。

指定等文化財数一覧表

令和5年6月末現在

類 型	有形文化財									無形文化財	民俗文化財		記念物		
	建造物	美術工芸品									有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡（史跡）	名勝地（名勝）	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	工芸及び古文書	考古資料	歴史資料						
国指定	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	7	1	0
県指定	1	1	2	2	0	3	0	3	1	2	1	2	0	1	1
市指定	2	2	2	2	0	1	1	2	6	1	2	3	8	1	3
国登録	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	3	4	5	0	4	1	6	7	3	3	5	15	3	4

類型	文化的景観	伝統的建造物群	合計	記録選択
国指定等	0	0	11	2
県指定等	0	0	20	1
市指定	—	—	36	—
国登録	—	—	17	—
合計	0	0	84	3

## 2 未指定文化財の概要

本市では、新修米子市史及び新鳥取県史編さんに伴う調査や県の各種調査で未指定文化財の調査が行われていますが、歴史文化遺産全体の総合的な調査は行われていません。一方、米子の宝88事業を通して未指定の文化財が多く存在することが知られています。これらに加えて公民館単位での地域調査の取組みなどをもとに、現状で地区ごとに把握できた米子の未指定文化財2,821件を米子市歴史文化遺産集計表にまとめました。文化財の区分で見ると、建造物233件、美術工芸品255件、無形文化財1件、有形の民俗文化財259件、無形の民俗文化財145件、遺跡221件、名勝31件、動物・植物・地質鉱物28件、伝統的建造物群3件、文化的景観2件、埋蔵文化財1,643件となります。

### (1) 有形文化財（建造物・美術工芸品）

近世及び近代の建造物（町家・西洋建築・寺社）は、調査が進んでいる旧城下町である中心市街地に集中しています。また、南部・箕蚊屋・淀江の田園地帯には茅葺民家が少数ながら残っています。美術工芸品については、現時点では、就将地区にある山陰歴史館（書跡・典籍、歴史資料、古文書）・美術館（絵画、彫刻、工芸品）・図書館（古文書）に収蔵・保管されています。一方、考古資料は五千石地区にある埋蔵文化財センターに一括して保管されています。また、鉄道の町・米子を象徴する鉄道関係の歴史文化遺産（建造物・歴史資料）が充実していることも特記されます。

### (2) 無形文化財

指定文化財以外の把握はできていません。

### (3) 民俗文化財（有形・無形）

指定文化財以外の把握は十分できていませんが、弓浜半島のトンド、南部のセントロマントロなど特色ある行事が行われています。また、信仰関係の有形の民俗文化財としては、地蔵信仰が盛んな加茂川周辺地域では地蔵が祀られ、8月の地蔵盆も盛大に行われています。また淀江地区にはサイノカミが各集落に祀られ、信仰を集めています。また、生活文化に関わる歴史文化遺産として、食文化や伝承・民話・歌謡・方言などがあります。弓ヶ浜半島で広く親しまれている郷土料理として「イタダキ（通称ノノコ飯）」などがあります。方言では全国的には「雲伯方言」と呼ばれる、いわゆる「出雲弁」が米子市域にも広がっており、「だんだん（ありがとう）」、「がいな（大きな）」などが特徴的な方言として知られています。

### (4) 記念物（遺跡、名勝地、地質鉱物・動物・植物）

遺跡（史跡）としては中心市街地に旧城下町を構成する出雲街道と中筋から派生する路地を当地方では「小路」と呼び、懐かしい佇まいを見せています。また、米子は水にも恵まれ、旧城下町には宮水などの名水井戸が知られており、眞名井の



セントロマントロ



米子の小路

泉をはじめとする淀江の名水（名勝地）として広く親しまれています。弓ヶ浜半島の大篠津・崎津地区を中心に旧海軍美保航空隊関係の戦争遺跡が点在するのも当地域の近代史を語る貴重な歴史文化遺産と言えます。庭園については町家での調査が進み、寺院が集中する寺町がある義方地区が他より突出しています。植物（天然記念物）はかつての植生をとどめる社叢が神社とともに点在するほか、ラムサール条約湿地に登録されている中海は、我が国最大のガンカモ類の越冬地として知られています。

#### （5）文化的景観

弓ヶ浜半島の砂丘地開拓のため。江戸時代に開削された境港市までの約 20 kmにわたる農業用水路があります。

#### （6）伝統的建造物群

江戸、明治時代に米子が商人の町として発展したことを物語る加茂川、外堀（現在は埋め立てて道路）の水路沿いに建てられた商家の土蔵群で、多くの橋が架けられて独特の風景を形成しています。

#### （7）埋蔵文化財（遺跡・古墳）

埋蔵文化財は、ほぼすべての地区に所在しますが、古墳等は平野に面する丘陵地が広がる尚徳・成美地区などの南部地域、大高・県地区などの箕蚊屋地域、宇田川・大和地区などの淀江地域に集中して分布しています。このうち前方後円墳については、全国的な集成により旧米子市 24 基、旧淀江町 26 基が記録されており、旧淀江町域における分布の濃さが顕著です。一方、中心市街地には博労町遺跡などの集落遺跡が、沖積平野の低湿地・砂丘地に埋没していることが知られています。また、近世以降に開拓が進んだ弓浜地域には、埋蔵文化財包蔵地はほとんど見られません。



上ノ山古墳・石室（淀江地区）

### 3 関連する制度

地域の歴史的の魅力や特色を通して我が国の文化・伝統を物語るストーリーとして文化庁が認定する日本遺産としては、米子市・大山町・伯耆町・江府町にまたがる「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」が認定されており、市域では「大山道（尾高道）」「旧加茂川の地藏」「大山おこわと大山そば」が構成文化財となっています。

また、生活文化に関わる文化財のうち地域に特有の食文化としては、大山おこわ・大山そば以外にも、郷土料理「イタダキ（通称ノコ飯）」が文化庁の推進する「100年フード～明治・大正に生み出された食文化」に認定されています。



米子加茂川地藏さん巡り

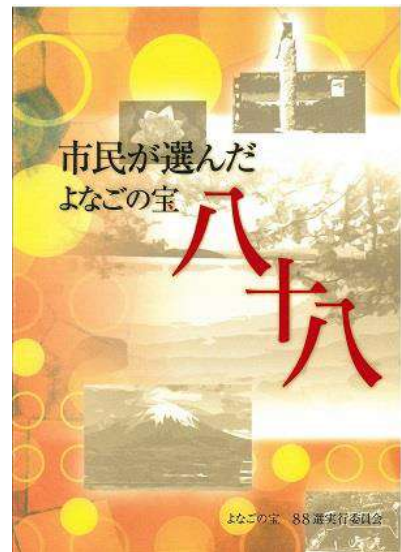


さらに米子市独自の取り組みとして「よなごの宝88選」※の選定を行っています。よなごの宝88選は、本地域計画の前身である「伯耆の国よなご文化創造計画」の取り組みの一環として、狭義の文化財のジャンルにとらわれず、地域に埋もれている歴史文化遺産を市民自らが調査を行って掘り起こし、約400件に及ぶ基礎的な資料集成の中から地域の宝として代表的な「よなごの宝88選」を抽出したものです。

※88とは「米」の字を「八十八」に解体したもので、米子の地名の謂れとされているものです。



100年フード・イタダキ



市民が選んだよなごの宝八十八

米子市歴史文化遺産集計表(付公民館区別指定文化財等数)

地区(公民館)	歴史文化遺産分類															指定等文化財
	公民館ごとの 数	公民館ごとの 広域(複数)	公民館単独	有形文化財 (建造物)	有形文化財 (美術工芸品)	無形文化財	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	記念物 (遺跡)	記念物 (名勝地)	記念物(動物・植物・地質・植物)	伝統的建造物群	文化的景観	周知の埋蔵文化財包蔵地		
啓成公民館	62	8	54	13	8	0	6	0	17	1	0	0	0	9	3	
明道公民館	92	9	83	23	9	0	7	1	25	1	1	0	0	16	4	
就将公民館	314	11	303	20	66	0	15	3	25	3	3	0	0	168	16	
義方公民館	143	12	131	38	19	0	19	4	38	10	0	1	0	2	15	
車尾公民館	69	11	58	8	10	0	4	2	4	0	0	0	0	30	8	
福生東公民館	35	9	26	3	4	0	4	7	8	0	0	0	0	0	0	
福生西公民館	24	4	20	5	7	0	2	2	1	2	0	0	0	1	1	
福米東公民館	41	7	34	2	5	0	14	6	5	1	1	0	0	0	0	
福米西公民館	17	5	12	1	3	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	
住吉公民館	21	8	13	0	5	0	2	5	1	0	0	0	0	0	0	
加茂公民館	32	7	25	1	3	0	3	15	3	0	0	0	0	0	0	
河崎公民館	23	6	17	4	4	0	7	0	2	0	0	0	0	0	0	
彦名公民館	26	5	21	1	7	0	2	8	2	0	1	0	0	0	2	
夜見公民館	32	11	21	2	7	0	1	8	3	0	0	0	0	0	1	
富益公民館	33	12	21	4	4	0	5	6	2	0	0	0	0	0	1	
崎津公民館	32	10	22	5	1	0	3	10	2	0	0	0	0	1	1	
大榛津公民館	35	9	26	3	14	0	1	4	4	0	0	0	0	0	3	
和田公民館	26	10	16	3	4	1	5	0	2	0	1	0	0	0	1	
五千石公民館	123	7	116	5	6	0	9	1	7	0	1	0	0	87	5	
尚徳公民館	148	5	143	8	5	0	12	3	7	0	0	0	0	108	1	
永江公民館	50	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1	
成美公民館	300	8	292	6	5	0	10	6	10	2	4	0	0	249	1	
巖公民館	42	8	34	12	4	0	8	4	2	0	1	0	0	3	0	
春日公民館	45	6	39	12	9	0	14	4	0	0	0	0	0	0	2	
大高公民館	192	5	187	12	12	0	23	1	1	0	1	0	0	137	4	
県公民館	297	6	291	9	9	0	13	3	5	1	4	0	0	247	3	
淀江公民館	82	9	73	11	8	0	23	6	12	1	0	1	0	11	5	
宇田川公民館	356	8	348	10	7	0	23	7	7	3	4	0	0	287	10	
大和公民館	293	9	284	11	9	0	15	5	5	1	1	0	0	237	1	
歴史文化遺産総数(単独)	2985	225	2760	232	254	1	255	124	200	26	23	2	0	1643	89	
広域(複数)	/	/	61	1	1	0	4	21	21	5	5	1	2	0	4	
歴史文化遺産 総計			2821	233	255	1	259	145	221	31	28	3	2	1643		

※「指定等文化財」

指定文化財89件のうち、複数公民館重複分「水管橋」11件2基:3公民館～明道・啓成・就将 「米子城跡」11件5基:2公民館～就将(山陰歴史館)、義方 「宇代官碑」11件4基:4公民館(夜見、富益、崎津、和田)  
 広域:4件～「弓浜耕」(県指定無形)、「出雲・伯耆の荒神祭」(国選択無形民俗)、「弓浜半島及び近隣地域のトンド」(県無形民俗)、「弓浜半島のトンド」(県選択無形民俗)  
 記録選択のうち、「上淀の八朔綱引き(国選択無形民俗)」は、集計除外(「上淀の八朔行事(市指定)」と重複しているため)、宇田川公民館1件

※「山陰歴史館収蔵資料」

山陰歴史館収蔵資料約22,000点は、就将地区に該当するが、指定文化財等を除いて本表には計上していない。

### 第3章 歴史文化の特性

米子市は、鳥取県の西端にあって島根県に接しながら、山陰のほぼ中央に位置しています。北は明治の文人・大町桂月が「大天橋」と激賞した弓ヶ浜半島から日本海を介して隠岐諸島を望み、西は出雲の宍道湖に続く汽水湖・中海に接しています。南は豊かな農地と古来よりたたら製鉄で栄えた中国山地からつづくなだらかな丘陵が広がり、東には『出雲国風土記』で火神岳と呼ばれ国引き神話にも登場する名峰大山（伯耆富士）が抜群の存在感を示しています。このように変化に富み、風光明媚な土地柄に先進的で明るい歴史文化が花開きました。

こうした米子の歴史文化の特徴については、「古代文化」・「交流」・「城と城下町」・「交通」・「砂州の開発」・「祭り」・「鉄道」・「商都」・「地蔵信仰」・「大山」といったキーワードを抽出することができ、特徴あるストーリーを描き出すことができます。そして、こうした自然・風土・景観に恵まれた地に各地から集まり、豊かな文化を築いた米子人（よなごびと）が心の支えとし、口々に讃えるのが「大山さんのおかげ」です。

#### ■石馬さんが語る原始・古代の歴史文化

魏志倭人伝や古事記・日本書紀などを除けば文献記録のほとんどない原始・古代の歴史は、地下に眠る遺跡の発掘調査により解明されてきました。特に淀江地域は、明治期の石馬の発見を契機として早くから考古学の調査研究が行われてきました。縄文、弥生、古墳、奈良・平安時代までの優れた遺跡が集中していることが明らかになっています。これは、この地がかつて淀江平野にあった古代淀江潟を天然の良港として、遠く日本海から望むことが出来る大山を目印とした海の交流における拠点であったことに由来します。南部地域と共に古代遺跡の魅力を体感できる地域といえます。

キーワード：古代文化、交流

#### ■交通の十字路としての歴史文化

中世から近世における米子は、東西方向には山陰道、北へは弓ヶ浜半島から日本海を渡って隠岐、南は日野往来で美作をへて備中・備後の山陽方面へ向かう、まさに山陰地方の交通の十字路としての位置を占めていました。戦国時代までは日野川東岸の尾高城が西伯耆の中心でしたが、吉川広家が月山富田城（島根県安来市）を離れ、大山寺の豪円僧正の御籤により中海に臨む湊山に新たに米子城を築いたことで、歴史地図に大きな変化が起こります。そして米子城の築城を契機として本格的な城下町・米子のまちづくりが始まります。大山山頂に朝日が昇るダイヤモンド大山を望む絶景の城として知られる米子城本丸からの360度の景観は、米子が山陰地方の交通の十字路として選ばれた地であったことを実感させます。

キーワード：城と城下町・交通

#### ■砂丘地に挑み、生きた人々の歴史文化

原始古代から開発された大山山麓の淀江・南部地域に対して、中心市街地は城下町の形成により近世以降に急速に開発されましたが、弓ヶ浜半島は未開の砂丘地として残ります。やがて江戸時代中期に始まった日野川から水を引く工事により、米川用水が開通して弓ヶ



米川用水(赤線)

浜半島全域で新田開発や綿栽培が盛んになりました。それでも天災による飢饉は容赦なく人々の暮らしを脅かします。飢えに苦しむ人々を救ったサツマイモを導入した井戸平左衛門を祀る芋代官碑が各地に残ることが、砂丘地の開発の厳しさを物語ります。こうして砂丘地に挑んだ人々の暮らしの中には、弓浜緋や小正月のトンド行事、郷土料理のイタダキ（通称ノノコ飯）など、今日まで特徴ある歴史文化が継承されています。

キーワード：砂州の開発、祭り

### ■商都の繁栄を支えた近代化の歴史文化

江戸時代に城下町であった米子は、外堀を利用した水上交通を最大限に活かし、商業の町としても発展しました。近代以降も鳥取県西部の中心都市として位置付けられ、近隣の各都市と県境をまたいだ経済圏を形成し、開放的なヒト、モノ、コトの結節点として商都「米子」が発展します。こうした産業の近代化の前提条件となるインフラ整備として道路・鉄道・水道、発電施設などの近代化がいち早く行われました。特に明治期に山陰初の鉄道が米子を中心に開通して以降、山陰本線、伯備線、境線の結節点である「鉄道の町」として重要な役割を果たしてきたことは見逃せません。ただし、近代化には影の面もあります。今も残る旧海軍航空隊の戦争遺産は平和への誓いを学ぶ大切な歴史文化遺産です。



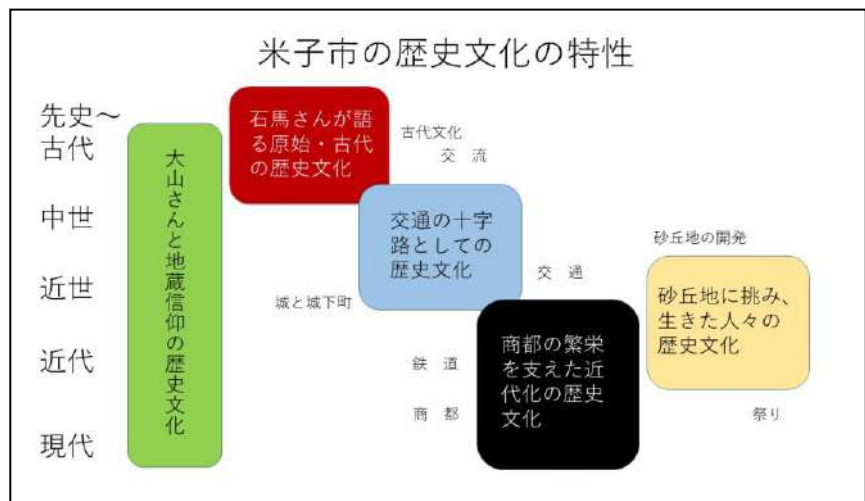
大山と旧日野橋

キーワード：鉄道、商都

### ■大山さんと地蔵信仰の歴史文化

米子のどこからでも、その美しい姿を見ることができる大山は、古くから神の坐す信仰の山でした。米子と大山は、古くからの参詣道である大山道（尾高道）でつながっており、大山信仰の中心である大智明権現の本地仏とされる地蔵菩薩の信仰は、米子を含む山麓地域に広がっています。米子の城下町を流れる加茂川や小路の傍らにたたずむお地蔵さんに、亡き人の成仏を祈って地蔵札を貼る「札打ち」や子供たちによる「地蔵盆」の祭りなど、お地蔵さんへの祈りは今も大切に引き継がれています。豊かな自然は、各地に残る「鎮守の森」でも感じることができます。開発などにより周囲の森林が消えていく中、信仰の対象である社を守る神聖な場として鎮守の森は大切にされてきました。ふもとに暮らす人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら、大山を仰ぎ見る営みは今も息づいています。

キーワード：地蔵信仰、大山





## 第4章 歴史文化遺産の把握調査

### 1 既存の歴史文化遺産把握調査の概要

歴史文化遺産の調査は、物件ごとに個別に行われる詳細調査と、建造物・伝統芸能などの種別ごとに悉皆的または総合的に行われる把握調査があります。後者としては近代遺跡や文化的景観など国が全国的な観点から行っているものと、建造物・民俗文化財・埋蔵文化財などについて都道府県が県内全域を対象として行っているものがあります。米子市独自の取組みとしては、市史編さんや山陰歴史館などの調査研究活動として歴史文化遺産についても把握調査がなされています。また、米子の宝88選を選定するため、多様な歴史文化遺産を把握する調査も行われています。以下には、主体ごとに把握調査について述べます。

#### (1) 県が主体となつて行った把握調査

##### 【建造物】

歴史的建造物の総合調査としては、民家緊急調査（昭和47年度）、近世社寺建築緊急調査（昭和61年度）、近代化遺産総合調査（平成8・9年度）、近代和風建築総合調査（平成15～17年度）が実施され、概ね全体像は把握されています。ただし、総合調査で把握した建造物のうち、未指定・未登録のものについて調査後の状態を継続的に把握できていないことから、令和2年度から過去の総合調査で把握した歴史的建造物の保存状態などの現況を把握する調査を実施しています。

##### 【美術工芸品】

美術工芸品に関しては、主に県立博物館が企画展の開催に備えて、絵画であれば沖一峨、土方稲嶺など藩絵師等の作品に関する調査を行い、図録、報告書、収蔵目録などにまとめられています。仏像については、鳥取県の仏像調査（平成14・15年度）がありますが、木造十一面観音坐像（県指定）など指定文化財を中心とした主要な仏像の調査にとどまっています。また、平成18年度から始まった新鳥取県史編さん事業において、古文書・考古資料について精力的に網羅的な調査が行われそれぞれ資料編が刊行されています。

##### 【民俗文化財】

県内全域を対象とした把握調査としては、諸職関係民俗文化財調査（昭和59・60年度）、民謡緊急調査（昭和61・62年度）、民俗芸能緊急調査（平成3・4年度）、祭り・行事調査（平成15～17年度）が行われています。また、県の記録選択である「弓浜半島のトンド」については、総合的な調査（平成21～24年度）が行われ、境港市22、米子市57、南部町9、伯耆町1件の詳細調査を行い、「弓浜半島及び近隣地域のトンド」が平成30年に県指定無形民俗文化財に指定されています。また、新鳥取県史編さん事業において民俗資料編が刊行されています。

##### 【埋蔵文化財】

埋蔵文化財においては、鳥取県教育委員会が県内全域を対象とした分布調査を実施しています。その後も記録保存により消滅する周知の埋蔵文化財包蔵地がある一方、新発見もあり、毎年鳥取県埋蔵文化財センターが整備する遺跡地図の改定がなされています。また、中世城館については、中世城館遺跡詳細分布調査（平成10～15年度）が行われており、米子市を含む県中・西部に相当する伯耆国で約210城館が把握されています。

##### 【歴史の道】

鳥取県教育委員会は県内主要街道の総合的な調査（昭和63～平成2年度）を「歴史の道」調

査として実施しています。調査事項としては、道及び川並びにこれらに沿った地域に残る遺跡の分布状況と保存の実態（両側それぞれ1km幅）と歴史文化遺産について調査を行っています。米子市域では「山陰道・伯耆往来」をはじめ西伯耆の交通の要衝としての「日野往来」、「出雲往来」、「法勝寺往来」、「境往来」と信仰の山・大山に至る「大山道」のうち尾高道などが該当し、沿道の道標・常夜燈なども数多く調査されています。

#### 【名勝庭園】

平成16年度及び平成22年度に県内市町村に対して行った名勝庭園の照会及び前記の近代和風建築調査に伴い把握された庭園の状況を踏まえて、令和2年度から悉皆調査と詳細調査が実施されています。

#### 【天然記念物】

平成15～18年度に特別天然記念物オオサンショウウオが生息する河川環境について調査が実施されています。市内の河川で良好な生息環境は認められませんが、上流部から流されてきた個体が保護されることがあります。また、自然保護の観点から鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップしてその現状などをまとめた「レッドデータブックとっとり」が発行され、随時更新（2022年改訂）されています。

### （2）米子市及び民間が主体となって行った把握調査

近年の米子市における歴史文化遺産調査として特記されるのは、平成4～22年度まで行われた新修米子市史編さん事業と、平成19～21年度まで実施された米子の宝88選の取組みです。

#### 【建造物】

平成23年度より、中心市街地（城下町）に残る町家・町並みの保存・再生を図り、それらを活かした魅力的かつ持続性のある米子のまちづくりの推進に寄与することを目的として「米子の町家・町並み保存・再生プロジェクト」が立ち上げられ、「米子の町家・町並みの基礎調査」が米子市の委託事業として行われています。基礎調査では、外観から約730棟の町家を含む歴史的建造物が残ることが把握され、併せて一部の町家の内部調査や実測調査も行い、町家・町並みの特徴が明らかにされています。

#### 【美術工芸品】

『新修米子市史』では通史編（第1～4巻）に加えて、第7～15巻を資料編に充て、考古・文献・絵図・地図・写真・映像・年表を収載しています。長期間にわたる市史編さんの過程で、古文書など未指定文化財にかかる膨大な情報が蓄積されています。

#### 【民俗文化財】

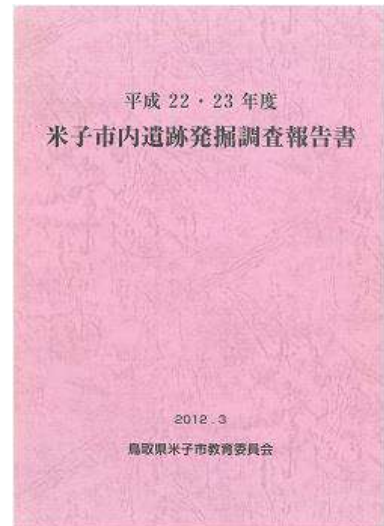
『新修米子市史』では民俗編（第5巻）を刊行しており、衣食住に始まり年中行事・民俗芸能から口承文芸・方言に至るまで詳細に調査が行われ、有形・無形の民俗文化財の情報が収集されています。淀江地域については『淀江町誌』民俗の章としてまとめられています。

各町の家屋数に対する残存町家数と推定建築年代一覧

町名	外観調査									
	家屋件数 (件)	町家数 (棟)	町家率 (%)	建築年代(棟)						
				江戸 後期	明治 前期	明治 中期	明治 後期	大正	戦前	戦後
内町	120	24	20	2		1	9	11	1	
天神町1	23	10	43			2	2	3	1	2
天神町2	52	8	15			2	1	1	2	2
灘町1	63	29	46	1	5	11	5	5	2	
灘町2	130	44	34	1	3	7	8	20	5	
灘町3	122	20	16		1	12		4	1	2
花園町	157	19	12					2	15	2
立町1	69	40	58		4	13	11	11	1	
立町2	69	17	25		2	4	7	2	2	
立町3	100	27	27		5	2	3	13	4	
立町4	90	16	18	1	2	3		6	4	
寺町	90	25	28			6	7	5	6	1
岩倉町	81	32	40		2	9	7	7	5	2
尾高町	167	44	26	1	2	6	7	10	17	1
西倉吉町	98	10	10							
朝日町	198	120	61							
東倉吉町	86	20	23							
四日市町	82	25	30							
紺屋町	121	29	24							
法勝寺町	85	18	21							
日野町	80	20	25							
道笑町1	89	19	21							
道笑町2	108	25	23			4	10	9	2	
靴町1	140	27	19	1	3	5	5	12	1	
靴町2	142	18	13					8	5	5
博労町1	192	42	22	3	1	1	4	21	8	4
計	2754	728	26	10	30	88	86	150	82	21

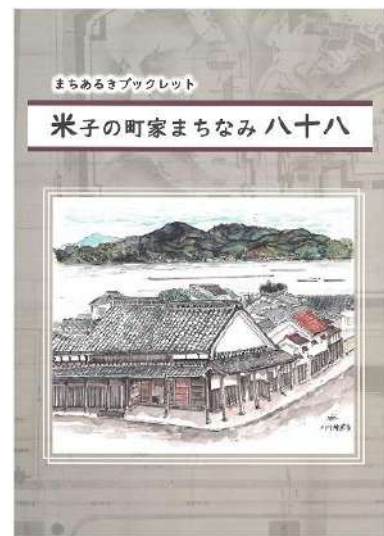
## 【埋蔵文化財】

古くは昭和 30 年代に佐々木古代文化研究室による旧淀江町福岡地区の古墳の悉皆調査などが行われています。米子市教育委員会でも分布調査に基づき『米子市埋蔵文化財地図』（1994年）を刊行しています。また、平成 2（1990）年度から市内遺跡発掘調査事業（旧淀江町は昭和 63 年度）を継続して実施して、埋蔵文化財の把握に努め、開発事業に伴う調整を行っています。



【よなごの宝88選】

よなごの宝88選で行った地域に埋もれている歴史文化遺産を市民自らが調査を行って掘り起こす取り組みは、「米子の小路」、「米子の町家まちなみ」などに引き継がれ、把握調査を展開し、シリーズとして刊行しています。





## 2 歴史文化遺産の把握調査の課題

本市の歴史文化遺産の把握調査について、文化財の種類・分類別の調査状況及び課題は、以下のとおり整理されます。

歴史文化遺産の調査状況と課題

		種類・分類	調査状況※	調査状況及び課題	
文化財保護法の規定	有形文化財	建造物	○	近世古民家・近世社寺・近代和風建築、近代化遺産（建造物）については、おおむね把握調査ができています。	
		美術工芸品	絵画	△	新修市史編纂及び美術館の企画展などに伴う調査が行われていますが、調査は抽出的であり、今後も継続した把握調査が必要です。
			彫刻	△	
			工芸品	△	
			書跡・典籍	△	
		古文書	○	県史・市史編纂により把握及び詳細調査を行っています。近世以降は、今後も継続した詳細調査が必要です。	
		考古資料	◎	埋蔵文化財センターにおいて、出土品などの一元的な把握及び詳細調査を実施しています。	
	歴史資料	○	抽出的な把握調査及び詳細な調査を実施していますが、対象の幅が広く、今後も継続した把握調査が必要です。		
	無形文化財	演劇・音楽		×	把握調査は、実施していません。
		工芸技術		△	指定等文化財以外の把握調査は、ほとんど未実施です。
	民俗文化財	有形の民俗文化財		○	県・市史編纂に伴う把握調査が行われていますが、新たに発見されるものもあり、今後も継続した把握調査が必要です。
		無形の民俗文化財	風俗習慣	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
			民俗芸能	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
			民俗技術	○	県・市史編纂に伴う調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。
	記念物	遺跡（史跡）		○	埋蔵文化財も含め遺跡（史跡）の把握調査を進めています。
		名勝地	庭園	△	主な物件の調査は行われていますが、個人住宅には未調査も多くあり、今後も把握調査が必要です。
			その他	×	把握調査は未実施です。
		天然記念物	地質・鉱物	○	市史編纂に伴う調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要となります。
			動物	○	おおむね把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要です。オオサンショウウオの個体識別調査を実施しています。
			植物	○	市史編纂に伴う把握調査が行われていますが、今後も継続した把握調査が必要となります。
文化的景観		×	把握調査は、実施していません。		
伝統的建造物群		×	把握調査は、実施していません。		
埋蔵文化財		◎	分布調査を行い、市内遺跡調査を随時実施しています。		
文化財の保存技術		×	把握調査は、実施していません。		

※ ◎：調査完了、○：一応調査済みだが継続・追加調査が必要、△：調査中、×：未調査、－：該当なし

### 3 歴史文化遺産の把握調査の方針

本市における歴史文化遺産把握調査の実施の現況及び課題を踏まえ、歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像の実現に向けて取り組む把握調査実施の方針及び措置を以下のとおりとします。

#### (1) 歴史文化遺産の把握調査の方針

##### ① 調査が不十分な歴史文化遺産の計画的な把握調査の推進

歴史文化遺産の把握については、調査がおおむね完了している埋蔵文化財・有形文化財（考古学資料）を除き、計画的な把握調査の推進が必要です。また、部分的な把握にとどまっている美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料）、無形文化財（工芸技術）、名勝（庭園）について継続的に調査を進めるとともに、調査が行われている分野についても、例えば空き家が増加している町家（有形文化財・建造物）の調査を民間団体の協力を得て実施するなど、積極的な把握調査に取り組むとともに、有形の民俗文化財（民具など）の効率的な収集保管のための基準も必要となります。さらにポストコロナの時代を見据え、継承などの問題から衰退の恐れがある無形の民俗文化財のうち風俗慣習と民俗芸能の実施状況についての把握を進めます。

これら把握調査を、計画的かつ効果的、効率的に実施していき、その成果を歴史文化遺産の保存・活用へと活かしていきます。

##### ② 地域との連携による歴史文化資産の掘り起こし

既存の文化財の種類・分類によらない歴史文化遺産（民謡・民話、方言、食文化）の把握については、「新修米子市史」「よなごの宝 88 選」でも把握に取り組んでいますが、それらの多くは地域に深く根差したものであることから、行政だけでなく地域と連携し、掘り起こし調査に取り組めます。

#### (2) 歴史文化遺産の把握調査のための措置

市内全域としては、いくつかの公民館単位の地域では、様々な視点から地域に根差した「地域の宝」や地名、伝承、偉人などの歴史文化遺産の把握が行われ、歴史文化を活かした取り組みが行われていますが、すべての地域において行われているわけではなく、把握状況にも差がみられます。これを解消して米子の歴史文化遺産の全体像を把握するための措置として、地域の宝（歴史文化遺産）の調査を働きかけ、地域と連携した歴史文化遺産調査を継続的に実施します。

また、掘り起こした歴史文化遺産を記録するためのデータベースの作成を行い、この歴史文化遺産の情報について、公民館などを通して地域に発信・提供します。これにより人々が、地域のなりたちを知り、愛着を深めることにより、地域の魅力づくりにつなげます。このために、市内各地の歴史文化遺産マップ作りなど、公民館などにおける歴史文化遺産の掘り起こし事業への支援を行います。

※把握のための調査、発信に関する措置の詳細に関しては、第7章 歴史文化遺産・歴史文化遺産群・歴史文化遺産保存活用区域の保存と活用に関する措置に記載します。

## 第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題・方針

### 1 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像

本市には、国史跡米子城跡や重要文化財後藤家住宅に代表される近世城郭と城下町、妻木晩田遺跡・向山古墳群と石馬・上淀廃寺跡などからなる古代淀江潟周辺の遺跡群、弓ヶ浜半島に息づく砂丘開拓の歴史を伝える遺産など、各時代の重層的で多様な歴史文化遺産があります。さらに、各地区や集落には、弓浜半島のトンド、法勝寺川流域のセントロマントロをはじめとした特色ある祭礼や年中行事、商都米子の近代化を支えた産業・生業に関する遺産群など、地域の成り立ちや歴史を今に伝える様々な歴史文化遺産が、日々の暮らしの中に脈々と根付き、市民の誇りや教育文化、社会貢献の精神の基盤として受け継がれています。本計画では、これを米子の歴史文化遺産と位置づけます。

古くから「交通の要衝」と呼ばれた地の利を活かして先人が築いた多様で豊かな歴史文化遺産は、進取の精神に富む開放的な「米子人」を形づくる重要な要素でした。これら貴重な歴史文化遺産を、地域の宝として認識し、シビックプライドとして市民一人ひとりが共有して次代へと引き継いでいくことで、人と人との互いに支えあい、尊重される社会が結実し、「米子市まちづくりビジョン」に示す将来像『住んで楽しいまち よなご』の実現につながるものと考えます。

地域に受け継がれる歴史文化遺産の保存・活用という目標は、行政だけでは十分に達成できないため、所有者等や地域、専門家など地域全体で取り組むことが重要です。地域コミュニティのあり方も徐々に変容を余儀なくされている今日、人々や地域のつながりを、今一度取り戻していくための心のよりどころとして、私たちには大山があります。

米子のどこからでも仰ぎ見ることができる大山は、市内の小中学校歌に歌われるなど、私たちの暮らしと切り離すことが出来ない存在です。隣県の島根県からも出雲富士と呼ばれるなど、遠方から米子を目指すランドマークであった大山は、地域間交流で栄えた米子にとってシンボリックな存在でした。そして『出雲国風土記』に火神岳（大神岳）としても登場し、やがて信仰の対象となっていく、台風や大火などの災害が少ないことを米子人は、「大山さんのおかげ」と呼んで敬っています。良きにつけ悪きにつけ大山に見守られるおかげに感謝しつつ、交流で栄えたまちの誇りを胸に新たなまちづくりを進めるために、米子の歴史文化遺産が重要な役割を果たしていくことが期待されます。これらを踏まえ、本市の歴史文化遺産の保存と活用を進めるにあたって、目指すべき将来像を次のとおり定めます。

#### 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像

「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、  
交流の歴史文化が息づくまち・米子

## 2 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題

第4章の歴史文化遺産の把握調査に基づく米子市の歴史文化遺産の特徴と価値、そして歴史文化遺産を取り巻く社会環境の変化や動向の現状を踏まえ、保存と活用及び人づくり仕組みづくりに関する課題を次のとおり抽出します。

### (1) 保存に関する課題

米子市に伝わる歴史文化遺産を取り巻く状況は、少子高齢化による文化財の担い手不足や無形民俗文化財の継承者不足をはじめ、開発行為、地球温暖化による気候変動に伴う災害や動植物などの生育環境の変化、火災や盗難など、常に滅失の危険性にさらされており、具体的な保存対策が求められています。こうした現状を踏まえ、次の6項目の保存に関する課題を抽出します。

#### ① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある

よなごの宝88選や歴史文化遺産リスト作成を通じて、米子市内には、まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産があることが確認され、その現状把握は十分ではありません。悉皆的な掘り起こしに加えて、分野別においても建造物や古文書、史跡・埋蔵文化財などに関する調査はある程度進んでいますが、美術工芸品や名勝などの調査はまだ十分とは言えません。また、本市の歴史文化の特徴を示す重要な歴史文化遺産である米子城跡についても、発掘調査などは進展していますが、文献調査等が進展していないなど、全容解明に至っていない貴重な歴史文化遺産も少なからず見受けられます。さらに地域に残る伝承や口承文芸などの調査も緊急の課題と言えます。

⇒歴史文化遺産の総合的な調査を継続することが必要

#### ② 市民に提供される地域の歴史文化遺産の情報が十分ではない

学校教育や生涯教育などにおいて地域の歴史文化を知り、学ぶことにより、ふるさと・米子に対する郷土愛が生まれ、それらは地域の魅力づくりや観光資源ともなるなど、歴史文化遺産には多様な役割と可能性が認められます。そうした市内の歴史文化遺産を学ぶ取組みは、これまでも公民館などで行われているところですが、指定文化財以外の地域に残る未指定の歴史文化遺産を含めた情報提供が市民に対して十分できているとは言えません。

⇒地域の歴史文化に関する理解を深めるために歴史文化遺産の情報提供が必要

#### ③ 歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある

有形文化財、特に町家などの歴史的建造物は、所有者の高齢化や跡継ぎの不在などによって、管理が困難となり、空き家となる状況が発生しています。また、これに伴い世代交代の際に、古文書や美術工芸品などの価値が理解されず、廃棄や譲渡されてしまうケースも想定されます。このことは貴重な歴史文化遺産の滅失・散逸や市外への流出にもつながりかねないものです。



石造物3次元計測調査（記録保存）



また、周知の遺跡地内での開発行為による埋蔵文化財の滅失についても、文化財保護法に則った手続き及び調査を適切に行い、記録作成を含む適切な保護が徹底されねばなりません。

天然記念物、特に動植物は開発などの人為的な影響に加えて、近年の異常気象や地球温暖化を要因とした気候変動による生育環境の変化によって保全に支障をきたす事態も今後想定されます。また、オオサンショウウオについては、中国産との交雑種の発生も懸念されています。

⇒歴史文化遺産の滅失または散逸の危機から守る継続的な取組みが必要

#### ④ 歴史文化遺産の保存管理環境が十分ではない

埋蔵文化財の発掘調査報告書刊行後、文化財認定された出土品などは収蔵施設に適切に保管しなければいけません。米子市では平成22（2010）年に、廃校となった校舎を活用して埋蔵文化財センターを整備して、古代遺跡の集中する淀江町の出土品も含めてコンテナ数で約9,800箱を収納・管理するとともに、福市考古資料館での展示などの活用を行っています。現段階ではまだ収納スペースに余裕はあるものの、他の施設に収蔵している資料や今後米子城跡の発掘調査に伴い保管数は増加することが予想されます。

また、新修米子市史編さん時の基礎資料や古文書、民具などの歴史資料については、山陰歴史館等に保管していますが、スペース及び保存環境が適切とはいえません。特に、古文書等の脆弱な資料については、適切な保管・管理機能をもつ施設の充実が望まれます。

⇒歴史文化遺産の保存管理施設の不足などを解消する取組みが必要

#### ⑤ 歴史文化遺産の防災・防犯対策が十分ではない

文化財の防災、防犯をとりまく状況は、平成7（1995）年の阪神淡路大震災や、平成23（2011）年の東日本大震災、近年の気候変動に伴う台風や豪雨といった大規模自然災害がいつ起きてもおかしくない状況となっています。鳥取県西部は従来地震の空白域とされていましたが、平成12（2000）年には米子市南方20kmを震源とするマグニチュード7.3の鳥取県西部地震（最大震度6強）が発生し、震度5強を記録した米子市でも歴史的建造物に少なからぬ被害がありました。また、令和元（2019）年には世界遺産「ノートルダム大聖堂」、「首里城」の火災が発生しました。米子では大火の記録はありませんが、旧淀江町では江戸時代の元禄年間（1688～1704）と明治24（1891）年には大火が発生し、町並みが焼き尽くされています。

さらに、全国的に仏像などの美術工芸品の盗難被害も相次いでいます。空き家などの増加は、日常の防犯が行き届かず、歴史文化遺産の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性を増大させる恐れがあります。

これまでは大規模自然災害や火災による歴史文化遺産への大きな被害は顕著ではなかった米子市ですが、いつ起こるかわからない災害への備えとして、災害・被害リスクの把握、事前の防災・防犯対策の充実、所有者等の防災・防犯知識の習得、災害時・被害発生時の対策が課題です。

⇒歴史文化遺産の防災・防犯対策を推進する取組みが必要

#### ⑥ 無形文化財・民俗文化財の継承が危ぶまれる

弓浜鉾や淀江傘などの伝統工芸や、米子盆踊などの伝統芸能などの無形文化財・民俗文化財は、

産業構造の変化や少子高齢化・地域コミュニティへの参画意識の希薄化などの要因により、継承者が不足している現状があります。また、かつては日々の暮らしの中で当たり前に行われてきた民俗行事や風俗慣習についても、参加人数の不足から祭りの作法や舞の所作などが若手に伝わらないままになり、長期間の活動休止によって滅失の危機にさらされることも想定されます。

さらに、令和2（2020）年から世界的な問題となっている新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くと想定され、人々の集う場が失われ、伝統芸能などの練習や公演が限定的となることも想定されます。これにより技術研鑽や継承のための発表会や練習機会の確保が課題となります。

⇒無形文化財・民俗文化財の継承者の育成及び継承機会の不足を解消する取組みが必要

## （2）活用に関する課題

高度経済成長期において文化財の保存が急務とされてきたことから、効果的かつ良質な活用の取組みが後回しとなってきた状況は否めません。文化財の保存と活用の均衡を取ることは、今後重要な課題といえます。こうした経緯を踏まえ、次の2項目の活用に関する課題を抽出します。

### ⑦ 歴史文化を活かした地域づくりなどの取組みが求められている

歴史文化遺産の多様な役割や可能性を考慮すると、特徴ある歴史文化遺産については地域の魅力づくりの資源として国内外に発信して活用することが期待されます。絶景の城として注目される米子城跡や古代淀江瀉周辺に展開する古代遺跡群などは、観光振興にも貢献すると考えられます。さらに日本遺産の構成要素である加茂川地蔵めぐりなどは地域の暮らしに息づく当たり前のものでありながら、他地域からみれば歴史文化に根差した魅力ある存在として映ります。こうした歴史文化遺産の魅力を、米子のシビックプライドを形成するものとして効果的に発信していく必要があります。

⇒特徴的な歴史文化を活かした地域づくりの取組みが必要

### ⑧ 歴史文化遺産の公開活用のための施設が十分ではない

山陰歴史館は、昭和5（1930）年に建設された洋風建築の米子市役所旧館（市有形文化財）を昭和59（1984）年より活用して展示活動を行っており、そのレトロな外観からも市民に親しまれています。しなしながら築90年を経て、耐震性や老朽化に伴う展示機能の低下と④で述べた収蔵資料の増大に伴う狭隘化が課題となっています。また、山陰歴史館・福市考古資料館・上淀白鳳の丘展示館は、各史跡のガイダンス施設としての機能に加えて、歴史文化遺産が集中する地域における中核施設でもあり、地域におけるあり方や役割について検討していく必要があります。

米子城跡、尾高城跡、旧小原家長屋門さらに近代戦争遺跡などの遺跡や有形文化財は整備あるいは修復することによって、その魅力を顕在化させることが可能です。史跡公園として整備・修復された歴史文化遺産は市民に公開され、地域のなりたちに思いを馳せる機会を提供するとともに、憩いの場として活用されることも期待されます。

一方、淀江地域の妻木晩田遺跡、向山古墳群、上淀廃寺跡や南部地域の福市遺跡、青木遺跡は既に整備されて史跡公園として公開されていますが、経年劣化等などより老朽化している部分があり、適切な時期での再整備が必要となっています。

⇒歴史文化遺産の公開活用のための施設の充実が必要

### (3) 人づくり、仕組みづくりに関する課題

ここまで述べてきた保存と活用に関する課題を解決し、有効かつ適切に活用するための人づくり、仕組みづくりに関する現状と課題が以下の3項目です。

#### ⑨ 歴史文化の担い手・団体などの減少・弱体化が進んでいる

近年、歴史文化の保存・活用の担い手の減少、歴史文化遺産所有者の高齢化の進行が顕著に見られます。特に人口減少や少子高齢化などで地域における歴史文化遺産の保護が困難となる状況において、所有者等が孤立した状態を招かぬよう情報を共有することが必要です。

また、無形文化財、無形の民俗文化財については、生き活きと活動する継承者が存在してはじめて成り立つものです。こうした無形の歴史文化遺産を守り伝えるには所有者や担い手はもちろん、一般市民の理解の深まりが大切です。

さらに地域の歴史文化に関する調査研究・普及啓発を担ってきた市民団体でも構成メンバーの高齢化などによる活動の停止・停滞が見られる事例があります。

⇒歴史文化の担い手・団体などを確保するとともに、新たに育成する取り組みが必要

#### ⑩ 所有者等、地域、専門家と行政が協働する仕組みが十分ではない

未指定文化財を含む歴史文化遺産の保存・活用を行政だけで担うには限界があります。重要文化財門脇家住宅（大山町）や河本家住宅（琴浦町）では、定期的な公開を地元保存会が中心になって行っており、身近にある歴史文化遺産の保存・活用を適切かつ効果的に進めるためには、所有者等、地域、専門家、行政がそれぞれの役割を担っていくことが必要です。米子市ではこうした取り組みがこれまで十分ではなく、歴史文化遺産を保存・活用する活動への市民の理解と協力、そして担い手としての新たな参加が期待されます。

⇒歴史文化遺産を保存活用するための所有者、地域、専門家と行政が協働する仕組みが必要

#### ⑪ 指定管理者及び歴史文化遺産保存活用を支援する団体などと行政の意識共有が不十分

米子市では、山陰歴史館、福市考古資料館・埋蔵文化財センター、上淀白鳳の丘展示館など、歴史文化遺産を取り扱う調査研究や施設の管理運営を全て指定管理に委ねています。これらの施設の運営については、米子市歴史館運営委員会の協議を踏まえて共通認識を持って課題解決を図ることとなっていますが、指定管理者が独自に研究テーマを設けて調査研究を行い、その成果を展示などに反映していくことは容易ではありません。一方、地域の歴史文化遺産に関わるNPO法人などの専門的な知見や実績等を有する団体もありますが、そうした団体と行政が十分に連携できていない状況があります。

⇒指定管理者及び歴史文化遺産保存活用を支援する団体と行政が意識共有する場が必要

### 3 歴史文化遺産の保存と活用の視点と方針

本市における歴史文化遺産の保存と活用に関する課題を解決し、保存と活用に関する将来像を実現するための取組みについて、以下の5つの視点から取組みの方針を考えます。

#### 視点1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ

保存に関する課題のうち①歴史文化遺産の把握が十分ではなく、②歴史文化遺産の情報提供も十分でない点を踏まえ、米子の歴史文化を調査し、学習する視点が必要です。

#### 視点2 米子の歴史文化を後世に伝える・守る

保存に関する課題のうち③歴史文化遺産の滅失・散逸の危険性、④歴史文化遺産の保存管理環境が不十分、⑤歴史文化遺産の防災・防犯対策が十分でない、⑥無形文化財・民俗文化財の継承が危ぶまれる点を踏まえ、かけがえのない米子の歴史文化を守り、後世に伝承するための視点が必要です。

#### 視点3 米子の歴史文化の魅力を活かす・楽しむ

活用に関する課題のうち⑦歴史文化を活かした地域づくりの取組み、⑧歴史文化遺産の公開活用のための施設の充実が求められる点を踏まえ、米子の歴史文化の魅力を積極的に活かして楽しむための視点が必要です。

#### 視点4 米子の歴史文化を担う人材を育てる

人づくり、仕組みづくりに関する課題のうち⑨歴史文化の担い手・団体などの減少・弱体化が懸念される点を踏まえて、米子の歴史文化を担う人材を育てる視点が必要です。

#### 視点5 米子の歴史文化を支える仕組みづくり

人づくり、仕組みづくりに関する課題のうち、⑩所有者等、地域、専門家と行政の協働、⑪指定管理者及び歴史文化遺産保存活用を支援する団体と行政の意識共有が不十分である点を踏まえて、米子の歴史文化を支える仕組みづくりへの視点が必要です。

これらは、大きく「基盤づくりに関するもの」（1米子の歴史文化を調べる・学ぶ、2米子の歴史文化を後世に伝える・守る）、「活用に関するもの」（3米子の歴史文化の魅力を活かす・楽しむ）、「人づくり、仕組みづくりに関するもの」（4米子の歴史文化を担う人材を育てる、5米子の歴史文化を支える仕組みづくり）があり、その方向性と方針は以下の通りです。

#### 【基盤づくりに関するもの】

##### 視点1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ

本市の歴史文化遺産は、市全域に重層かつ広範囲に所在しており、未だ全容が解明されていない分野があります。未発見の歴史文化遺産も含め、その価値を明らかにすべく、研究機関などと連携して地域の歴史文化遺産の調査研究を深め、地域づくりのための基盤をつくります。

##### 1-① 歴史文化遺産の総合的な調査を継続する（調査研究）

美術工芸品や無形文化財など歴史文化遺産の総合的な把握のための情報収集を継続して実施するとともに、その価値や特徴について関係機関・団体と協力して計画的に調査・研究を推進していきます。本計画期間内には、今回作成した歴史文化遺産リストの補完・充実を完了させることを目指します。また、令和4（2022）年からスタートした大学の地域研究プロジェクトと連携し

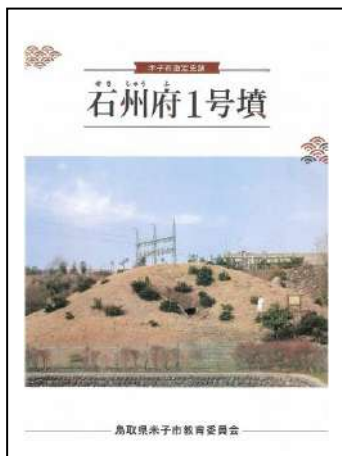


て、古代の歴史文化遺産が集中する区域である淀江地域の歴史文化について調査研究を深めます。

### 1-② 地域の歴史文化に関する理解を深めるために歴史文化遺産の情報を提供する（情報提供）

地域の歴史文化を知るための基礎的な取組みとして、これまでの調査研究成果を集約した歴史文化遺産リストの情報や歴史文化遺産紹介冊子・パンフレットなどを公民館地区単位で地域へ提供するとともに、それらを活かした公民館講座やコミュニティスクールでの学習や体験の取組みによる、ふるさとの歴史文化に関する学びを支援します。

一方、情報化社会への対応としてインターネットによる情報提供の取組みを強化することとし、既存のホームページの整理・充実に加えて米子城VRやSNSによる情報発信などを推進します。



福生東地区【歴史探訪マップ】

## 視点2 米子の歴史文化を後世に伝える・守る

本市の歴史文化遺産の中でも主に史跡・埋蔵文化財については、その保存整備及び管理が図られています。一方で、他分野の歴史文化遺産については、把握すら十分ではないままに、周辺環境の悪化や魅力の喪失が懸念される状況があり、防災・防犯の対策が必要とされる場合も見受けられます。これまでの経験を活かしつつ、米子市の歴史文化を体現する歴史文化遺産全体の保存と管理を継続して進めます。

### 2-① 歴史文化遺産の滅失または散逸を防ぐ取組みを進める（保存管理）

米子の歴史文化を物語る貴重な歴史文化遺産を未来に伝えていくために、国・県・市の文化財指定制度を積極的に活用して、貴重な歴史文化遺産の滅失または散逸を防ぎます。

しかしながら、全ての歴史文化遺産を指定等文化財として保護することは困難です。そこで規制の緩やかな文化財登録制度も活用しながら、未来に伝えていくために必要な助言を行うとともに、適切な周期での保存修理を促します。その際、ヘリテージマネージャーなどの専門家の協力を求めます。

遺跡についても国史跡以外の整備は必ずしも進んでいません。さらに整備された遺跡（史跡）も施設の老朽化に対しては適切な周期での再整備を行う必要があります。また、必要に応じて指

定地の公有地化や指定範囲の拡大を図ることで、将来にわたって計画的に保存管理していきます。

### 2-② 歴史文化遺産の保存管理施設を整備する（保存管理施設）

埋蔵文化財センターの出土品については、これまでも適切に収蔵保管され、展示などに活用されているところですが、今後も保管数が増加して収蔵スペースが不足することが予想され、収納方法の改善も含む将来的な収蔵保管計画を立てることが必要です。

また、山陰歴史館に収蔵している歴史資料・民俗資料などについては、スペース及び保存環境が適切とはいえ、温湿度管理ができる保存管理施設の整備が急務となっています。後述する歴史館の展示機能改修と合わせて、古文書などの脆弱な資料の保管については、適切な保管・管理機能をもつ埋蔵文化財センターとのバックヤード機能の共有などを検討します。

### 2-③ 歴史文化遺産の防災・防犯対策を推進する（防災防犯）

米子市は大規模自然災害や火災による歴史文化遺産への大きな被害は比較的少ない地域でしたが、近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあり、今後想定される風水害や地震への備えとして、災害・被害リスクの把握、建造物の耐震化などの事前対策の推進、所有者等の防災・防犯知識の習得、災害時・被害発生時の対策が必要であり、まずは平時からの対策として歴史文化遺産リストや歴史文化遺産ハザードマップの作成に取り組めます。併せて、地域との連携を含めて防犯体制の整備、強化にも取り組めます。

### 2-④ 無形文化財・民俗文化財の継承者及び継承機会の不足を解消する（継承者）

無形文化財や民俗文化財の継承者の不足や継承機会の不足への対策として、保存団体などと連携して、講習会など技術研鑽や継承の支援を行います。また、米子盆踊やさんこ節などの無形民俗文化財を披露する発表会などの開催・参加を奨励し、また、無形民俗文化財保存団体などの衣裳・用具作成などの補助や保存継承活動への支援を行います。

## 【活用に関するもの】

### 視点3 米子の歴史文化の魅力を活かす・楽しむ

これまでは個々の歴史文化遺産について保存と活用が図られてきましたが、全域を俯瞰して歴史文化遺産相互の関係性や可能性を考慮した時、まちづくりや観光振興に資する活用の取組みは十分ではありません。そのため、新たな技術や取組みを検討するなどして、魅力を高めつつ、より多くの歴史文化遺産をまちづくりや観光へと活かしていきます。

### 3-① 歴史文化を活かした地域づくりを進め、その魅力を発信する（情報発信）

多様な歴史文化遺産の可能性を踏まえ、それらを地域の魅力づくりの資源として積極的に発信することが期待されます。特に米子城周辺や淀江地域の歴史文化遺産が集中する区域では、観光振興に関わる情報発信や誘客、シティプロモーションの取組みを推進するとともに、米子城VRなど先端技術も活用して、お城ファンなど歴史文化遺産への興味や愛着を持つ人への情報発信を行います。

また、山陰歴史館・福市考古資料館・上淀白鳳の丘展示館で米子の歴史文化に関する企画展示などを開催してその魅力を発信します。

### 3-② 歴史文化遺産の公開活用のための施設整備を推進する（公開活用）

米子の歴史文化の特徴を具体的に示している史跡や有形文化財を整備あるいは修復して市民に

公開するとともに、憩いの場としての一層の活用を図ります。さらに、近代戦争遺跡を整備・公開することにより、平和教育の教材としても活用します。一方、既に整備が行われ経年劣化により老朽化の進む淀江地域の向山古墳群などは再整備を検討します。

また、米子市域唯一の歴史博物館でありながら、老朽化が進み保存環境が課題となっている山陰歴史館を、市有形文化財である米子市役所旧館の保存と合わせてリニューアルを行います。

## 【人づくり、仕組みづくりに関するもの】

### 視点4 米子の歴史文化を担う人材を育てる

#### 4-① 歴史文化の担い手、団体などを確保するとともに育成に努める（担い手育成）

少子高齢化社会における歴史文化の保存活用の担い手について、関係者や団体などと連携して、継承者の確保及び育成に取り組めます。また、歴史文化遺産の保存・活用の措置を行政だけで担うには限界があるため、文化財を守り、活かすまちづくり・地域の魅力づくりに貢献することが期待されるNPO法人などの歴史文化遺産の保存活用を支援する団体を育成します。これらの取り組みを通して、各主体が地域の価値や魅力を再発見し、地域及び米子市全体への愛着と誇りを醸成し、やがて自らの手によるまちづくりや地域活性化を推進していくための原動力となっていくことを期待します。

また、無形文化財・無形民俗文化財の担い手育成については、技術（わざ）、舞や音曲などの講習会などの伝承の機会を積極的に支援することで人材育成を推進します。

### 視点5 米子の歴史文化を支える仕組みづくり

#### 5-① 所有者等、地域、専門家と行政が課題解決へ向けて取組んでいく仕組みをつくる（組織体制ア）

未指定文化財を含む歴史文化遺産の保存・活用に関する課題解決へ向けて、所有者等、地域、専門家と行政が横断的に検討していく場として、歴史文化遺産の保存活用を考えるフォーラムなどを開催し、参加者が歴史文化の保存と活用の方向性について共通認識を持つことを目指します。

また、本地域計画の進捗管理や助言を行う協議会を新たに設置します。

#### 5-② 指定管理者及び歴史文化遺産保存活用を支援する団体などとの意識共有を図る（組織体制イ）

山陰歴史館・福市考古資料館・上淀白鳳の丘展示館は、史跡のガイダンス施設としての機能に加えて、歴史文化遺産が集中する地域における拠点でもあります。米子の歴史文化に関する保存活用の取組みを継続して行うためには、互いに情報を共有することが効果的です。このために3館と埋蔵文化財センターによる歴史館運営委員会で発掘調査や文化財指定などの最新情報を共有します。また、県立むきばんだ史跡公園における妻木晩田遺跡活用実行委員会での連携など、市内の歴史文化遺産の保存と活用の課題解決のための実効性のある取組みを推進します。

また、歴史文化遺産保存活用を支援する団体などと行政が歴史文化遺産を保存活用する意義について意識を共有し、連携して課題解決を図る場を設けます。

## 第6章 歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用

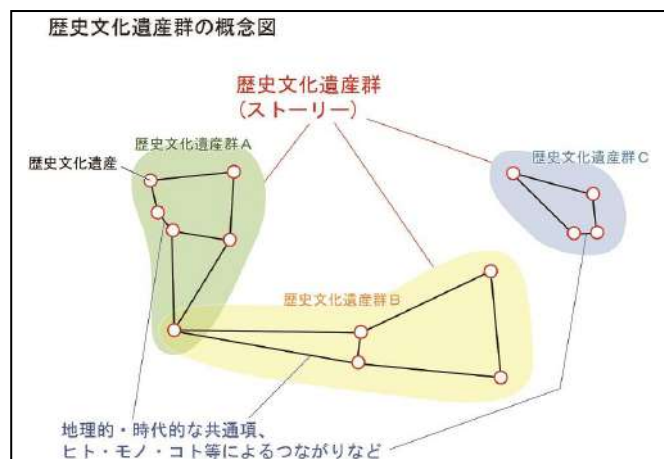
前章では米子市の歴史文化の特性を示す歴史文化遺産の保存・活用について5つの視点から保存と活用の方針を述べましたが、歴史文化遺産の保存・活用に関する将来像「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、交流の歴史文化が息づくまち・米子」の実現を目指すために、個々の歴史文化遺産相互の関係性を踏まえた一体的・総合的な保存と活用の取組みとして「歴史文化遺産群」と「歴史文化遺産保存活用区域」を設定します。

### 1 歴史文化遺産群

#### (1) 歴史文化遺産群の考え方

歴史文化遺産群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」（国指針では「関連文化財群」と呼ぶ）と定義されます。このようなまとまりとして扱うことで、未指定文化財についてもストーリーを構成する要素としての価値づけが可能となり、相互に結びついて歴史文化遺産の多面的な価値・魅力を発見することができます。また、歴史文化遺産群の設定に際しては、鳥取県文化財保存活用大綱において定められている、ストーリーとの関係を重視します。

米子市には、米子城跡や上淀廃寺跡などの顕著な歴史文化遺産がいくつか知られ、これらについては、個別に保存・活用の取組みを行っていましたが、さらに米子の歴史文化の特性に基づき、個々の歴史文化遺産をネットワークしたストーリーを展開して、それらを歴史文化遺産群として、一体的に保存・活用する取組みを行っていきます。



#### (2) 歴史文化遺産群の設定

歴史文化遺産群の考え方及び米子市の歴史文化の特性などを踏まえ、次のように9つの歴史文化遺産群を設定します。

名 称	米子市の歴史文化の特性と県大綱ストーリーなどとの関係
① 甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■石馬さんが語る原始・古代の歴史文化 鳥取県大綱 (3) とっとり弥生の王国 鳥取県 妻木晩田遺跡整備活用基本計画
② 淀江瀉を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■石馬さんが語る原始・古代の歴史文化 鳥取県大綱 (4) 海の王者たちの奥津城 (5) 白鳳寺院から大山・三徳山
③ 中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■交通の十字路としての歴史文化 鳥取県大綱 (7) 戦乱の時代が残した因幡伯耆のたから



	もの
④ 海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■交通の十字路口としての歴史文化 米子市 史跡米子城跡保存活用計画、同整備基本計画 鳥取県大綱 (8) 揚羽蝶の光と影
⑤ 米子の小路と地藏信仰の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■交通の十字路口としての歴史文化 鳥取県大綱 (1) 母なる大山の物語 (9) 深山を歩き、荒波を越え 日本遺産 「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」
⑥ 砂丘地開発に挑んだ人々の営みの歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■砂丘地に挑み、生きた人々の歴史文化 鳥取県大綱 (2) 砂を利す人々の営み (11) 祈り、舞い、踊る、とっとりの四季
⑦ 鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■商都の繁栄を支えた近代化の歴史文化 鳥取県大綱 (10) 変革と伝統
⑧ 鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■大山さんと地藏信仰の歴史文化 鳥取県大綱 (6) 鎮守の森が伝える鳥取の自然 鳥取県 特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針 中 海 ラムサール条約湿地
⑨ ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群	米子の歴史文化 ■大山さんと地藏信仰の歴史文化 鳥取県大綱 (12) ふるさと鳥取の暮らし 文化庁 100年フード

## ①甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群

## 歴史文化遺産群のストーリー

昭和55（1980）年、淀江平野の角田遺跡から約2,000年前の弥生時代の絵画土器が発見されました。大型の壺に素朴な線描で描かれたモチーフは、頭飾を付けて船を漕ぐ人々、高層の建物、動物、太陽？、木に吊るされた銅鐸？などがパノラマ風に描かれ、魏志倭人伝に記された倭人（弥生人）の国邑における日常や世界観を彷彿とさせます。

水田稲作が始まった弥生時代には、縄文海進がつくりだした淀江の潟湖（ラグーン）に接して、目久美遺跡で発掘されたような小区画水田が開かれ、濠を巡らした集落も現れます。ここは食糧となる海の幸・山の幸が豊富であるとともに天然の良港でもあり、海を介した交流の拠点として、中国大陸・朝鮮半島などから貴重な鉄器やその素材を獲得することができる恵まれた地でした。

この地に住み着いた人々は、稲作や狩猟採集の他、玉や木器などの生産活動を通じて列島内外の地域と交流しながら、銅鐸・銅剣などの青銅器を用いた祭りによって結びついた集団を成長させました。伝米子出土銅鐸が県立博物館に収蔵されています。その集団を率いる首長層の存在感が高まるにつれ、地域の連帯を示すシンボルは青銅祭器から妻木晩田遺跡でみられる四隅突出型墳丘墓などの王墓へと変化しました。方形を呈する弥生墳丘墓は山陰地方においては古墳時代の方形墳へとその伝統を伝えていきます。

「とっとり弥生の王国」※の実像を青谷上寺地遺跡（鳥取市）とともに具体的に示すのが潟湖を見下ろす丘陵上に展開する我が国最大級の集落遺跡である妻木晩田遺跡です。小グループごとにまとまった竪穴住居・掘立柱建物が尾根ごとに異なる消長をたどり、やがて人々が丘陵上を去るまでの歴史を、墳丘墓の変遷と合わせてたどることができる、まさに魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を甦らせる集落遺跡です。こうした丘陵上のムラの姿は、淀江地域以外でも、南部地域の青木遺跡・福市遺跡といった大規模集落、箕蚊屋地域の三重環濠と四隅突出型墳丘墓からなる尾高浅山遺跡などからもうかがうことができます。さらに、妻木晩田遺跡では焼失住居から分析して復元された竪穴住居や、当時の植生を中心とした古環境復原に基づき集落景観が復元されています。

これら甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群は、これまでの弥生時代像をより鮮明にする存在であり、まさに「とっとり弥生の王国」の中核となるものです。

※鳥取県が提唱する優れた弥生文化を発信するテーマ

関連する項目：鳥取県大綱（3）とっとり弥生の王国－妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡－



妻木晩田遺跡



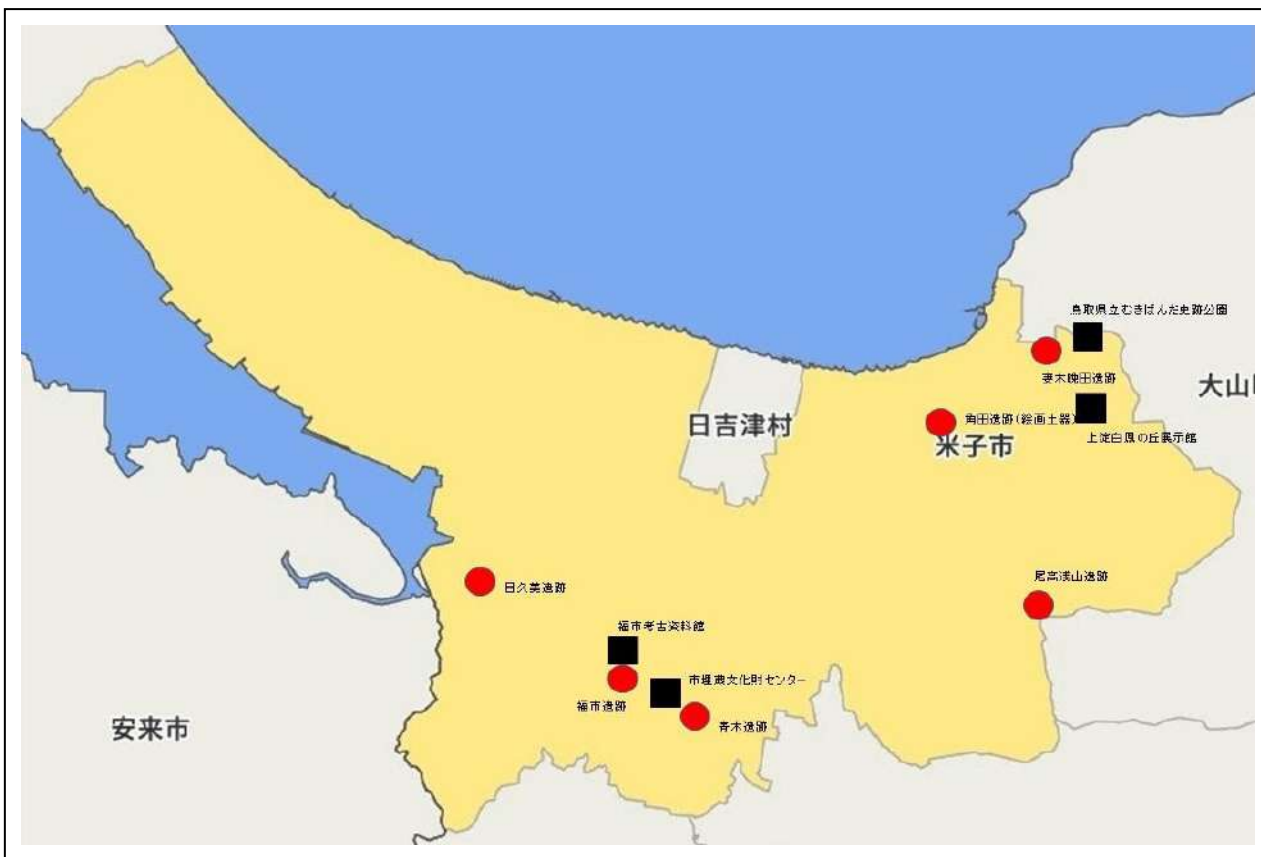
絵画土器(角田遺跡出土)



目久美遺跡

構成歴史文化遺産

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	考古資料	絵画土器 角田遺跡出土	弥生	淀江	県保護文化財
2	集落遺跡	妻木晩田遺跡（鳥取県立むきばんだ史跡公園）	弥生	淀江	国史跡
3	集落遺跡	尾高浅山遺跡	弥生	大高	
4	生産遺跡	目久美遺跡	弥生	就将	市史跡
5	集落遺跡	福市遺跡（福市考古資料館）	弥生	五千石	国史跡
6	集落遺跡	青木遺跡	弥生・古墳	永江	国史跡
7	考古資料	伝米子出土銅鐸（県立博物館蔵）	弥生	不明	



課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・尾高浅山遺跡など未指定文化財の調査を継続します（調査研究）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている ⑩ 指定管理者及び文化財保存活用団体と行政の意識共有が必要	・絵画土器などを修復して、倭人の世界を再現します（情報発信） ・妻木晩田遺跡保存活用実行委員会に参加し、体験事業等を実施します（公開活用）

## ② 淀江潟を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群

### 歴史文化遺産群のストーリー

3世紀、弥生時代の地域ごとの国邑社会を克服し、ヤマト王権を中心とした列島規模の政治的  
同盟関係が成立します。そのシンボルである前方後円墳が各地に造られた古墳時代、山陰地方の  
最初期の古墳は、弥生時代の伝統を残した方墳でしたが、やがて日本海や平野を見晴らす各地の  
丘陵上に大型の前方後円墳が出現します。西伯耆においては、これら初期の首長墳は殿山古墳  
(南部町) など、米子平野南方の旧会見町域が優勢に展開しますが、5世紀後半以降になるとか  
つての淀江潟に臨む丘陵地に展開する向山古墳群がこれに拮抗するようになり、やがて向山古墳  
群は伯耆最有力の首長墓群に発展します。淀江の王墓である石馬谷古墳から出土したと伝わる本  
州唯一の石馬は、筑紫国造磐井の墓とされる岩戸山古墳にみられるのみで、北部九州の有力首長  
と深い交流があったことがうかがえます。西伯耆には宗像・東宗像古墳群をはじめ九州地方の影  
響を受けた横穴式石室が導入され独自の変化を遂げますが、出雲からの影響も受けて岩屋古墳  
(向山1号墳) を代表とする石棺式石室が出現するなど、その形態は多様化します。やがて石州  
府1号墳、陰田1号墳などの地域色ある石室が成立し、横穴墓も多く築かれます。また、岩屋古  
墳からは水鳥埴輪、井手挾3号墳からは個性的な盾持人埴輪等が出土しており、優れた埴輪文化  
がうかがわれます。

このように大規模な墳丘をもつ有力古墳の多くが、日本海や淀江潟のような海に臨んで築かれ  
ています。これは湊となる入江や潟湖を勢力下に置き、日本海航路を差配した有力者の威容を内  
外に示すための王墓と考えられます。

やがて7世紀末になると、向山古墳群を築いた淀江の王は、前方後円墳に代わる新たなモニュ  
メントとして白鳳寺院である上淀廃寺を建立します。発掘調査では、金堂や塔などの遺構のほか、  
瓦や土器、安置されていた仏像の一部といった遺物が出土しますが、上淀廃寺では、平成3  
(1991)年に法隆寺金堂の壁画と並ぶ国内最古級の彩色仏教壁画が発見されたことで知られます。  
出土した数千点に及ぶ壁画片と塑像片について、考古学と美術史からの研究により、当時の金堂  
壁画と丈六三尊像からなる仏像群が復元され、白鳳寺院の華麗な堂内荘厳がよみがえりました。  
さらに上淀廃寺からは類例のない三塔一金堂からなる特異な伽藍配置も確認されています。古代  
寺院は当時最先端のハイテク技術、優れた芸術文化の象徴だったのです。

このように弥生、古墳、飛鳥・奈良時代と繁栄を極めた淀江地域にも栄枯盛衰の翳りは訪れ、  
平安時代の中ごろに火災により炎上した上淀廃寺が再建されることはありませんでした。この時  
期、仏教と山岳信仰が結びつき山林に寺院が造られるようになります。伯耆地方では大山寺の存  
在が大きくなっていきます。



向山古墳群



石馬



上淀廃寺の堂内復元



関連する項目：鳥取県大綱（４）海の王者たちの奥津城－因幡・伯耆の首長墳－  
（５）白鳳寺院から大山・三徳山－知られざる鳥取の仏教文化－

構成歴史文化遺産群：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	古墳群	向山古墳群（石馬谷古墳含）	古墳	淀江	国史跡
2	古墳群	小枝山古墳群	古墳	淀江	
3	考古資料	石馬	古墳	淀江	重要文化財
4	歴史資料	石馬顕彰碑	古墳	淀江	市有形文化財
5	考古資料	井手挾3号墳出土埴輪一括	古墳	淀江	県保護文化財
6	寺院跡	上淀廃寺跡	飛鳥・奈良	淀江	国史跡
7	考古資料	上淀廃寺跡出土壁画・塑像 附瓦・土器類	飛鳥・奈良	淀江	県保護文化財
8	生産遺跡	小枝山瓦窯跡	飛鳥・奈良	淀江	
9	古墳群	晩田山古墳群（妻木晩田遺跡）	古墳	淀江	国史跡
9	古墳群	壺瓶山古墳群	古墳	淀江	
10	古墳群	中西尾古墳群	古墳	淀江	

※歴史文化遺産群の位置は、第6章2-2（2）で表示

課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・上淀廃寺出土壁画・塑像などの総合的な調査を継続します（調査研究）
3	⑧ 歴史文化遺産の公開活用のための施設が十分ではない	・向山古墳群などの再整備に取り組みます（公開活用）

### ③中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群

#### 歴史文化遺産群のストーリー

平安時代後期以降、政治の混乱と自然災害などにより人々は救いを求め仏教に傾倒します。その仏の教えが廃れるのを恐れる釈迦入滅後の末法思想の浸透により、県内では長砂経塚・中山経塚など平安時代から室町時代までの33か所の経塚が作られます。そうした混乱の中で誕生した平氏政権を経て朝廷との主導権争いを勝ち抜いた武家政権へ移行します。その後、鎌倉幕府の打倒を先導し隠岐に流されていた後醍醐天皇が伯耆国へ上陸し、船上山に立て籠もって幕府軍と戦った際に追跡して上陸した隠岐国守護軍は、小波城に本拠を構えたと伝わります。船上山合戦における後醍醐天皇直筆綸旨を含む相見家文書は、紀氏に連なる相見氏に伝わったもので、南北朝争乱期の緊張感を伝えています。相見氏ゆかりで旧伯耆国会見郡において古くから崇敬を集めた八幡神社には、平安時代以降の神像がまとまって伝来しており、美術研究はもちろん、地域の信仰

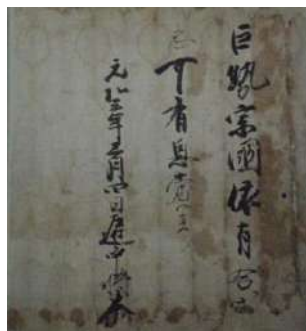
や歴史を考える上でも非常に貴重な資料です。

室町時代に因幡・伯耆の守護を務めた山名氏は、14世紀には一族で全国の6分の1の守護職を占めて「六分一殿」と呼ばれるほど大きな勢力を誇っていました。この山名氏により再興されたと伝えられる瑞仙寺には、15世紀から17世紀までの政治状況をうかがわせる瑞仙寺文書が伝わっています。将軍家の後継争いに絡み山名氏と細川氏が対立した応仁・文明の乱が勃発すると因幡・伯耆も動乱の時代となりました。ここに勢力を拡大してきた戦国大名が隣国出雲の尼子氏や安芸国の毛利氏です。こうした戦乱の時代に、米子市域では戸上城、宝石城、石井要害など18ヶ所の中世城郭が築かれていますが、これらの中には「村の城」ともいえる小規模な城郭も含まれています。西伯耆の中核城郭であった尾高城は、もとは行松氏の居城でしたが、山陰道・日野往来の結節点として河岡城、手間要害（南部町）などと共に毛利氏と尼子氏による攻防が繰り返されました。毛利方の杉原盛重により尼子の武将・山中鹿介が捕らわれ、奇策により脱出した伝承が残っています。やがて西伯耆は尼子氏を滅ぼした毛利氏の勢力下におかれ、山陰方面は毛利一族の吉川元春が支配を固めます。宗形神社には元春が寄進した桃形兜が伝わっており、大神山神社には豊臣大名であった亀井氏が後に寄進した古伯耆物の刀などが伝わっています。豊臣政権の下で元春の子の広家は米子城の築城を開始しますが、文禄・慶長の役で朝鮮半島に出陣したため、完成させることは出来ませんでした。

関ヶ原戦い後、中村一忠が伯耆一国の領主となると、米子城が完成するまでの間、尾高城に滞在し、その後元和一国一城令により米子城を残して廃城となったと思われ、その際の城割（破城）の様子もうかがえます。



長砂経塚出土品



相見家文書



尾高城跡

関連する項目：鳥取県大綱（7）戦乱の時代が残した因幡・伯耆のたからもの

構成歴史文化遺産群：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	歴史資料	長砂経塚出土品（埋蔵文化財センター）	平安	明道	市有形文化財
2	歴史資料	中山経塚出土品（埋蔵文化財センター）	鎌倉	就将	市有形文化財
3	古文書	相見家文書	南北朝	五千石	県保護文化財
4	古文書	瑞仙寺文書	室町	県	県保護文化財
5	古文書	安養寺資料	江戸	五千石	市有形文化財

6	彫刻	神像（八幡神社）	平安	春日	県保護文化財
7	彫刻	木造狛犬（八幡神社）	室町	春日	市有形文化財
8	彫刻	木造十一面観音坐像（慈眼庵）	室町	車尾	県保護文化財
9	工芸品	短刀銘備前長船住兼光（大神山神社）	鎌倉	大高	重要文化財
10	工芸品	刀無銘伝古伯耆物（大神山神社）	平安	大高	県保護文化財
11	工芸品	太刀銘安綱（大神山神社）	平安	大高	市有形文化財
12	城跡	小波城跡	南北朝	大和	
13	城跡	尾高城跡	戦国	大高	市史跡
14	交通	尾高道（歴史の道）	江戸	大高	日本遺産
15	城跡	寶石城跡	戦国	成実	
15	工芸品	桃形兜（宗形神社旧蔵）	戦国	就将	市有形文化財



課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・尾高城跡などの発掘調査を継続します（調査研究）
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある	・尾高城跡の史跡指定による保護を目指します（保存管理）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・戦国時代の西伯耆の様相を探るシンポジウムや企画展を開催します（情報発信）

## ④海城※・米子城と城下町の歴史文化遺産群

## 歴史文化遺産群のストーリー

慶長 5（1600）年、天下分け目の関ヶ原の戦い前後に米子の歴史地図は大転換を遂げます。古代以来西伯耆における政治的中心は汗入郡の淀江、会見郡の南部地域でしたが、中国地方を支配した毛利の一族で東出雲・隠岐・西伯耆 11 万石を支配した吉川広家は、本拠地である山深い月山富田城（安来市）に代わる居城を中海に接した湊山に築城しようとした。広家は関ヶ原の戦後に未完成のまま岩国へ転封となり、その後、駿府から伯耆国 18 万石の国持大名に封じられた中村一忠により「海に臨む天空の城」米子城が完成します。天守（中村期）、四重櫓（吉川期）とされる 2 天守を擁し、内堀・外堀に守られた本格的な近世城郭でした。米子騒動をへて中村氏改易後は、加藤貞泰（6 万石）の短い治世を経て、元和 3（1617）年に池田光政が因幡・伯耆 2 国の太守となり、次いで池田光仲が大山寺領 3 千石を除く因伯 32 万石の太守として岡山から鳥取に入府すると、米子城は主席家老荒尾成利（1 万 3 千石）に預けられ、以後 11 代成富の時に明治維新を迎えます。明治 6 年には城内の建物が売却され、威容を誇った天守も取り壊されました。中村一忠墓地は感応寺に、荒尾家墓所は了春寺にあり、横田内膳墓碑及び遺品は妙興寺に伝わっています。

米子城を要とする城下町の形成は、吉川時代に始まると思われませんが、中村氏の家老横田内膳により本格的に整備が進められたとされます。加茂川の流れを取り込んだ外堀の内側は廻船問屋後藤家住宅のある内町などを除けば武家地でしたが空屋敷が多く、荒尾家以降は江戸時代を通して米子組土や荒尾家家臣といった武士の数は多くありませんでした。武家屋敷の遺構として残るのは旧小原家長屋門ですが、近年発掘調査が進められ、武家地の様子も明らかになっています。

鳥取藩の下、荒尾氏による自分手政治に委ねられた米子の町は、外堀の外側に沿って L 字型に灘町・立町など古くからの町と、倉吉町や尾高町など伯耆国各地の城下から移転してきた町、塩町、紺屋町など職人町などで形成され、その外側に 9 ヶ寺が並ぶ寺町などが配されました。城下町でありながら侍の影の薄い米子では、水運・陸運の要衝として、西伯耆の伯州綿・鉄などの地場産業も発展し、近・現代へと続く商業の町としての基盤が形成されていきました。そして経済力をもった町民により茶の湯・庭園などの文化も栄えたのです

※海城・・・水運を押さえるため海に直面して築かれ、海水を堀に用い、その一部に舟入や船着場を設置または兼用している城（『城の鑑賞基礎知識』（三浦正幸、1999 年）より）

関連する項目：鳥取県大綱（8）揚羽蝶の光と影－鳥取池田家の政治と文化－

史跡米子城跡保存活用計画、同整備基本計画



米子城跡



後藤家住宅



寺町界隈



## 構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	城跡	米子城跡	江戸	就将	国史跡
2	城跡	尾高城跡	戦国	大高	市史跡
3	墳墓	中村一忠墓地 附中村一忠主従木像三体	江戸	就将	市史跡
4	墳墓	荒尾家墓所 附荒尾家位牌	江戸	啓成	市史跡
5	墳墓	横田内膳墓碑及び遺品	江戸	義方	市有形文化財
6	歴史資料	米子城鯨	江戸	義方・就将	市有形文化財
7	建造物	旧小原家長屋門	江戸	就将	市有形文化財
8	建造物	後藤家住宅	江戸	義方	重要文化財
9	庭園	心光寺庭園	江戸	義方	県名勝
10	伝統的建造物群	米子の町家・町並み	江戸	就将・明道・義方	
11	伝統的建造物群	加茂川土蔵群	江戸～明治	就将・明道・義方	
12	寺院跡	清洞寺跡	江戸	就将	市史跡
13	古文書他	大谷家資料	江戸	就将	市指定
14	遺跡	勝田土手	江戸	啓成	
15	遺跡	宗像土手	江戸	成実	
16	建造物	旧外江屋店舗	江戸	義方	国登録文化財
17	植物	潮止め松	江戸	就将	市天然記念物

※歴史文化遺産群の位置は、第6章2-2(1)で表示

## 課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・米子城跡の総合的な調査研究を継続します(調査研究)
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある ⑤ 歴史文化遺産の防災・防犯対策が十分ではない	・米子城跡の追加指定などにより史跡の保護を図ります(保存管理) ・崩落の危険がある米子城跡石垣の修理を行います(防災防犯)
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている ⑧ 歴史文化遺産の公開活用のための施設が十分ではない	・ライトアップなど米子城跡の魅力を発信するプロジェクトを推進します(情報発信) ・米子城跡、城下町の保存活用を推進します(公開活用)

## ⑤米子の小路と地藏信仰の歴史文化遺産群

## 歴史文化遺産群のストーリー

米子の城下町は、大山側から見ると中海を背にした米子城をL字型に囲むように内堀・外堀・大通りが配されていました。内堀と外堀の間を武家地として侍屋敷が並び、外側を町人地としていました。町人地は出雲街道と中筋を大通りとして、通りに面して家屋が建ち並びました。また、寺院が集められて寺町がつくられています。そうした堀や大通りに直交あるいは並行して網目のように路地が張り巡らされています。米子ではそうした路地を小路（しょうじ）と呼び、江戸時代末期の絵図にも「ショウジ」と記されています。これら米子の小路の名前は、唐物屋小路や景山屋小路など有力商人の屋号や覚証院小路や妙善寺小路など寺院名のついているものが多くあります。赤らんかん小路など、そこに暮らす人たちに長い間呼び親しまれてきた小路には、その町の歴史や出来事、シンボルなどの思いが込められています。

大山は古くから神の坐す山として、山麓に暮らす人々の心の支えでした。大山の大智明権現の本地仏である地藏菩薩の信仰は、米子を含む山麓地域に広まっています。現在でも城下町（市街地）を流れる加茂川や小路の傍らにたたずむお地藏さんに紙札を順番に貼って歩く家族連れをよく見かけます。これは「札打ち」といって身内に不幸があった時、その霊をなぐさめ、浄土につかれるまでお地藏さんにお守りいただくよう7日ごとにお地藏さんを巡って「南無地藏大菩薩」と書かれた白札に故人の戒名を書いて貼って祈る風習です。満中陰の49日目には止め札として赤札を貼ります。これは西国霊場や観音霊場の札打ちとは異なり、全国的にも珍しい伯耆西部から出雲東部地方に伝わる風習です。また、加茂川沿いでは毎年8月23日、お地藏さんをきれいに飾って、「地藏盆」の宵祭りがにぎやかに行われています。祭りの主役は子供たち、お地藏さんはいつも子供たちの味方なのです。

万物を救う大山の地藏菩薩の信仰は、平安時代末以降に牛馬信仰を育み、牛馬のご加護を願う人々を大山寺に集めました。大山の裾野に自然に発生した牛馬市は、江戸時代には大山寺に庇護され、全国唯一の「大山牛馬市」として隆盛を極め、明治時代には日本最大の牛馬市へと発展しました。

西国諸国からの参詣者や牛馬を連れた商人などの往来でにぎわった大山道沿いには、今も往時を偲ぶ石畳道や道標、かつての宿場の町並み、牛馬とともに暮らした生活の様子をとどめる農村の景観、旅人を癒やす大山おこわや大山そばなどの伝統食、そして大山の水にまつわる行事や風習が伝わっています。ふもとに暮らす人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら、大山を仰ぎ見る営みは今も息づいています。米子市には、中世における交通の要衝であった尾高と大山寺を結んだ古くからの参詣道である尾高道があり、江戸時代には旧会見郡や米子城下の商人などが行き交いました。

**関連する項目：**鳥取県大綱（1）母なる大山の物語ー地形が生んだ歴史と文化ー

鳥取県大綱（9）深山を行き、荒波を越えーとっとり歴史の道を歩くー  
日本遺産「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」



米子の小路(赤らんかん小路)



地蔵盆



道標(左ひのみち 右よなご)

構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	道路・景観	米子の小路	江戸・近代	明道ほか	
2	歴史の道	大山道（尾高道）	江戸	大高	日本遺産
3	歴史の道	出雲往来（街道）	江戸	就将ほか	
4	風俗慣習	加茂川の地蔵	江戸～現代	義方ほか	
5	風俗慣習	地蔵盆（加茂川まつり）	江戸～現代	義方ほか	日本遺産
6	民俗芸能	米子盆踊	江戸～現代	啓成	県無形民俗文化財
7	風俗慣習	札打ち	江戸～現代	市内	
8	歴史資料	車尾の道標	江戸	車尾	
9	歴史資料	道標	江戸	大和	
10	文化的景観	加茂川		義方ほか	

※歴史文化遺産群の位置は、第6章2-2(1)で表示

課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・道標などの石造物を調査し、保存を進めます（調査研究）
2	⑥ 無形・民俗文化財の継承が危ぶまれている	・盆踊大会などを開催し、伝統芸能の伝承活動を支援します（継承者）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・米子の小路をたどる地蔵さんめぐり、日本遺産ネットワーク会議などを開催します（情報発信）
5	⑩ 市民、関係団体、専門家と行政が協働する仕組みがない	・加茂川まつりなどを通して関係者が協働して取り組む仕組みを育てます（組織体制ア）

## ⑥砂丘地開発に挑んだ人々の営みの歴史文化遺産群

### 歴史文化遺産群のストーリー

明治の文人・大町桂月が「大天橋」と激賞した弓ヶ浜半島は、奈良時代の『出雲国風土記』には「夜見嶋」と書かれた中海に浮かぶ島でした。やがて飯梨川や日野川からもたらされた砂が、島根半島を迂回する対馬海流の分岐沿岸流によって運搬堆積されて日本最大級の砂州・弓ヶ浜半島となります。半島の形成過程では陸地が島状に点在して中海と美保湾が直接通じ、舟が往来できる箇所があったと考えられます。和田町付近が「大切戸」であったという伝承も残されています。応永5（1398）年の『大山寺縁起絵巻』には現在とほぼ同じ半島の姿が描かれており、中世以降の砂州の発達により半島が形成されたことがわかります。

米子市南部の長者原台地などは古くから開発され、現在の中心市街地も城下町の形成により急速に開発されましたが、弓ヶ浜半島は砂地であったため、江戸時代以前は未開の土地でした。江戸時代の後期になると、鳥取藩は新田開発を盛んに行いましたが、新田を開くには用水の確保が必要です。郡奉行の米村所平は、元禄13（1699）年に日野川から水を引く工事を開始し、約60年の歳月をかけた米川用水が開通して弓ヶ浜半島全域で新田開発や綿栽培が盛んになりました。それでも天災による不作は、飢饉として容赦なく百姓の暮らしを脅かします。飢えに苦しむ人々を救ったサツマイモを導入した代官を祀る芋代官碑がいくつも見られることがこのことを物語っています。綿花栽培では地下水を綿井戸と呼ばれる施設から汲み上げ、綿を利用した弓浜緋も製作されるようになりました。

こうした砂丘・砂州を利用することで、この地に人々の暮らしが生まれ、今日まで特徴ある自然と文化が継承されています。冬には小正月の火祭り行事が各地で盛んに行われます。弓浜半島では、歳徳神の神輿が集落を巡幸する、全国的にも類例をみないトンド行事が行われます。これは厳しい自然環境に挑んだ人々が五穀豊穡や厄災除去などを祈って行ってきたものです。

一方、弓ヶ浜半島の付根に位置する皆生温泉は、米子の奥座敷と呼ばれ、山陰地方きっての温泉街として知られています。温泉の発見は、明治時代の初めで、海岸から約200m沖で泡の吹き出る場所があり、漁夫たちは「泡の湯」と呼んでいました。当時、日野川上流ではたたら製鉄が盛んで、砂鉄採取の鉄穴流しによる大量の土砂によって河口部に砂浜が発達しました。明治33（1900）年頃に浅瀬に湧き出る泉源が発見されて「村湯」が作られました。後に「海に湯の湧く米子の皆生」と「皆生小唄」に歌われた皆生温泉の歴史の始まりです。やがて鉄道建設工事で財を成した有本松太郎が大正10（1921）年に設立した皆生温泉土地株式会社により温泉地開発のプロジェクトがスタートしました。皆生温泉のまちづくりの設計図を描いたのは、関東大震災の帝都復興事業にも尽力した内務省技師・折下吉延でした。折下はまちづくりに公園や緑の価値を優先し、プロムナード（散歩道）を取り入れた「皆生温泉市街地設計図」を描き、一条から五条まで碁盤目を模した皆生温泉街路の姿は、現在も基本構造は変わっていません。競馬場・劇場・郵便局などを設けた温泉地への誘客のために米子駅前とつなぐ「米子電車軌道」も開通しました。

ところが、たたら製鉄の終焉により上流から砂が供給されなくなると海岸の浸食が始まり、たびたび泉源が波浪により失われます。海岸の後退は300mにも及び、旅館の一部が流失するなど温泉存亡の危機となりましたが、昭和22年からの防砂突堤、昭和46年から離岸防潮堤が建設され、現在は皆生海岸に再び美しい砂浜が戻ってきています。



関連する項目：鳥取県大綱（2）砂を利す人々の営みー砂と湖が形成した鳥取の景観と文化ー、  
 (11) 祈り、舞い、踊る、とっとりの四季ー祭礼と芸能ー



弓浜半島のトンド



芋代官碑



弓浜緋



東光園本館

構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	風俗慣習	弓浜半島のトンド	江戸～現代	半島全域	県無形民俗文化財
2	歴史資料	芋代官碑	江戸～近代	夜見・富益・和田・崎津	市有形民俗文化財
3	生産用具	綿栽培道具	近代	就将・彦名	県有形民俗文化財
4	名勝	栗嶋	江戸～近代	彦名	市名勝
5	遺跡	米川用水	江戸	半島全域	
6	工芸技術	弓浜緋	江戸～近代		県無形文化財
7	植物	潮止め松	江戸	就将	市天然記念物
8	歴史資料	砂丘開拓碑・井手開発碑	近代		
9	歴史資料	皆生温泉市街地設計図（折下吉延設計）	大正	福生西	
10	建造物	東光園本館	昭和	福生西	国登録文化財
11	彫刻	有本松太郎翁像（辻晋堂作）	昭和	福生西	
12	彫刻	生田春月碑（辻晋堂作）	昭和	福生西	

13	無形の民俗文化財	皆生小唄	大正～昭和		
14	民俗資料	素鳳コレクション（雛人形など）	江戸～現代		
15	風俗慣習	くちなわ神事（皆生八大荒神社）			



課題と方針

視点	課題	方針
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある ⑥ 無形・民俗文化財の継承が危ぶまれている	・ 皆生温泉の歴史を物語る史料の保存活用を進めます (保存管理) ・ トンド保存会への加盟を推進し、道具等修理を継続的に支援します (継承者)
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・ 芋代官の功績を顕彰する地域のまつりを開催します (情報発信)
4	⑨ 歴史文化の担い手・団体等の減少・弱体化が進んでいる	・ 弓浜耕の後継者育成を支援します (担い手育成)

## ⑦鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群

### 歴史文化遺産群のストーリー

江戸時代末期、黒船来航を契機にした攘夷と開国の動きの中で、鳥取藩も淀江港に隣接する淀江台場跡をはじめとする西洋式台場（海岸砲台）を建設します。明治維新とともに荒尾氏による米子城下町の自分手政治も廃止されました。米子でも、西洋の先端科学技術を導入した近代化が始まり、インフラの整備として道路・鉄道・水道、発電施設などの整備が順次行われました。

明治 22 年には米子町が発足します。間もなく蒸気機関による近代的な製糸工場として米子製糸合名会社（明治 25 年）、そして米子銀行（同 27 年）などの金融機関が設立されます。そして近代化の旗手である鉄道は、新橋—横浜間の鉄道開通（明治 5 年）から 30 年後の明治 35（1902）年、境—御来屋間に山陰初の鉄道が開業します。この時開業した駅のうち御来屋駅（大山町）は開業当時の山陰最古の鉄道駅舎が現存しています。明治 40 年の皇太子（後の大正天皇）の山陰行啓に伴い、行在所となった錦公園の鳳翔閣（取壊）まで、米子駅から記念道路が建設され、以後この駅前通りが米子のメインストリートとなっていきます。やがて京都—出雲今市間の山陰線全線開通を受けて、明治 45 年には「山陰鉄道開通記念全国特産品博覧会」を開催（名誉総裁・大隈重信）、空前の盛況を呈しました。

大正 7（1918）年に日ノ出町に設けられた鉄道車両の修理・点検を担う工場は、開設に尽力した後藤快五郎の名前をとって後藤工場（現在：後藤総合車両所）と名付けられました。同年、道笑町に煉瓦造の山陰電気米子変電所が完成し、日野川の水力発電所から送られてきた電気を供給することで米子町内に電灯が灯りました。そして各地の鉄道開設の動きの中で、米子—法勝寺をつなぐ法勝寺電車（大正 13 年）や、米子市内—皆生温泉をつなぐ米子電車軌道（大正 14 年）などの電気鉄道が開業します。まさに米子は「鉄道のまち」として繁栄していきました。街なかには米子専門大店、中村金物店など鉄筋コンクリート造の洋風建築が建ち、ひととき目立つ存在となりました。そして、車尾に上水道水源地・配水池が完成し、上水道の給水も開始されました。当時の旧ポンプ室（大正 15 年）は現在水道記念館となっています。

昭和 2 年には市制が施行され、新たなシンボルとして建設されたのが米子市役所旧館（昭和 5 年）です。翌 6 年には尾高町に本格的な洋風建築である坂口合名ビルが建ちます。昭和 3 年には、倉敷—伯耆大山駅間の伯備線が開通して山陽方面との連絡も実現しました。道路網の整備も進み、日野川に 6 連曲弦トラス橋の旧日野橋（昭和 4 年）が架橋されました。

近代化は時に大きな負の歴史を生み出します。日本は日清戦争を皮切りに対外戦争を繰り返し、太平洋戦争の悲惨な終局を迎えます。その戦争末期には、美保海軍航空基地が開設されます。当時の飛行機用掩体が残っており、戦争を体験した人が少なくなっていく今、こうした戦争遺産は戦争の歴史を物語る貴重な歴史文化遺産です。

戦後復興が進む中、それまで国によって経営されてきた鉄道は、昭和 24 年に独立採算制の公共企業体・日本国有鉄道（国鉄）に改められ、山陰地方を統括する鉄道管理局（現在の J R 西日本山陰支社）が米子に置かれます。そうした山陰における鉄道の歴史を伝える近代化遺産は今も数多く遺されており、米子駅には、1870 年イギリス・ダーリントンアイアン社の製造刻印がある双頭式レールを再利用したプラットホーム上屋や転車台を伴う扇形車庫が今も現役で活躍しています。また、昭和 33 年には市制 30 周年を記念して米子市公会堂が新しく建設され、これには市民の募金が投じられました。高度経済成長期に現れた米子っ子自慢の文化の殿堂でした。

関連する項目：鳥取県大綱（10）変革と伝統



旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両



米子市役所旧館



旧海軍美保航空基地飛行機用掩体

構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	歴史資料	旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両（フ 50 号客車）	明治	明道	県保護文化財
2	歴史資料	D 5 1 蒸気機関車	昭和	就将	市有形文化財
3	建造物	米子駅双頭レールプラットフォーム	昭和	明道	登録鉄道文化財
4	建造物	扇形車庫と転車台	昭和	明道	登録鉄道文化財
5	建造物	後藤駅（J R 境線）	昭和	義方	
6	建造物	後藤総合車両所の施設、鑄鉄管（登録鉄道文化財）	昭和前期	啓成	登録鉄道文化財
7	歴史資料	キ 100 形 182 号除雪車	昭和前期	啓成	登録鉄道文化財
8	歴史資料	ヘッドマークなど鉄道関係資料一式	近・現代	就将	
9	戦争遺跡	旧海軍美保航空基地飛行機用掩体	昭和前期	大篠津	市史跡
10	建造物	旧米子水源地（旧ポンプ室・記念碑・水神社）	大正・昭和	車尾	国登録文化財
11	歴史資料	水管橋（鞆町橋・加茂川橋）	大正	就将・明道・啓成	市有形文化財



12	建造物	旧日野橋	昭和前期	車尾・巖	国登録文化財
13	建造物	米子市役所旧館	昭和前期	就将	市有形文化財
14	建造物	米子専門本店	大正	明道	国登録文化財
15	建造物	坂口合名ビル	昭和前期	義方	
16	城郭	鳥取藩台場跡淀江台場跡	江戸	淀江	国史跡
17	建造物	旧淀江小学校校舎（一部・現淀江傘伝承館）	明治	淀江	



課題と方針

視点	課題	方針
1	② 市民に提供される地域の歴史文化遺産の情報が十分ではない	・知られざる戦争遺産に関する情報提供を行います（情報提供）
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある ④ 埋蔵文化財及び歴史文化遺産の保存管理環境が十分ではない	・貴重な近代建造物の耐震改修を進めます（保存管理） ・鉄道遺産の屋外保護施設改修を行います（保存管理施設）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・鉄道遺産の企画展を開催し、鉄道のまちの情報発信に取組みます（情報発信）

## ⑧鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群

### 歴史文化遺産群のストーリー

日本列島の各地に神社の社殿を覆う社叢や樹叢と呼ばれる「鎮守の森」があります。日本の森林の植生は、国土が南北に長く広範な気候帯を含んでいることから、多様なタイプの森林を育てていますが、鳥取県は本州中部以西から四国、九州にかけての暖温帯常緑広葉樹林帯（照葉樹林帯）に該当します。この照葉樹林帯は、かつて西日本から関東の平野部にかけて日本の西半分を覆うように広く分布していましたが、弥生人が農耕を初めて定住するようになって以来、植林も含め伐採・改変を受けて、現在では国土の1.0%、森林の1.5%を占めるに過ぎず、現在では山間部を除けば非常に小規模な森林が点在するのみで、鎮守の森の植生は希少なものです。

米子の鎮守の森をいくつか紹介しましょう。樹木の神であるククノチノミコト（句々能智命）を主祭神とする青木神社社叢は、スダジイ・アオハダなどの巨樹11本を主体とする常緑・落葉広葉樹からなります。かつては中海に浮かぶ孤島で、『伯耆国風土記逸文』にも登場するスクナヒコナノミコト（少彦名命）の神話が残る粟嶋神社社叢もスダジイ・ヤブツバキなどからなる典型的な照葉樹林です。これに対して和田御崎神社元宮社叢は、弓ヶ浜半島の砂州上にあつて湧水池のまわりに形成されたタブノキ・ヤブニッケイを主とする貴重な照葉樹林です。開発などにより周囲の森林が消えていく中、これら鎮守の森が手つかずで守られてきたのは、信仰の対象である社を守る神聖な場として保護されたためです。古より人々は祈年祭、春・夏・秋など季節の祭りや新嘗祭といった祭りを行う鎮守の森を大切にしてきました。

中国山地は特別天然記念物オオサンショウウオの生息する清流が多くあり、日野川・佐陀川など市域を流れる河川の上流部には棲息地として良好な環境があり、近年は地域おこしのゆるキャラなどとしても親しまれ、南部町には飼育施設もあります。市内では箕蚊屋地域や南部地域で個体が発見されることも多くあり、この日本固有種で世界最大級の両生類は「ハンザケ・ハンザキ」の別名でも親しまれています。

また、粟嶋に隣接する米子水鳥公園を含む中海は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、大正初期の「錦海八景」に「陰田の落雁」と讃えられた天然記念物マガンも飛来します。

このように米子の人々は、日々の暮らしの中で自然と深くかかわってきたのです。

**関連する項目：**鳥取県大綱（6）鎮守の森が伝える鳥取の自然

特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針（鳥取県）



潮止め松



粟嶋神社社叢



オオサンショウウオ

構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	植物	栗嶋神社社叢		彦名	県天記
2	植物	青木神社社叢		尚徳	市天記
3	植物	和田御崎神社元宮社叢		大篠津	市天記
4	植物	潮止め松	江戸	就将	市天記
5	植物	湊山の植生		就将	
6	動物	オオサンショウウオ			国天記
7	動物	コウノトリ			国天記
8	動物	マガン			国天記
9	景観	中海（水鳥公園）		彦名	



課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある	・ オオサンショウウオの生息調査を継続します（調査研究）
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある	・ 樹木医による天然記念物（植物）の樹勢診断を行い、適切な管理を行います（保存管理）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・ 米子城跡と水鳥公園において自然観察と観察マップづくりを行います（情報発信）

## ⑨ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群

### 歴史文化遺産群のストーリー

明治以降の近代化は、伝統的な衣・食・住についても急速な変化をもたらしました。

昭和初期まで庶民の衣服は、ほとんどが手作りで、仕事着や普段着は手織りの木綿物が主でした。日本において綿栽培が広く行われるようになったのは中世後期と言われますが、延宝4

(1676)年に備中から綿実がもたらされたのをきっかけに、この地で綿栽培が行われるようになったという記録があり、以後伯耆地方を中心に絣の生産が盛んに行われました。米子から境港市の弓ヶ浜半島に伝わる弓浜絣は、弓浜絣保存会が保存・伝承の活動を続けています。また、「弁当忘れても傘忘れるな」と言われる気候の山陰地方では、番傘（和傘）も重要なアイテムで、200年の歴史を持つ淀江傘が有名です。洋傘の普及により昭和59年に最後の業者が廃業しましたが、淀江傘伝承の会に技術は引き継がれています。

海・山・砂丘など多様な自然環境に囲まれた鳥取を代表する食としては、豊富な魚類の他にも夏は白イカに岩ガキ、冬の松葉蟹、地鶏や和牛・乳製品、砂丘ラッキョウや長芋、白ネギや20世紀梨など枚挙に暇がないほど多種多様な食材がそろっています。縄文時代の目久美遺跡などで出土した動植物の残滓や骨製品などから、縄文人が周辺で得られる海の幸・山の幸を食していたことがわかります。貝類はサルボウガイ、アカニシ、アワビ、魚類ではマダイ、クロダイ、スズキなど、今でも私たちになじみの深い海の幸が発見されています。こうした漁労は古くから連綿と受け継がれつつ、時代に即し道具や漁獲方法が改良されてきていることが、民俗資料からもうかがえます。日本遺産の構成要素である大山そばなども好んで食べられる伝統食ですが、弓ヶ浜半島で広く珍重される郷土料理が「イタダキ」（ノノコ飯）で、国が認定する近代の100年フード部門 明治・大正に生み出された食文化にも選ばれています。最近では牛骨ラーメンが米子発祥のソウルフードとして注目されています。

住まいも人にとって暮らしていく上で必要な要素です。中世以前においては、発掘調査で検出された遺構や遺物などからその構造を探ることができ、とくに焼失住居から出土した炭化材などから具体的な構造が明らかになり、むきぼんだ史跡公園にはその成果を反映した住居が復元されています。近世以降、県内の伝統的な民家は、主屋の配置及び間取りから主屋を道路から離れた敷地の中央寄りに建てる「農家型」と、主屋を道路に面して建てる「町家型」に大別できます。農家型は高田家住宅が茅葺の豪壮な主屋と屋敷構えをよく残しています。町家型は米子の旧城下町の商家のように、短冊形の細長い敷地に表に主屋、裏側に土蔵を配し、主屋のトオリニワ（土間）に接して天井を張らずに神棚を祀る特徴があり、判屋船越家住宅はその姿を今もとどめています。さらに近代になると、洋風建築に対して近世以来の伝統を継承する地元の大工が工夫を凝らしながら伝統的民家に新たな形を取り入れて坂口家住宅などの近代和風建築を発展させていきました。また、米子は茶道が盛んで、庶民にいたるまでお茶を飲む習慣が普及しています。一般の住宅の中にも路地庭と茶室を備えているものもあり、優れた鉄茶釜も伝わっています。

神坐す山・大山のふもとは、地蔵信仰以外にも観音信仰や道祖神（サイノカミ）などさまざまな民間信仰が息づいています。なかでも道祖神は西伯耆では「サイの神さん」と呼び良縁や子供の成長を祈願する神様として親しまれています。「サイノカミさん十五日、おせ(大人)らちゃまいるが、子供らちゃまいらんか」とはやされる旧暦12月15日の未明、女の子は団子の入った



ワラヅト、男の子はワラヅトを背負ったワラ馬を持ってサイノカミさんに急いでお参りしました。お参りが早いほど授かる幸せも多いといわれます。自然石に男女の神様を刻んだご神体が特徴で、高麗山麓を中心に約 350 体が知られ、米子市内では淀江や箕蚊屋などで 100 体以上が確認されています。

関連する項目：鳥取県大綱（12）ふるさと鳥取の暮らし  
100年フード（文化庁）



淀江傘



イタダキ(ノノコ飯)



判屋船越家住宅

構成歴史文化遺産：

番号	種類	名称	時代	地域	指定等
1	工芸技術	弓浜緋	江戸～現代	弓浜地域	県無形文化財
2	工芸技術	淀江傘製造技術	江戸～現代	淀江	市無形文化財
3	考古資料	目久美遺跡	縄文・弥生	就将	
4	伝統食	イタダキ（ノノコ飯）	明治～現代	弓浜地域	100年フード
5	伝統食	大山おこわと大山そば		全域	日本遺産
6	伝統食	牛骨ラーメン	昭和	全域	
7	史跡	妻木晩田遺跡	弥生	宇田川	国史跡
8	建造物	高田家住宅	江戸	県	県保護文化財
9	建造物	判屋船越家住宅	明治	義方	国登録文化財
10	建造物	坂口家住宅	大正	義方	国登録文化財
11	工芸品	鉄茶釜		就将	県保護文化財
12	有形民俗	石像、亀甲神社の道祖神神体	江戸～現代	大和	市有民文
13	有形民俗	一石三十三観音	江戸	巖	
14	無形民俗	セントロマントロ	江戸	尚徳	





課題と方針

視点	課題	方針
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある ⑥ 無形・民俗文化財の継承が危ぶまれている	・ 民俗行事セントロマントロの保存の取組みを進めます（保存管理） ・ 弓浜餅、100年フードの伝承活動を支援します（継承者）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている	・ サイノカミを訪ね、魅力を発信します（情報発信）
4	⑨ 歴史文化の担い手・団体等の減少・弱体化が進んでいる	・ 淀江傘など無形文化財の後継者育成を支援します（担い手育成）

## 2 歴史文化遺産保存活用区域

### (1) 歴史文化遺産保存活用区域の設定

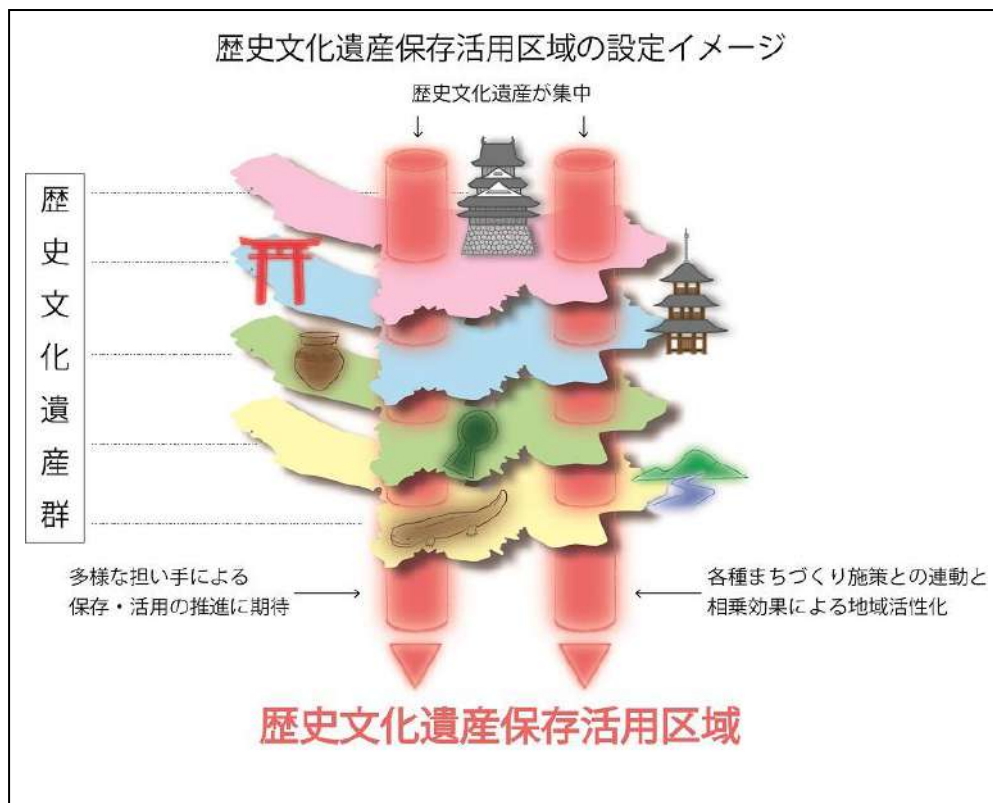
#### ①設定の目的

歴史文化遺産保存活用区域は、「文化財が特定の範囲に集積している場合に、その周辺環境も含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するため、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」令和5（2023）年3月、文化庁）とされます。本計画では、区域内の歴史文化遺産の保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出を目指して歴史文化遺産保存活用区域（以下、「保存活用区域」と呼ぶ）を設定します。

米子市には、米子城と城下町を構成する近世以降の歴史文化遺産が数多く集中する中心市街地や縄文・弥生・古墳～飛鳥・奈良時代の古代遺跡が濃厚に分布する淀江地域など、歴史的・地理的な観点から歴史文化遺産の集積が特に顕著な区域があります。

これらの区域については、個々の歴史文化遺産について保存・活用の取組みを行ってまいりましたが、歴史文化遺産が集中する区域とその周辺全体として、地域づくりにつながる有効な保存・活用となっていない現状があります。このため、歴史文化遺産の立地や集中状況、特徴などを踏まえ、文化財と周辺環境を一体的に捉えた歴史文化遺産保存活用区域を設定し、集中的な取組みを行うことで、歴史文化遺産を地域づくりに活かします。

米子市の保存活用区域は、上記の考え方を踏まえて、多様な歴史文化遺産の保存・活用を、重点的、優先的に推進することで、歴史文化を活かしたまちづくりの先導的役割を果たすとともに、市域全体における取組みへと波及させていくモデル区域とします。これは域内の地区特性や歴史文化に応じて設定する戦略的な計画区域です。



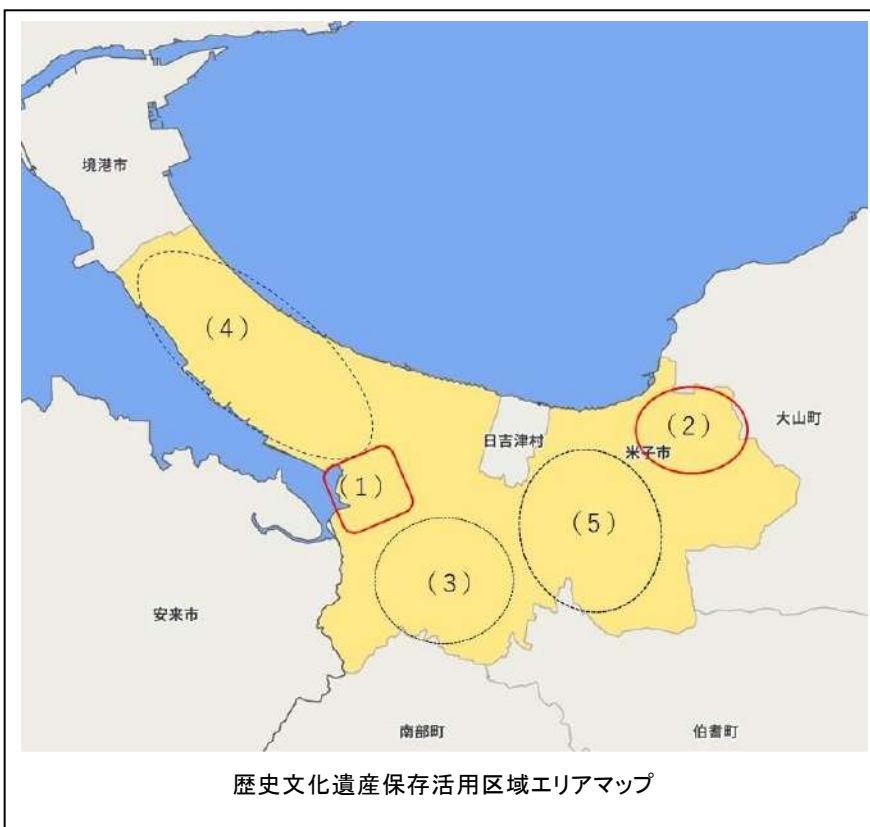
## ②歴史文化遺産保存活用区域設定の考え方

保存活用区域は、前項の目的を踏まえ、以下の条件を考慮して設定します。

- 米子市の一つないし複数の歴史文化遺産群について、それらを構成する主な歴史文化遺産が集中して所在している区域であること。
- 歴史文化遺産の周辺環境を含めて、当該歴史文化遺産を核とした文化的な空間が形成されている、またはその創出が期待される区域であること。
- 保存・活用を推進するための関連施設が歴史文化遺産に近接して所在している、または、それら施設等の整備に適した区域であること。
- これまで行政による重点的な施策が図られていることに加えて、地域住民などによる歴史文化に関わる取り組みやまちづくり活動が盛んであり、多様な担い手による歴史文化遺産の保存と活用の推進が期待できる区域であること。
- 既存の各種まちづくり施策や計画区域・エリアに関連し、それらとの連動や相乗効果による地域の活性化が期待される区域であること。

### (2) 米子市の歴史文化遺産保存活用区域

米子市域において保存活用区域を設定することが想定される地域としては、東から淀江、箕蚊屋、弓ヶ浜半島、中心市街地、南部地域が考えられますが、前項の設定の考え方にに基づき、『米子市まちづくりビジョン』の基本目標に対して「米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」「淀江地域における歴史・地域資源の活用」が基本方向として取り上げられていることを踏まえて、本計画では(1)「米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域」と(2)「古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域」の2区域の歴史文化遺産保存活用区域を設置します。



併せて次期計画以降他の3エリアについても将来的に保存活用区域を新たに追加設定することを検討します。

- (1) 「米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域」
- (2) 「古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域」
- (3) 南部エリア
- (4) 弓浜半島エリア
- (5) 箕蚊屋エリア



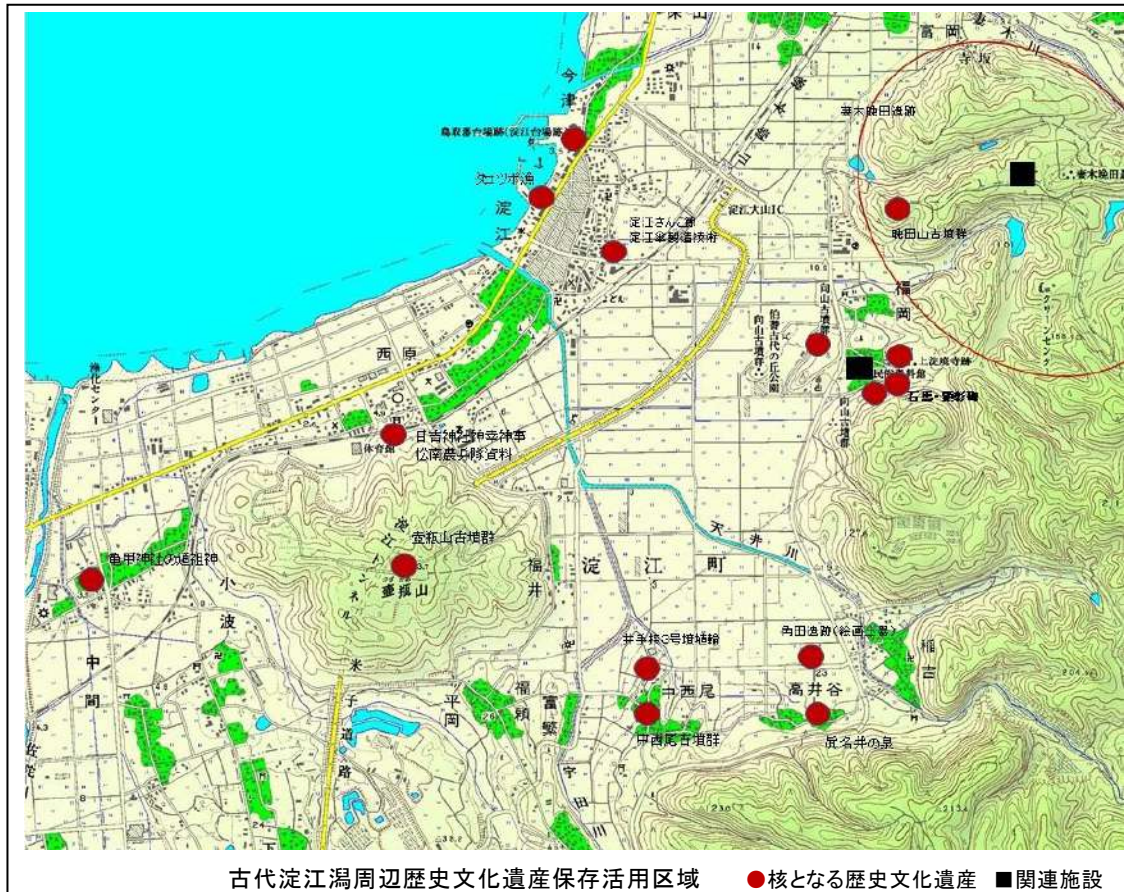


## 課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある ② 市民に提供される地域の歴史文化遺産の情報が十分ではない	・米子城跡の発掘調査や史料調査などを継続します（調査研究） ・近世の防災の歴史を物語る勝田土手について周知に努めます（情報提供）
2	③ 貴重な歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある ⑥ 無形・民俗文化財の継承が危ぶまれている	・米子城跡石垣、城下町の町家などの保存の取組みを進めます（保存管理） ・盆踊大会を開催し、伝統芸能の伝承活動を支援します（継承者）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取組みが求められている ⑧ 歴史文化遺産の公開活用のための施設が十分ではない	・米子城跡と城下町の魅力を集中的に発信します（情報発信） ・米子城跡などの保存整備を推進します（公開活用）
4	⑨ 歴史文化の担い手・団体等の減少・弱体化が進んでいる	・盆踊講習会などを開催し、伝統芸能の後継者育成を支援します（担い手育成）
5	⑩ 市民、関係団体、専門家と行政が協働する仕組みがない	・加茂川まつりや米子城跡の自然観察などに関係者が協働して取組みます（組織体制ア）

②古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域	
区域の範囲	淀江地域のうち古代淀江潟があった淀江平野及び周辺に接する地域
概要	縄文時代から奈良・平安時代の古代遺跡が集中する地域で、伯耆古代の丘公園として史跡の整備活用が行われています。県立むきばんだ史跡公園も含め、特徴ある古代の歴史文化を体感できる稀有な地域として親しまれてきました。
区域が所在する公民館区	淀江、宇田川
主に関りがある歴史文化遺産群	① 甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群 ② 淀江潟を支配した王墓と寺院の歴史文化遺産群
核となる歴史文化遺産等	妻木晩田遺跡、向山古墳群、上淀廃寺跡、鳥取藩台場淀江台場跡（以上国史跡）、石馬（重文）、絵画土器、井手挾3号墳出土埴輪、上淀廃寺出土壁画・塑像（以上県保文）、松南農兵隊関係遺品、石馬顕彰碑（以上市有文）、淀江傘製造技術（市無文）、日吉神社神幸神事、上淀の八朔行事、淀江さんこ節（以上市無民文）、眞名井の泉、タコツボ漁、サイノカミ
区域内の主な関連施設	むきばんだ史跡公園、上淀白鳳の丘展示館、伯耆古代の丘公園
区域と連動、補完する既存計画の範囲、法規制	伯耆古代の丘エリア活性化構想





課題と方針

視点	課題	方針
1	① まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある ② 市民に提供される地域の歴史文化遺産の情報が十分ではない	・大学の研究プロジェクトと連携して調査研究を継続します（調査研究） ・古代の歴史文化遺産に関する最新の研究成果を市民に提供する企画展などを行います（情報提供）
2	④ 埋蔵文化財及び歴史文化遺産の保存管理環境が十分ではない ⑥ 無形・民俗文化財の継承が危ぶまれている	・倭人の世界観を示す絵画土器を修復して公開します（保存管理施設） ・淀江傘の伝承活動を支援します（継承者）
3	⑦ 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている ⑧ 歴史文化遺産の公開活用のための施設が十分ではない	・上淀廃寺にヒガンバナを植栽し、史跡に親しむ機会を提供します（情報発信） ・向山古墳群などの史跡整備（再整備）を推進します（公開活用）
4	⑨ 歴史文化の担い手・団体等の減少・弱体化が進んでいる	・淀江傘の後継者育成を支援します（担い手育成）
5	⑪ 指定管理者及び文化財保存活用団体と行政の意識共有が必要	・古代淀江の歴史文化遺産群が相互連携し、一体的な保存活用を目指します（組織体制イ）

※妻木晩田遺跡の保存活用については、鳥取県立むきばんだ史跡公園が実施。

## 第7章 歴史文化遺産・歴史文化遺産群・歴史文化遺産保存活用区域の保存と活用に関する措置

### 1 措置の考え方

米子市の歴史文化の特徴を踏まえ、その保存と活用に関する将来像「**「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、交流の歴史文化が息づくまち・米子**」の実現を目指し、歴史文化遺産の保存と活用に関する課題・方針に基づき、今後8年間で実施する措置を以下の通り示します。

○保存と活用の5つの視点に基づく1-①～5-①の方針について、本市の歴史文化遺産全体を対象とした措置

○一体的・総合的な取組みとして9つの歴史文化遺産群及び2つの歴史文化遺産保存活用区域について、それぞれの課題及び方針に対応した措置

また、計画期間内に取組む措置のうち、歴史文化遺産の保存・活用を推進していくための土台づくりに関するもの、歴史文化遺産の保護のため緊急性を要するもの、観光や地域振興など他分野と関連して高い効果が期待できるものなどについては、特に重点的に取組むこととします。今期は、以下の①～③を重点的措置として位置づけ、計画期間内に確実に事業遂行すべき措置とします。

#### ■重点的措置

##### ① 地域で取組む歴史文化遺産の保存・活用の仕組みづくりに関するもの

歴史文化遺産の保存・活用を、持続可能な取組みとして今後推進していくにあたっては、地域における取組みを機能させることが重要です。そのため、地域に関わる保存と活用の措置を横断的、連続的に捉え、複数の措置を結びつけた取組みを推進することで、担い手となる所有者等や地域、専門家などの主体間の連携、協力体制の構築を目指す取組みを重点的に行います。

##### ② 散逸（衰退・滅失）の危険性のある資料の調査研究及び保存に関するもの

これまでに蓄積された歴史文化遺産に関する資料について、その整理及び調査研究が十分に進められておらず、このまま放置すれば散逸の危険性があるものについて、適切な保存及び有効な活用を図るための調査研究と保存の措置を重点的に進めます。無形文化財、無形の民俗文化財の後継者不足による衰退、動物・植物に関する滅失の危機に対する措置も同様に進めます。

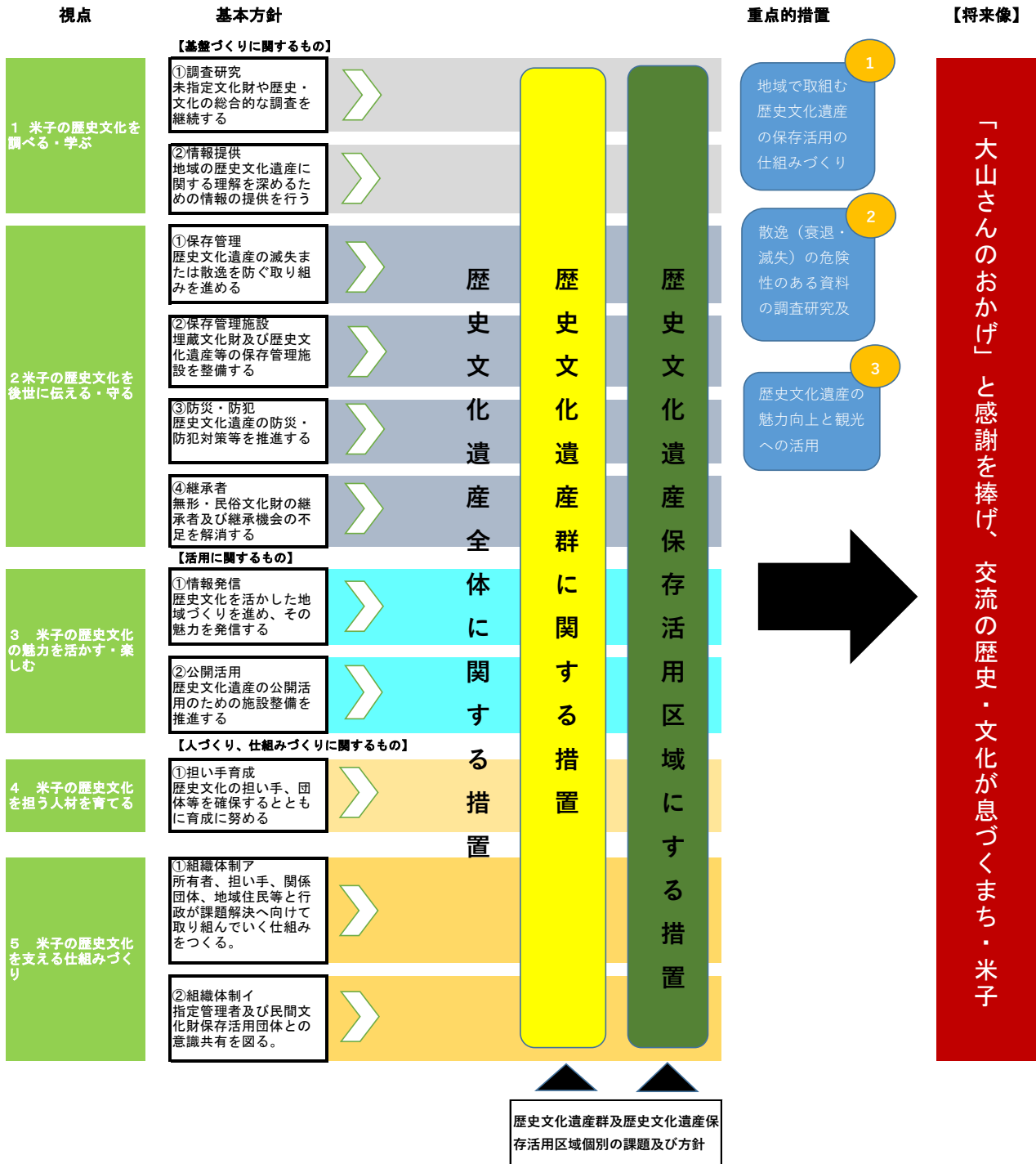
##### ③ 歴史文化遺産の魅力向上と観光活用に資するもの

米子市の多様な歴史文化遺産の活用にあたり、他分野と連携しつつ、その効果の市全域への波及を期待するリーディングプロジェクトとして「米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域」と「古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域」における魅力向上と観光活用に資する措置に取組みます。

なお、措置の取組み期間を前期・中期・後期に分け、「前期」は令和5～7年度、「中期」は令和8～10年度、「後期」は令和11・12年度と設定します。取組主体についてが、「行政」は米子市と所管する歴史文化関連施設（指定管理者）及び鳥取県、「所有者等」は歴史文化遺産の所有者・保存会・保持者及び管理責任者（管理団体）を示します。「地域」は、当該地域住民とともに公民館及び自治会の活動を示します。「専門家」は大学等研究機関及び所属する研究者等と文化財保護法第192条の二に基づく文化財保存活用支援団体やNPO法人等を示します。必要に応じて機関名を表記します。

また、これらの措置に必要な財源としては、市費のほか国庫補助（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金など）、県費補助、その他民間資金なども活用しながら進めていきます。

米子市歴史文化遺産の保存と活用に関する措置の体系



## 2 歴史文化遺産全体に関する措置

### 視点1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ

#### ① 調査研究に関する措置

「歴史文化遺産の総合的な調査を継続する」という方針に基づき、本市の歴史文化遺産の価値や魅力を把握するため、歴史文化遺産の種類や指定・未指定にかかわらず、状況把握と計画的かつ継続的な調査研究に取り組めます。また、保存活用区域において、専門家（大学などの研究機関・歴史文化遺産保存活用支援団体）等と連携して歴史文化遺産の掘り起こし調査などに取り組めます。

#### 措置一覧（1-①調査研究）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ	1	継続	歴史文化遺産リストの更新（重点①②）	歴史文化遺産リストの補完・充実を継続的に行います。	行政 (文化振興課)			
	2	継続	米子城下町の町家・町並み調査研究	米子の町家・町並み保存再生プロジェクトで継続的に調査を行います。	専門家 (米子の町家・まちなみ保存再生プロジェクト)			
	3	新規	歴史文化遺産（美術工芸品）の把握調査	歴史文化遺産の把握調査を計画的に行います（今期は美術工芸品）。	行政 (文化振興課・美術館等)			
	4	継続	埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財の試掘調査及び発掘調査を行います。	行政 (文化振興課・埋蔵文化財センター)			



## ② 情報提供に関する措置

「地域の歴史文化に関する理解を深めるために歴史文化遺産の情報を提供する」という方針に基づき、市民などが歴史文化を身近に感じ、その価値を正しく認識することができるよう、情報発信の多様化と強化を推進するとともに、価値や魅力を共有すべく歴史文化に接する機会や場の拡充に取り組めます。

## 措置一覧（1-②情報提供）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ	5	新規	「米子の歴史文化遺産」刊行（重点②）	米子市内の指定文化財等を紹介する冊子を刊行します。	行政 (文化振興課)			
	6	新規	歴史文化遺産リスト情報の提供	地区単位のリストの情報を提供し、歴史・文化の学びを支援します。	行政 (文化振興課)			
	7	継続	歴史文化遺産紹介パンフレットの作成	個別に史跡や有形文化財等を紹介するパンフレットを作成します。	行政 (文化振興課)			
	8	継続	公民館・学校への出前講座	歴史講座・出前授業などで歴史文化の魅力を発信します。	地域・行政 (公民館・学校・文化振興課)			
	9	継続	インターネットでの歴史文化遺産情報の発信	ホームページの整理・充実とSNSによる情報発信を推進します。	行政 (文化振興課)			

## 視点2 米子の歴史文化を後世に伝える・守る

## ① 保存管理に関する措置

「歴史文化遺産の滅失または散逸を防ぐ取組みを進める」という方針に基づき、歴史文化遺産の特性、状況に応じた保存対策を一層推進していくとともに、歴史文化遺産をとりまく周辺環境を含めた一体的な保存のための環境整備などに取組みます。また、歴史文化遺産保存活用支援団体やヘリテージマネージャーなどの専門家の協力を得て、未来に伝えていくために必要な日常管理や適切な周期での保存修理について所有者等に助言していきます。

## 措置一覧（2-①保存管理）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
2 米子の 歴史文化を 後世に 伝える・ 守る	1	継続	文化財指定・登録の推進（重点②）	指定等文化財の指定・登録を行い積極的に保存を図ります。	行政・所有者等 (文化振興課・所有者等)			
	2	継続	市内の歴史文化遺産の巡視	文化財保護指導委員と連携して歴史文化遺産について巡視を行います。	行政 (文化財保護指導委員・文化振興課)			
	3	継続	遺跡台帳と遺跡分布図の更新	遺跡台帳の情報更新と遺跡分布図の更新を随時行います。	行政 (鳥取県・文化振興課)			
	4	新規	歴史文化遺産データベースの構築	把握調査に基づき、未指定文化財も含むデータベースを構築します。	行政 (文化振興課)			
	5	継続	文化財等管理	有形文化財等の維持管理、防災防犯等について支援を行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	6	継続	指定文化財の説明板・標柱の設置	市内の指定文化財等を紹介する説明板・標柱等を設置します。	行政 (文化振興課)			
	7	新規	指定等文化財管理台帳の整備	指定等文化財の台帳を整備して適切に管理を行います。	行政 (文化振興課)			
	8	継続	史跡等管理	史跡等の除草等を行ない環境整備に努めます。	地域・行政 (自治会等・文化振興課)			

## 2-② 保存管理施設に関する措置

「歴史文化遺産の保存管理施設を整備する」という方針に基づき、適切かつ効率的な保存管理施設の整備に取り組めます。山陰歴史館・上淀白鳳の丘展示館・福市考古資料館・埋蔵文化財センターがそれぞれに収蔵・展示を行っているため、収蔵が効率的に行われていない面があります。そこで必要に応じて展示機能と収蔵機能を分離するなどして、後者を埋蔵文化財センターに移管して集中管理を行うことで収蔵スペースの効率化を図ります。併せて調査・研究機能も集約し、将来的に文化財センターとすることも検討します。

## 措置一覧（2-②保存管理施設）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
2 米子の 歴史文化を 後世に 伝える・ 守る	9	新規	資料収集保管方針の作成と収蔵計画の検討(重点②)	収蔵品について、収納方法の改善等も含む収集保管方針を検討します。	行政 (文化振興課・指定管理者等)			
	10	継続	史跡等保存整備	史跡等を保存整備し活用する事業を計画的に行ないます。	行政 (文化振興課)			
	11	継続	有形文化財保存施設整備	有形文化財の保存のための収蔵庫等保存施設の整備を行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	12	継続	埋蔵文化財センター管理運営	指定文化財(考古資料)を含む埋蔵文化財の保存を適切に行います。	行政 (指定管理者・文化振興課)			
	13	継続	山陰歴史館管理運営	指定文化財を含む歴史資料等の保存を適切に行います。	行政 (指定管理者・文化振興課)			

## 2-③ 防災・防犯に関する措置

「歴史文化遺産の防災・防犯対策などを推進する」という方針に基づき、歴史文化遺産の防災や防犯に対する所有者等及び地域の意識の向上や被害を最小限に食い止めるための平時からの防災・防犯対策の充実に取組みます。また、災害発生時の対策として、その種類に応じた対策及び体制の整備、強化に取組みます。

## 措置一覧（2-③防災防犯）再掲

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
2 米子の 歴史文化を 後世に伝える・ 守る	14	新規	歴史文化遺産ハザードマップの作成（重点②）	災害に対する危険性を把握するため歴史文化遺産を落とし込んだハザードマップを作成します。	行政 (文化振興課)			
	15	新規	有形文化財建造物耐震改修（米子市役所旧館・重点②）	米子市指定有形文化財の保存のため、耐震改修を行います。	行政 (文化振興課)			
	16	継続	防災・防犯の継続的な啓発、訓練の実施	文化財防火デー等を通して防災・防犯意識向上を図ります。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	17	継続	文化財所有者等の研修会	指定文化財（建造物・名勝）所有者研修会に参加して研鑽を積みみます。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	18	継続	文化財部局と消防部局との情報共有	文化財部局と消防部局との連携会議に参加して情報共有を図ります。	行政 (文化振興課、西部消防局)			
	19	継続	国史跡福市遺跡保存整備（法面工事）	福市遺跡を保存するための法面保護工事を行います。	行政 (文化振興課)			
	20	継続	国史跡青木遺跡保存整備（法面工事）	青木遺跡を保存するための法面保護工事を行いません。	行政 (文化振興課)			
	21	継続	重要文化財石馬防災整備（法面工事）	重要文化財石馬収蔵庫の安全を確保するための法面工事を行います。	所有者			
	再掲	継続	歴史文化遺産リストの更新（重点①②）	1-1	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	市内の歴史文化遺産巡視	2-2	専門家・行政 (文化財保護指導委員・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財等管理	2-5	所有者・行政 (所有者・文化振興課)			



## 2-④ 無形文化財・民俗文化財の継承者に関する措置

「無形文化財・民俗文化財の継承者及び継承機会の不足を解消する」という方針に基づき、その対策として、技術研鑽や継承のための経済的支援を行います。また、民俗芸能を披露する発表会などを開催し、衣裳・用具作成などの補助や保存継承活動への支援を行います。

## 措置一覧（2-④継承者）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
2 米子の 歴史文化を 後世に伝える ・守る	22	新規	淀江傘研修修了生自立支援（重点①）	後継者育成研修終了後の自立に係る支援を行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	23	継続	淀江傘伝承活性化	保存会の後継者育成を目的として、研修生の活動を支援します。	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			
	24	継続	弓浜鉾保存伝承活性化	保存会が行う体験教室、収集保存を県・市が連携して支援します。	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			
	25	継続	民俗文化財保存伝承支援（伝統芸能）	米子盆踊の伝承のための講習会を実施し、盆踊り大会を開催します。	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			
	26	継続	民俗文化財保存伝承支援（日吉神社御幸）	日吉神社御幸行事に必要な経費の一部を支援します。	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			
	27	継続	民俗芸能大会への派遣	民俗芸能大会等に米子盆踊、淀江さんこ節等の団体を派遣します。	所有者等・行政 (保存会等・文化振興課)			
	28	継続	無形民俗文化財保存	継承のために必要な用具の修理等も含めた支援を行います。	所有者等・行政 (保存会等・文化振興課)			

### 視点3 米子の歴史文化の魅力を活かす・楽しむ

#### 3-① 情報発信に関する措置

「歴史文化を活かした地域づくりを進め、その魅力を発信する」という方針に基づき、米子の特徴ある歴史文化遺産について積極的に発信する取組みを推進します。

米子城などでは、その価値・魅力を十分に発信するため、関係部署とも連携し、県下及び全国を対象としたプロモーションの発信力を強化し、人を呼び込む仕掛けづくりにも取組みます。さらに米子城VRなどの先端技術を活用した取組みを通して、お城ファンなど、本市の歴史文化遺産へ興味や愛着を強く持つ方たちも巻き込みながら、歴史文化に関わる裾野の拡大に努めます。

また、山陰歴史館・福市考古資料館・上淀白鳳の丘展示館で米子の歴史文化の魅力を発信する企画展示などを開催します。

#### 措置一覧(3-①情報発信)

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5~ 7	中期 R8~ 10	後期 R11 ・12
3 よなごの歴史文化の魅力を活かす・楽しむ	1	継続	米子城魅せるプロジェクト(重点③)	米子城跡の価値や魅力を発信するための情報発信事業を展開します。	行政・専門家 (文化振興課・観光課等)			
	2	継続	お城EXPO・山城サミットへの出展	全国イベントに積極的に出展して、米子城等の魅力を広く発信します。	行政 (文化振興課)			
	3	継続	山陰歴史館企画展等	米子の歴史文化を紹介する常設・企画展を開催します。	行政 (指定管理者)			
	4	継続	福市考古資料館企画展等	福市・青木遺跡等発掘調査に基づく常設・企画展を開催します。	行政 (指定管理者)			
	5	継続	埋蔵文化財センター企画展等	市内遺跡等に関する速報展示・講演会・ウォーク等を行います。	行政 (指定管理者)			
	6	継続	上淀白鳳の丘展示館企画展等	向山古墳群をはじめとする歴史文化遺産の企画展等を開催します。	行政 (指定管理者)			

## 3-② 公開活用に関する措置

「歴史文化遺産の公開活用のための施設整備を推進する」という方針に基づき、山陰歴史館の改修、勝田土手などの史跡や旧小原家長屋門などの有形文化財を整備あるいは修復することによって、市民に公開して活用を図ります。

なお、テーマやストーリーに基づき関連づけられる歴史文化遺産群が複数集中する保存活用区域は、観光地としてのポテンシャルを有することから、老朽化した施設の改修を段階的に進め、観光資源としても磨き上げることによって、歴史観光の振興にも寄与します。

## 措置一覧 (3-②公開活用)

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
3 よなご の 歴 史 文 化 の 魅 力 を 活 か す ・ 楽 し む	7	新規	歴史文化遺産公開活用施設の整備 (重点③)	歴史資料等の公開活用施設の整備を行います。	行政 (文化振興課)			
	8	新規	市史跡陰田1号墳保存整備	石室倒壊の危険性がある古墳の公開に向けて石室修理を検討します。	所有者・行政 (所有者・文化振興課)			
	9	新規	勝田・宗像土手保存活用	城下町を守るために造られた土手の調査を行い、保存・活用を進めます。	行政 (文化振興課)			
	10	新規	旧小原家長屋門の修理 (重点③)	唯一の武家屋敷遺構を二の丸から移築して、保存活用します。	行政・専門家 (文化振興課)			
	11	新規	戦争遺産の保存活用	飛行機用掩体等の整備を進め、公開・活用による平和学習を推進する。	行政・地域 (文化振興課・自治会等)			

※米子城周辺や古代淀江渦周辺の歴史文化遺産の公開活用の措置は、該当する歴史文化遺産群や歴史文化遺産保存活用区域に記載しています。

## 視点4 米子の歴史文化を担う人材を育てる

## 4-① 担い手育成に関する措置

「歴史文化の担い手、団体等を確保するとともに育成に努める」という方針に基づき、地域の歴史文化を発掘する宝さがしワークショップなどを通して歴史文化の担い手の確保、育成に取り組めます。さらに、これまで歴史文化遺産の保存・活用を担ってきた所有者等・地域の活性化を支援することが期待されるNPO法人等を歴史文化遺産保存活用支援団体として育成、認定します。

また、本市の歴史文化に興味を持ち、将来の担い手となる子供たちを育てるため、学校教育並びに社会教育の様々な場を通じた担い手育成に取り組めます。また、伝統行事や職人の知識・技術等の継承と育成のための支援の充実に図ります。

## 措置一覧（4 担い手育成）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
4 米子の 歴史文化を 担う人材を 育てる	1	新規	地域の宝さがしワークショップ（重点①）	地域の歴史文化遺産を発掘する宝さがしワークショップを行います。	地域・行政 (公民館等・文化振興課)			
	2	新規	歴史文化遺産保存活用支援団体の育成・指定	歴史文化遺産の保護に取り組む団体を保存活用支援団体に指定します。	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	公民館・学校への出前講座	1 - 8	地域・行政（公民館・学校・文化振興課）			
	再掲	新規	淀江傘研修修了生自立支	2 - 2 2	所有者・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	淀江傘伝承活性化	2 - 2 3	所有者・行政 (保存会・文化振興課)			
	再掲	継続	弓浜緋保存伝承活性化	2 - 2 4	所有者・行政 (保存会・文化振興課)			
	再掲	継続	民俗文化財保存伝承支援（伝統芸能）	2 - 2 5	所有者・行政 (保存会等・文化振興課)			

## 視点5 米子の歴史文化を支える仕組みづくり

### 5-① 組織体制に関する措置ア

「所有者等、地域、専門家と行政が課題解決へ向けて取組んでいく仕組みをつくる」という方針に基づき、未指定文化財を含む歴史文化遺産の保存・活用を考えるフォーラムを開催して、参加者が共通認識を持つことを目指します。

また、地域計画の進捗管理や見直しに関する協議を行う協議会を設置して、将来像の実現を目指します。

#### 措置一覧（5組織体制ア）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
米子の歴史文化を支える仕組みづくり	1	新規	歴史文化遺産保存活用フォーラムの開催（重点①）	フォーラムの議論を通して歴史文化遺産の特徴を共有します。	行政 (文化振興課)			
	2	継続	文化財保護審議会の開催	歴史文化遺産の保存活用に関する重要事項を調査審議します。	行政 (文化振興課)			
	3	新規	文化財保存活用地域計画協議会の開催	計画の進捗状況を管理するとともに、計画の変更等への助言を行います。	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	文化財所有者等の研修会	2-17	所有者・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財部局と消防部局との情報共有	2-18	行政 (文化振興課、西部消防局)			



### 5-② 組織体制に関する措置イ

「指定管理者及び歴史文化遺産保存活用を支援する団体等との意識共有を図る」という方針に基づき、米子の歴史文化遺産の保存・活用における実効性を高めるため、市民などに直接サービスを提供する山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館と埋蔵文化財センターの4館と文化財部局は課題を共有する必要があると、歴史文化遺産の保存と活用の課題解決のための具体的な取組について協議し、歴史館運営委員会の中で最新情報を共有します。一方、地域の歴史文化遺産に関わるNPO法人などの専門的な知見や実績を有する歴史文化遺産保存活用支援団体と意識共有・連携する連絡会議を定期的を開催して課題解決を図ります。

また、地域計画を遂行するために必要な文化財部局の体制を整備します。

#### 措置一覧（5組織体制イ）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
米子の歴史文化を支える仕組みづくり	4	新規	歴史館運営委員会の開催（重点①）	歴史館運営委員会で具体的な取組みについて議論・提言を行います。	行政 (文化振興課・指定管理者)			
	5	新規	歴史文化遺産保存活用支援団体等連絡会議	歴史文化遺産保存活用支援団体等が意見交換する連絡会議を開催する。	専門家・行政 (支援団体等・文化振興課)			
	6	継続	全国（中国）史跡整備市町村連絡協議会	史跡整備市町村連絡協議会として史跡の保存活用について活動します。	行政 (文化振興課)			
	7	継続	文化財専門職員の体制充実	地域計画を遂行するために必要な専門職員体制を整えます。	行政 (文化振興課・指定管理者)			
	再掲	新規	歴史文化財遺産保存活用支援団体の育成・認定	4-2	行政 (文化振興課)			

### 3 歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する措置

#### (1) 歴史文化遺産群に関する措置

計画期間における①～⑨の歴史文化遺産群に関する措置は以下の通りです。

##### 措置一覧（①甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
①甦る 弥生 の 国邑 の 歴史 文化 遺産 群	群①-1	新規	弥生絵画土器の修復と公開（重点②・③）	倭人の日常や世界観を彷彿とさせる絵画土器を修復して公開します。	行政（文化振興課）			
	群①-2	継続	国史跡妻木晩田遺跡保存活用	行政・関係団体等で組織する妻木晩田遺跡活用実行委員会で体験事業等を実施します。	行政・地域 (実行委員会)			
	群①-3	新規	尾高浅山遺跡調査研究	発掘調査資料の再整理を行います。	行政（文化振興課）			
	再掲	継続	国史跡福市遺跡保存整備（法面工事）	2-19	行政（文化振興課）			
	再掲	継続	国史跡青木遺跡保存整備（法面工事）	2-20	行政（文化振興課）			

##### 措置一覧（②淀江潟を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
②淀江 潟を 支配 した 王の 墓と 寺院 の 歴史 文化 遺産 群	群②-1	新規	国史跡向山古墳群の再整備（重点②・③）	史跡の再整備を目指して保存活用計画・整備計画を策定します。	行政（文化振興課）			
	群②-2	新規	国史跡上淀廃寺の再整備	老朽化した看板等の再整備（修理）を行います。	行政（文化振興課）			
	群②-3	継続	上淀廃寺跡出土壁画・塑像調査研究	関係機関と連携して壁画・塑像の調査研究を行いません。	行政（文化振興課）			
	再掲	継続	重要文化財石馬防災整備（法面工事）	2-21	所有者			
	再掲	継続	上淀白鳳の丘展示館企画展等	3-6	行政 (指定管理者)			

措置一覧（③中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
③ 中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群	群③-1	新規	尾高城跡の保存整備 (重点②・③)	尾高城全域の史跡指定と保存活用計画を策定します。	行政(文化振興課)			
	群③-2	継続	尾高城跡発掘調査	発掘調査を継続し、調査成果を整備に反映させます。	行政(文化振興課)			
	群③-3	新規	尾高城を知るプロジェクト	講演会・シンポジウムの開催やパンフレットを作成します。	行政(文化振興課)			
	群③-4	新規	大山道(尾高道)・尾高城跡歴史ウォーク	大山道と尾高城跡を巡るウォークを開催して、歴史文化に親しみます。	行政・地域 (文化振興課・公民館)			
	群③-5	新規	尼子・毛利合戦の歴史展	戦国時代の西伯着の様相を探る企画展を開催します。	行政 (指定管理者)			

措置一覧（④海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
④ 海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群	群④-1	継続	国史跡米子城跡保存整備(重点③)	三の丸の整備を行い、史跡公園として公開します。	行政(文化振興課)			
	群④-2	継続	国史跡米子城跡石垣修理(重点②)	石垣カルテの作成を行い、補修が必要な石垣の修理を行います。	行政(文化振興課)			
	群④-3	新規	国史跡米子城跡の追加指定	未指定地の追加指定を行い、必要に応じて公有地化を推進します。	行政(文化振興課)			
	群④-4	継続	米子城跡調査研究	城郭の未解明部分の調査研究を文献調査も含めて計画的に進めます。	行政(文化振興課)			
	群④-5	新規	清洞寺跡石造物保存修理	来待石製で風化の進む清洞寺跡五輪塔の保存修理方法を検討する。	行政・専門家 (文化振興課)			
	群④-6	継続	米子の町家・町並み保存活用	城下町の歴史的建造物の文化財登録と保存活用を推進する。	専門家・行政 (支援団体等・文化振興課)			
	再掲	継続	米子城跡魅せるプロジェクト	3-1	行政・専門家 (文化振興課・観光課等)			
	再掲	継続	お城EXPO・山城サミットへの出展	3-3	行政(文化振興課)			
	再掲	新規	勝田・宗像土手保存活用	3-9	行政(文化振興課)			
再掲	新規	旧小原家長屋門の修理(重点③)	3-10	行政・専門家 (文化振興課)				

措置一覧（⑤米子の小路と地蔵信仰の歴史文化遺産群）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
⑤ 米子の 小路と 地蔵信 仰の関 連文化 財群	群⑤-1	継続	米子の小路をたどる地蔵さんめぐり（重点③）	リーフレット等を使って、加茂川沿いの地蔵さんと小路をめぐります。	行政（文化振興課）			
	群⑤-2	継続	加茂川まつり（地蔵盆）	地蔵盆に加茂川エリアの魅力を再発見するイベントを開催します。	地域（実行委員会）			
	群⑤-3	継続	米子城下町まちあるき	町家まちなみや小路などの城下町の魅力を知るまちあるきを行います。	専門家・行政 (支援団等・文化振興課)			
	群⑤-4	新規	石造物（道標等）保護	道標・常夜灯等の調査、保存を進めます。	行政（文化振興課）			
	群⑤-5	継続	とっとり日本遺産ネットワーク会議	日本遺産について情報共有と意見交換します。	行政 (観光課・文化振興課)			
	再掲	継続	民俗文化財保存伝承支援（伝統芸能）	2-25	所有者・行政 (保存会・文化振興課)			

措置一覧（⑥砂丘地開発に挑んだ人々の営みの歴史文化遺産群）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
⑥ 砂丘地 開発に 挑んだ 人々の 営みの 歴史文 化遺産 群	群⑥-1	継続	弓浜半島のトンド保存事業（重点②）	保存会への自治会等の加盟を推進し、道具等修理を継続的に支援します。	地域・行政 (保存会・文化振興課)			
	群⑥-2	継続	いも代官まつり	芋代官井戸平左衛門の功績を顕彰する地域のまつりを開催します。	地域（自治会等）			
	群⑥-3	継続	素鳳コレクション展示	皆生温泉の素鳳ふるさと館等において、雛人形などを展示公開します。	地域・行政 (旅館組合等)			
	群⑥-4	新規	皆生温泉市街地設計図の保存活用	皆生温泉の歴史を示す折下吉延作製の設計図の保存と活用を図ります。	行政・所有者等 (文化振興課)			
	群⑥-5	新規	皆生温泉の名建築と庭園見学会	菊竹清訓設計の東光園本館と流政之作庭の庭園を鑑賞します。	行政・所有者等 (文化振興課)			
	再掲	継続	弓浜緋保存伝承活性化事業	2-24	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			

措置一覧（⑦鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8 ～10	後期 R11 ・12
⑦ 鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群	群⑦-1	新規	鉄道の町・米子の鉄道遺産保存活用推進（重点②）	鉄道遺産の保存活用を進めるとともに、鉄道資料の展示公開を行います。	行政 (文化振興課・指定管理者)			
	群⑦-2	継続	米子の近代化遺産まちあるき（建物編）	ガイドブック等を活用して、近代化遺産のまちあるきを実施します。	専門家・行政 (支援団体等・文化振興課)			
	群⑦-3	新規	法勝寺電車保存活用	法勝寺電車車両の修理及び保護施設の整備改修を行います。	行政（文化振興課）			
	群⑦-4	新規	D51形蒸気機関車保存活用	湊山公園にある蒸気機関車の修理及び公開方法を検討します。	行政（文化振興課）			
	群⑦-5	新規	旧日野橋の保存検討	登録有形文化財旧日野橋のあり方を検討します。	行政 (文化振興課・都市整備課)			
	再掲	新規	有形文化財建造物耐震改修(米子市役所旧館)	2 - 1 5	行政（文化振興課）			
	再掲	新規	戦争遺産保存活用	3 - 1 1	行政・地域 (文化振興課・自治会等)			

措置一覧（⑧鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5 ～7	中期 R8 ～10	後期 R11 ・12
⑧ 鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群	群⑧-1	継続	特別天然記念物オオサンショウウオの保護(重点②)	県保存活用指針に基づき、生息調査及び交雑種監視を行います。	行政・専門家 (文化振興課)			
	群⑧-2	継続	青木神社社叢・和田御崎神社元宮社叢保護	市指定天然記念物の社叢等の維持管理に支援を行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	群⑧-3	継続	粟嶋・粟嶋神社社叢保護	県指定天然記念物・市指定名勝の維持管理に支援を行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	群⑧-4	継続	樹木医による天然記念物樹勢診断	天然記念物植物の樹勢について、樹木医による診断を定期的に行います。	所有者等・行政 (所有者等・文化振興課)			
	群⑧-5	継続	米子城跡自然観察とマップづくり	貴重な自然が残る米子城跡の自然観察と観察マップづくりを行います。	行政・専門家 (文化振興課・専門家等)			
	群⑧-6	継続	水鳥公園における天然記念物鳥類の保護	ラムサール条約湿地での天然記念物鳥類等の生息環境を保全します。	行政 (環境政策課・指定管理者)			



措置一覧（⑨ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5 ～7	中期 R8 ～10	後期 R11 ・12
⑨ ふるさと 米子の 伝統的 な暮らし の歴史 文化 遺産 群	群⑨-1	新規	「セントロマントロ」 保存伝承支援（重点 ②）	南部地域に伝わるセント ロマントロの保護を推進 します。	地域・行政 (自治会等・文化振興課)			
	群⑨-2	新規	100年フード「イタダ キ」伝承	弓ヶ浜地域の伝統食「い ただき」を講習会等を通 して伝承していきます。	専門家、地域 (保存会等)			
	群⑨-3	継続	淀江のサイノカミ探訪 ウォーク	ウォーキングマップを用 いて淀江のサイノカミを 訪ねます。	行政（指定管理者）			
	再掲	継続	文化財等管理	2 - 5	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	淀江傘伝承活性化	2 - 2 3	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	弓浜鉾保存伝承活性化	2 - 2 4	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			

## (2) 歴史文化遺産保存活用区域に関する措置

計画期間における①米子城と城下町歴史文化保存活用区域と②古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域に関する措置は以下の通りです。

## 措置一覧（①米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
① 米子 城と 城下 町 歴史 文化 遺産 保存 活用 区域	再掲	継続	国史跡米子城跡保存整備（重点③）	群④-1	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	国史跡米子城跡石垣修理（重点②）	群④-2	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	国史跡米子城跡の追加指定	群④-3	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	米子城跡調査研究	群④-4	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	清洞寺跡保存修理	群④-5	行政・専門家 (文化振興課・支援団体等)			
	再掲	継続	米子の町家・町並み保存活用	群④-6	専門家・行政 (専門家等・文化振興課)			
	再掲	継続	米子の小路をたどる地藏さんめぐり（重点③）	群⑤-1	行政・専門家 (文化振興課・支援団体等)			
	再掲	継続	加茂川まつりの開催	群⑤-2	地域・専門家 (実行委員会)			
	再掲	継続	米子城下町まちあるき	群⑤-3	専門家・行政 (専門家・文化振興課)			
	再掲	継続	とっとり日本遺産ネットワーク会議	群⑤-5	行政 (観光課・文化振興課)			
	再掲	継続	米子城跡自然観察とマップづくり	群⑧-5	行政・専門家 (文化振興課・専門家等)			
	再掲	継続	民俗文化財保存伝承支援（伝統芸能）	2-25	所有者等・行政 (保存会・文化振興課)			
	再掲	継続	米子城魅せるプロジェクト（重点③）	3-1	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	歴史文化遺産公開活用施設の整備（重点③）	3-7	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	勝田・宗像土手保存活用	3-9	行政・地域 (文化振興課・自治会等)			
再掲	新規	旧小原家長屋門修理（重点②）	3-10	行政・専門家 (文化振興課・支援団体等)				

## 措置一覧（②古代淀江瀧歴史文化遺産保存活用区域）

視点	No	新規 /継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
② 古代淀江瀧歴史文化遺産保存活用区域	域②-1	継続	むきばんだ史跡公園と 伯耆古代の丘公園の連 携（重点①）	古代淀江の歴史文化遺産 群が相互連携し、一体的 な活用を目指します。	行政（むきばんだ史跡公園・ 指定管理者・文化振興課）			
	域②-2	継続	東京大学人文淀江プロ ジェクト（重点③）	大学の研究プロジェクト と連携して地域振興を図 ります。	専門家・行政 (東京大学・地域振興課)			
	域②-3	継続	上淀廃寺彼岸花の里づ くりプロジェクト	市民参加によりヒガンバ ナを植栽し、史跡に親し む機会を提供します。	専門家・地域・行政 (実行委員会)			
	域②-4	継続	淀江いろどりダイア リー	地域の歴史文化遺産の魅 力を発見・再発見するプ ログラムを実施します。	行政・地域 (淀江振興課)			
	域②-5	継続	淀江秋麗ウオーク(淀江 伝説)	地域の魅力を体感するウ オークを開催します。	行政 (淀江振興課)			
	域②-6	継続	伯耆古代の丘公園管理	向山古墳群・上淀廃寺跡 等の管理を行います。	行政（指定管理者）			
	域②-7	新規	鳥取藩台場跡淀江台場 跡の整備	老朽化している施設の更 新を行います。	行政（文化振興課）			
	再掲	新規	淀江傘研修終了生自立 支援（重点①）	2-2-2	所有者等・行政 (保持者・文化振興課)			
	再掲	継続	淀江傘伝承活性化	2-2-3	所有者等・行政 (保持者・文化振興課)			
	再掲	継続	民俗文化財保存伝承支 援（日吉神社御幸）	2-2-6	所有者等・行政 (保持者・文化振興課)			
	再掲	継続	上淀白鳳の丘展示館企 画展等	3-6	行政（指定管理者）			
	再掲	新規	弥生絵画土器の修復と 公開（重点②③）	群①-1	行政（文化振興課）			
	再掲	継続	国史跡妻木晩田遺跡保 存活用	群①-3	行政・地域 (実行委員会)			
	再掲	新規	国史跡向山古墳群の再 整備（重点②③）	群②-1	行政（文化振興課）			
	再掲	新規	国史跡上淀廃寺の再整 備	群②-2	行政（文化振興課）			
	再掲	継続	上淀廃寺跡出土壁画・ 塑像調査研究	群②-3	行政（文化振興課）			
再掲	継続	淀江のサイノカミ探訪 ウオーク	群⑨-3	行政（指定管理者）				

## 第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

### 1 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

#### (1) 現状

**自然災害** これまでも米子市は洪水などの自然災害に見舞われてきましたが、記憶に新しいのは平成12（2000）年10月6日に日野・西伯郡境で発生した鳥取県西部地震（マグニチュード7.3）で、米子市でも震度5強の激しい揺れを感じました。幸い死者・行方不明者はなく、重軽傷者16人とどまりましたが、この地震による被害の特徴は弓ヶ浜地域を中心とした液状化現象によるもので、老朽家屋を中心とする住宅の被害は甚大でした。

指定等文化財の被害については、後藤家住宅（国重要文化財）、十一面観音坐像、高田家住宅（以上県保護文化財）、深田氏庭園（国名勝）、清洞寺跡（市史跡）などで見られました。中でも後藤家住宅では塀が倒れたほか、主屋も大きなダメージを受け、構造診断に基づき、復旧に際しては構造補強も行われました。ただ、巨大な地震であったにも関わらず歴史的建造物の倒壊は皆無であり、伝統的な木造住宅などの被害も比較的少なかったとされます。

一方で、「県民の建物100選」に選定されていた立町の鹿島分家は、文化財指定がなされていなかったため復旧の経費などが課題となり、最終的に記録保存の上、解体を余儀なくされました。こうした事例は老朽化との複合的な要素もからみ、少なからず見られました。



鳥取県西部地震被害(重要文化財後藤家住宅)



木造建築における耐震補強(後藤家住宅)

米子市では、米子市防災会議において今後発生が予想されるあらゆる災害に対して、災害予防計画や、災害時の応急対策計画、災害復旧・受援計画を盛り込んだ米子市地域防災計画（以下、防災計画と呼ぶ）を作成し、それに基づいた風水害・震災・津波・雪害など様々な災害についての対策が講じられているところです。また、隣接する日吉津村を含めた洪水ハザードマップを作成し、全世帯に配布しています。洪水ハザードマップには土砂災害警戒区域も示されています。また、米子市国土強靱化地域計画では、大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を脅かす事態として「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を設定しており、被災による地域コミュニティにおけるアイデンティティの喪失を防ぐため、文化財を保護する必要があると定めています。



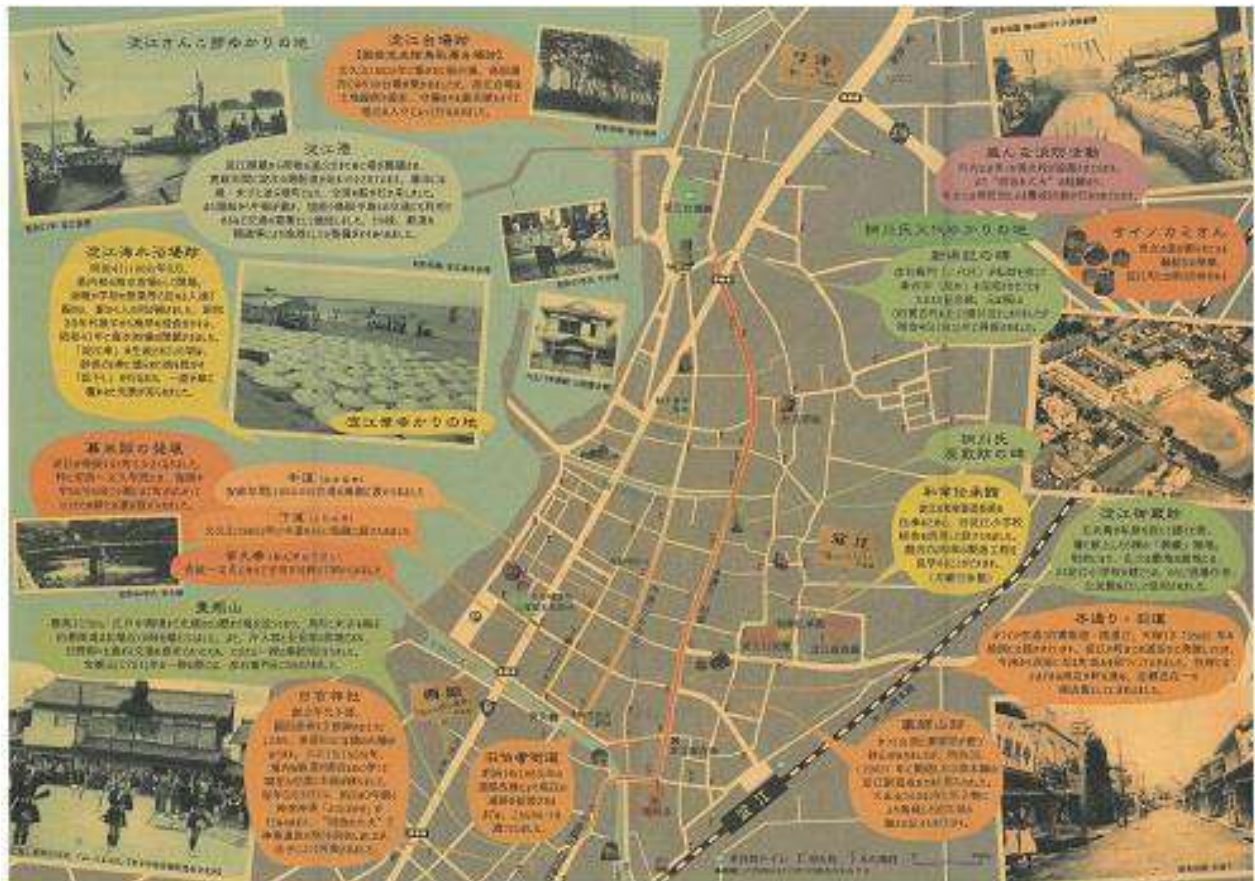


こうしたハザードマップに歴史文化遺産の所在を落とし込むことは出来ていませんが、『米子市の文化財』（平成29年改訂）や「とっとりWebマップ（鳥取県地理情報公開システム）」の文化財情報などをみると米子市の歴史文化遺産は、海拔の低い沿岸部や川沿いの地域に多く所在し、古代遺跡などは山沿いに多く位置することがわかっています。米子市の土砂災害警戒区域を含む洪水ハザードマップにおいて、津波や大雨の際に被害が文化財の集中する地域で発生すると予想されていることから、大規模災害時における歴史文化遺産の被害も想定しておかなければいけません。

**火災・盗難** 米子の中心市街地においては、先の鳥取県西部地震でも火災は発生せず、歴史的にも大火と言われる火事災害は顕著ではありませんが、淀江地域においては江戸時代の元禄年間（1688～1703）と明治24（1891）年に町を一夜にして焼き尽くす「淀江の大火」が発生しており、明治の淀江大火では、淀江宿の総戸数669戸のうち663戸（99%）が焼失しました。淀江のまちなかの歴史的建造物は、この大火以降に再建されたものです。まちなかに多く見かける消火栓は、淀江大火の経験を今に伝えるものであり、歴史文化を訪ねるパンフレットには消火栓の位置も記されています。また、防犯については、仏像などの盗難事件の報告が山陰両県でもある中で、幸いにして米子市内ではこれまで発生していません。



淀江のまちなかの消火栓



「淀江歴史路」パンフレット※消火栓の位置が示されている



## (2) 課題

歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状を踏まえて、以下の課題を抽出します。

### ①災害・被害リスクの把握が十分ではない

災害・被害のリスクを把握するためには、どこにどのような歴史文化遺産があるのかを網羅的に把握する必要があります。さらに洪水ハザードマップに指定等文化財・歴史文化遺産の所在を落とし込むこともできていません。また、米子市地域防災計画においては、建造物と美術工芸品に属する工芸彫刻、及び考古資料などの有形文化財を念頭に消防設備や収蔵庫の整備を述べるにとどまっており、全ての種類の歴史文化遺産ごとのリスクを洗い出すことはできていません。

### ②事前の防災・防犯対策の充実が必要

災害・被害リスクの把握を踏まえて、こうした貴重な歴史文化遺産を保存・継承していくために、発生時に影響を受けそうな箇所の補強・修理、被害を軽減するための工夫、防災施設の設置等の事前の対策を強化する必要があります。また、防犯については、指定等文化財を所蔵する寺社においても、防犯センサーの設置などの対策が遅れているという課題があります。

### ③所有者等の防災・防犯知識の習得が不可欠

歴史文化遺産を各種災害から保護することを目的とする地域防災計画の文化財災害予防計画では、保護管理責任者に対する保護管理の指導等がうたわれています。一方、指定等文化財を所有していない寺社や個人に対しては、防災・防犯に関して特段の取組みが行われていないのが現状であり、これらに対して意識の醸成も含めて、どこまでの防災・防犯対策を促していくのか、今後検討していかなければなりません。

### ④災害時・被害発生時の対策検討が必要

米子市地域防災計画には、文化財災害予防計画は立てられていますが、災害発生時の災害対策計画が盛り込まれていません。このため、災害時・被害発生時の具体的な対策が必要であり、今後の課題となっています。

## 2 歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置

### (1)歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針

防災・防犯に関する方針は、「第5章 3 歴史文化遺産の保存と活用の方針」に定める、以下の内容となります。

#### 文化財の防災・防犯に関する方針（再掲・抜粋）

##### 2-③ 歴史文化遺産の防災・防犯対策等を推進する（防災防犯）

米子市は大規模自然災害や火災による文化財への大きな被害は比較的少ない地域でしたが、近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあり、今後想定される風水害や地震への備えとして、歴史文化遺産の防災設備の充実や耐震化等を推進するとともに、被害を最小限にとどめるための平時からの対策として歴史文化遺産リストの作成に加えてハザードマップの作成に取り組みます。

また、全国的に仏像などの美術工芸品の盗難被害も相次いでいます。空き家等の増加は、日常の防犯が行き届かず、歴史文化遺産の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性を増大させる恐れがあります。そのため、地域との連携を含めて防犯体制の整備、強化に取り組みます。

まちづくりビジョンでは、市の将来像である『住んで楽しいまち よなご』を実現するため、市政の柱となるまちづくりの基本目標として「7 災害に強いまちづくり」を掲げ、『米子市地域防災計画』において総合的な防災対策に取り組んでいます。同計画では、「自らの安全は自らが守る」との観点から「役割の明示と連携・協力の推進」、「減災」の考え方に基づく「被害の最小化」などを基本に掲げており、文化財の災害予防においても、行政による公助、地域住民間による共助、所有者らによる自助のそれぞれの観点から考えて同計画に準拠した方針を定めていくものとします。なお、未指定文化財であっても、貴重な歴史文化遺産を所有しているという認識のもとで適切な対策を行うことが求められるため、まずは地域にとって大切な歴史文化遺産として認識してもらうための啓発を進めることを前提として、以下の個別方針を示します。

### ① 災害・被害リスクの把握

- 歴史文化遺産の状況を点検し、強風や雨水、倒木などによる歴史的建造物の破損、液状化リスクや法面崩壊など、影響を受けそうな箇所及び被害の想定を洗い出します。
- 自然災害は、その発生自体が地形などに影響されるところが大きいことから、周辺地形の把握とともに、米子市洪水ハザードマップをもとに、起こり得る被害について予測します。
- 歴史文化遺産のうち木造建造物は、火災によって被災を受けやすく、特に付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性など火災発生のリスクを把握します。
- 美術工芸品については、保管状態や施設の火災、盗難などの被害発生のリスクを把握します。
- 指定等文化財と埋蔵文化財については、鳥取県文化財保護指導員2名を市の中央を流れる日野川を挟んで担当地区に配置し、定期的な点検パトロールを実施するとともに、速やかに所有者等や行政に報告できる体制を整えます。
- 被害発生後の歴史文化遺産の確認に活用するため、本計画において把握した米子市歴史文化遺産リストについて、継続的な現況把握による充実を進めていきます。指定等文化財についてはデータベース化及び万が一に備えたデジタル化などの記録保存を推進します。

### ② 事前対策の推進

- 災害・被害リスクの把握を踏まえて、影響を受けそうな箇所の補強・修理、被害を軽減するための工夫、防災施設の設置などの事前の対策を検討します。
- 地震対策として、建造物について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じます。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8（1996）年1月、文化庁）などを踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を取ります。
- 指定文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年9月改訂、文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（いずれも令和元（2019）年9月、文化庁）などに示される対策に基づき、主に防火対策のための設備を備えており、引き続き取組みを推進していきます。
- 防犯対策として、リスクの高い歴史文化遺産について、防犯設備の充実や警察署と連携を図り

巡視・点検の強化など、必要な防犯対策を講じます。また、必要に応じて住民参加の防犯パトロールなど、地域ぐるみでの防犯対策を推進します。

- 過去に発生した自然災害に関する事柄（災害の様相や被害の状況等）が記載された自然災害伝承碑などについて把握し、過去の自然災害の教訓を伝承するとともに、そうした教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減につなげます。

### ③ 防災・防犯知識の習得

- 歴史文化遺産の所有者等や地域に対して、災害・被害リスクについての周知及び防災・防犯知識の習得のための指導助言や研修会を継続的に実施します。
- 指定文化財は、消防法及び火災予防条例の規制を受け、面積に関係なく、消火器具及び自動火災報知設備の設置義務があります。このため消防局は指定等文化財の情報を把握する必要があり、令和3年4月1日から「指定文化財の防火対策に関する文化財部局と消防局との申し合わせ事項」が施行され、市町村文化財部局と消防部局との連携会議が定期的で開催されており、引き続き情報共有に努めていきます。
- 文化財防火デーを中心に消防署と連携し、歴史文化遺産の見回りを行うとともに、必要に応じて所有者等や消防団が参加しての防火訓練を実施し、非常時の対応についての知識の習得ならびに地域の歴史文化遺産への防災意識を高めていきます。
- 防火訓練の実施にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（令和2（2020）年3月、消防庁）を活用し、各歴史文化遺産で想定される火災などを考慮した訓練を実施します。

### ④ 災害時・被害発生時の対応

- 災害・被害発生時には、所有者等は、自身及び見学者の安全確保の後、歴史文化遺産の被害についての状況確認を行い、可能な場合は歴史文化遺産を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。
- 歴史文化遺産が被災した場合、米子市は保存活用支援団体の専門家の支援も得て、歴史文化遺産リストに基づき状況を速やかに把握し、「米子市の歴史文化遺産防災・防犯体制」（P112）によって関係機関へ報告を行います。
- 具体的な保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、歴史文化遺産の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて専門家の指導助言を受けるなど、保護及び速やかな復旧活動に資する関係者間の連携した取組みを進めます。
- 災害時・被害発生時に、被災した歴史文化遺産に対する迅速かつ最適な処置がとれるように、鳥取県は災害対策を防災計画に盛り込んでおり、これに準じた対応マニュアルの作成を検討します。

## (2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

歴史文化遺産の防災・防犯のための平時からの取組みとして、各種災害に対する危険性をあらかじめ把握するための「歴史文化遺産リスト」「歴史文化遺産（文化財）ハザードマップ」を作

成します。これにより所有者等への周知を図るとともに、公民館・自治会に情報提供することで、どこに守るべき歴史文化遺産があり、その災害リスクは何であるのかを共有し、地域の防災・防犯意識の向上及び防災・防犯知識の習得につなげます。その他、指定等文化財をはじめとした防災・防犯施設の改修、設置に対する支援を充実するとともに、歴史文化遺産巡視活動や文化財防火デーを中心とした防災・防犯に関する継続的な啓発の強化、訓練の実施などのソフト・ハード両面から 防災・防犯対策に取り組めます。

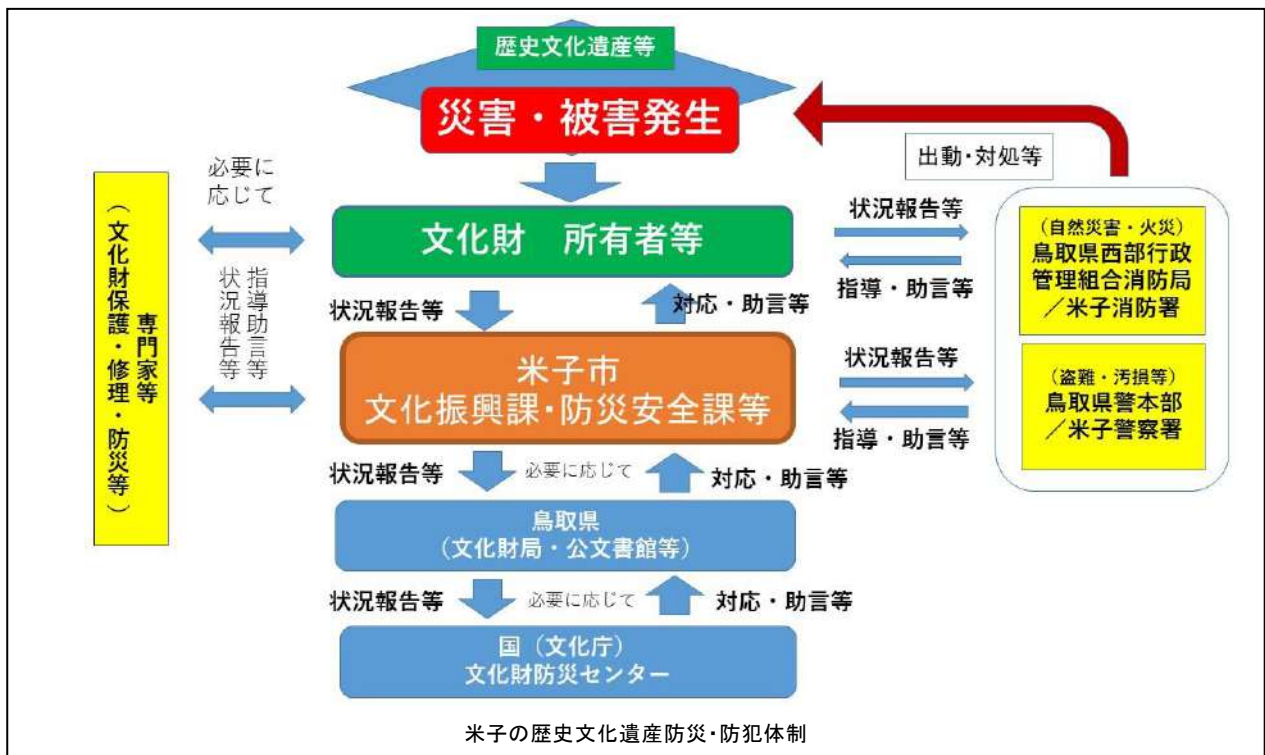
措置一覧 (2-③防災防犯・再掲)

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5~ 7	中期 R8~ 10	後期 R11 ・12
2 米 子 の 歴 史 文 化 を 後 世 に 伝 え る ・ 守 る	再掲	継続	歴史文化遺産リストの更新 (重点①②)	1-1	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	市内の歴史文化遺産巡視	2-2	行政 (文化財保護指導委員・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財等管理事業	2-5	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	新規	歴史文化遺産ハザードマップの作成 (重点②)	2-14	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	有形文化財建造物耐震改修 (重点②)	2-15	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	防災・防犯の継続的な啓発、訓練の実施	2-16	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財所有者等の研修会	2-17	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財部局と消防部局との情報共有	2-18	行政 (文化振興課、西部消防局)			
	再掲	継続	国史跡福市遺跡保存整備事業 (法面工事)	2-19	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	国史跡青木遺跡保存整備事業 (法面工事)	2-20	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	重要文化財石馬防災整備事業 (法面工事)	2-21	所有者等			

### 3 歴史文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

本市に所在する歴史文化遺産について、自然災害や火災、盗難・汚損などの災害発生時における対応及び被害状況確認などの連絡体制は以下のとおりとします。

歴史文化遺産は、一度滅失すれば再生は困難であり、その損失を未然に防ぐ対策とともに、災害発生時における迅速な対応がより重要です。この防災・防犯対策を推進していくため、鳥取県西部広域行政管理組合消防局や自主防災組織との連携はもちろんのこと、文化財保存活用支援団体や、独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター、鳥取県文化財局・公文書館との連携により、防災や発災後の体制構築に向けた取組み体制を進めていきます。



※文化財をめぐる全国的な防災対策としては、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが「文化財が災害にあわないようにするための減災」「被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発」「そして災害時の文化財の救援活動に対する支援」を行っています。



## 第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、その中核を担う行政（米子市及び関係機関）と所有者等（所有者・保存会・管理者など）、地域（地域住民、公民館など）、専門家並びに（仮称）米子市保存活用地域計画協議会による以下の体制を構築します。

#### 保存・活用の推進体制

（令和5（2023）年9月現在）

<b>1 行 政</b>
<b>米子市</b>
<p><b>経済部文化観光局文化振興課</b> 課長 1 名</p> <p><b>史跡整備推進室</b>（5名）</p> <p>業務内容：米子城跡・尾高城跡などの史跡整備活用、管理に関すること。 山陰歴史館などの管理運営（指定管理）に関すること。</p> <p>所管施設：史跡米子城跡、史跡尾高城跡、山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター、上淀白鳳の丘展示館など</p> <p><b>文化財担当</b>（4名）</p> <p>業務内容：歴史文化遺産の調査、指定文化財の指定、歴史文化遺産の保存及び活用、歴史文化遺産の保護事務に関すること（教育委員会補助執行）</p> <p>職 員：9名 内訳 室長1名、文化財専門職員3名、任期付職員1名、事務4名</p> <p><b>文化振興担当</b>（4名）</p> <p>業務内容：芸術・文化振興に関すること。美術館、文化ホール、公会堂、淀江文化センター、文化活動館に関すること。</p> <p><b>経済部文化観光局観光課</b></p> <p>業務内容：観光計画、観光資源、観光施設、観光宣伝、観光客誘致、観光行事に関すること</p> <p><b>総務部防災安全課</b></p> <p>業務内容：防災・災害対策に関すること など</p> <p><b>総合政策部総合政策課総合戦略室</b></p> <p>業務内容：総合計画、市政の重要施策の企画立案に関すること。まちづくり戦略本部 など</p> <p><b>総合政策部地域振興課自治振興担当</b></p> <p>業務内容：市民参画・協働による地域まちづくりの推進 など</p> <p><b>総合政策部淀江振興本部淀江振興課</b></p> <p>業務内容：淀江地域の産業振興・観光に関係すること。 伯耆古代の丘公園に関すること など</p> <p><b>都市整備部建設企画課企画調整室</b></p> <p>業務内容：国土強靱化、部の企画調整に関すること など</p> <p><b>教育委員会生涯学習課</b></p> <p>業務内容：社会教育施設の管理運営に関係すること な</p>

<b>関係機関、施設等(国、県、関係市町村)</b>	
文化庁	鳥取県立むきばんだ史跡公園
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	西部広域行政管理組合米子消防署
鳥取県文化財局文化財課・とっとり弥生の王国推進課	鳥取県警米子警察署
鳥取県埋蔵文化財センター	境港市生涯学習課
鳥取県公文書館	大山町観光課
鳥取県立博物館	日吉津村・南部町・伯耆町
<b>指定管理者等(指定管理に係る公の施設)</b>	
一般財団法人米子市文化財団（米子市埋蔵文化財センター・埋蔵文化財調査室、米子市福市考古資料館、米子市立山陰歴史館、米子市美術館、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館）、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団（米子水鳥公園、米子水鳥公園ネイチャーセンター）	

<b>2 地 域</b>
<b>公民館、自治会</b>
啓成、明道、就将、義方、住吉、車尾、加茂、河崎、福生東、福生西、福米東、福米西、彦名、夜見、富益、崎津、大篠津、和田、五千石、尚徳、永江、成実、巖、春日、大高、県、淀江、大和、宇田川公民館、各自治会
<b>市民団体等</b>
就将の宝探訪会、淀江の魅力発見の会、夜見町伝承文化保存会、ふるさと探検隊（福生東）等

<b>3 所有者等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺院、神社</li> <li>・団体（保存会等）：弓浜緋保存会、米子盆踊保存会、米子市トンド保存会、淀江さんご節保存会、日吉神社神幸神事保存会、よいとまかせ保存・伝承の会、米子歌舞伎保存会、イタダキ伝承の会等</li> <li>・個人、集落等</li> </ul>

<b>4 専 門 家</b>
<b>審議会・委員会等</b>
米子市文化財保護審議会 史跡米子城跡整備検討委員会 歴史館運営委員会 ・歴史館（山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館）の運営に関する事項
<b>大学・研究機関等</b>
鳥取大学、米子工業高等専門学校
<b>文化財保護指導委員</b>

鳥取県文化財保護指導委員 ・取組内容：市内歴史文化遺産の巡視
<b>NPO法人等</b>
米子市観光協会、一般社団法人米子観光まちづくり公社、日本遺産大山山麓魅力発信推進協議会、NPO法人夢蔵プロジェクト、彼岸花の里づくりプロジェクト実行委員会等

<b>5（仮称）米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会</b>
・文化財保存活用地域計画の進捗管理及び見直しに関する協議 ・文化財保存活用地域計画の実施に係る情報共有、協議、調整、その他必要な事業の推進 等

## 2 各主体の役割及び体制整備の方針

歴史文化遺産の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、以下の役割分担及び体制整備の方針のもとに本市の歴史文化を活かしたまちづくりに取組みます。

### （1）行政

文化観光局文化振興課は、本計画を確実に実行していくための中心となる主体であることから、各主体への働きかけ及び調整、支援を行うとともに、歴史文化遺産の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、必要な制度設計及び財源措置などに取組みます。さらに、専門家の指導・助言・協力のもと歴史文化遺産の計画的な調査研究を行い、必要に応じて保存のための指定、公開活用のための整備など、歴史文化を活かすまちづくりの措置に積極的に取組みます。また、地域や所有者等が、米子の歴史文化に対する認識を深めていけるよう普及啓発活動を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるべく適切な情報発信及び支援に取組みます。これらの役割を円滑に進めるために以下の体制整備の方針を定めます。

#### <体制整備の方針①>文化財専門職員の人材確保

米子城跡や尾高城跡などの史跡整備に伴う調査研究・保存整備のための専門的な事業量が増大しています。また、史跡・埋蔵文化財以外についても、所有者や寺社などを巡る社会状況の変遷に伴い課題が発生しており、保護の取組みを強化していく必要があります。このため埋蔵文化財も含めた専門職員体制を指定管理者との連携も含め計画的に進めます。

#### <体制整備の方針②>庁内及び庁外行政機関との連携強化

本市の文化財保護行政は長らく歴史文化遺産の保存に軸足を置いてきましたが、歴史文化を活かすまちづくりを推進するために観光振興、教育、産業振興などの部局との関係を密接にすることを目指します。このため関係部署を交えた庁内連絡会議を設置するなど全庁的な推進体制を構築します。

また、国（文化庁）、鳥取県、関係市町村（隣接する境港市など）の行政機関とも歴史文化遺産の保存・活用に関する共通認識を形成するために情報交換などを行う場を設けます。

## （２）地域

地域住民は、身近な歴史文化遺産に直接触れることが出来ます。それらの歴史文化遺産が自分たちに共有の地域資産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取組みへの参加、協力を通じて地域に愛着と誇りを持ち、一人ひとりが歴史文化を支える担い手となっていただけるよう理解を促進する必要があります。一方、公民館は地域住民と接し、地域の特性を活かしたまちづくりの中核を担う組織のひとつです。文化振興課や市民団体、専門家との連携のもと、地域の歴史文化について、地域住民が学ぶ自主的な活動を支えています。また、市民団体などは、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを活かしながら得意分野の担い手として歴史文化遺産の保存・活用に寄与することが期待されます。

### ＜体制整備の方針③＞ 地域住民の参加による保存・活用のための取組み

地域に根差した歴史文化遺産の保存・活用を推進していくため、行政・専門家などの支援を受けながら地域住民、公民館や市民団体が主体となって探究・情報発信に取り組む体制を強化します。

## （３）所有者等

歴史文化遺産の所有者・管理者は、本市の歴史文化を体現する歴史文化遺産を管理することの重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組んでいます。そのため、行政及び地域との連携のもと、歴史文化遺産の防災・防犯対策を徹底します。一方、観光振興や地域の魅力づくりなどに資する歴史文化遺産の活用や公開についても、保存管理及び防災・防犯、プライバシー保護を前提として参加、協力します。

### ＜体制整備の方針④＞所有者等としての歴史文化遺産保存・活用の取組み

自らが所有する歴史文化遺産の持続的な保存管理及び活用を進めていくため、行政並びに専門家からの情報提供や支援を積極的に活用します。また、鳥取県が主催する文化財所有者研修会への参加を通して、共通の悩みを持つ所有者同士や地域、各種団体との横のつながりによる連携・協力体制の構築を目指します。

## （４）専門家

歴史文化やその他の分野（自然環境、景観、まちづくり、防災など）の専門家（大学等研究機関など）は、行政と連携して本市の歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、その調査成果を所有者及び地域へ発信します。市から認定された歴史文化遺産保存活用支援団体は、各主体の歴史文化を活かすまちづくりの取組みに対して、専門的な指導・助言と技術的支援を行い、地域における取組みを主導していくことが期待されます

### ＜体制整備の方針⑤＞ 多様な専門的支援・協力体制の構築

歴史文化の専門家のみならず自然環境、景観、防災、地域経済、まちづくりなどの各種専門家が、歴史文化遺産を取り巻く様々な状況や課題の解決に対応すべく、各主体に指導及び助言、協力などの技術的支援を行っていくための連携体制を整えます。

### ＜体制整備の方針⑥＞ 歴史文化遺産保存活用支援団体の認定

歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、本市の歴史文化遺産の保存・活用に取組む団体を、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（法第192条の2・文化財保存活用支援団体）と

して認定します。

(5) (仮称)米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会

<体制整備の方針⑦> (仮称)米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会の設置

本計画の進捗管理及び見直しに関する検討を多角的に行うため、地域、所有者等、専門家と行政を代表するメンバーで構成する地域計画協議会を新たに設置します。

